

令和4年3月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（3月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	14
大浦 トキ子 君	14
小山 克彦 君	21
円谷 要 君	34
熊田 喜八 君	38
大須賀 溪仁 君	55
散会の宣告	61

第2号（3月9日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	64
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65

議事日程の報告	6 5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
散会の宣告	1 2 2

第 3 号 (3月10日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
職務のため出席した者の職氏名	1 2 4

開議の宣告	1 2 5
議事日程の報告	1 2 5
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 4
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 3
延会の宣告	1 8 5

第 4 号 (3月11日)

議事日程	1 8 7
本日の会議に付した事件	1 8 7
出席議員	1 8 7
欠席議員	1 8 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 8
職務のため出席した者の職氏名	1 8 8
開議の宣告	1 8 9
議事日程の報告	1 8 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 3
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 7
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 0
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 1
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 8
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 0
陳情審査報告	2 1 5
各委員会閉会中の継続審査申出	2 1 6
日程の追加	2 1 8
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 9
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 0
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 2

日程の追加	2 2 3
常任委員の選任について	2 2 4
議会運営委員の選任について	2 2 5
招集者あいさつ	2 2 6
閉会の宣告	2 2 7

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和4年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君

参事兼
住民福祉課長 小山 富美夫 君 産業課長 黒澤 伸一 君
建設課長 櫻井 幸治 君 湯所本長 星 裕治 君
教育課長 関根 文則 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 北 畠 さつき 書記 小針 陽平
書記 森 歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和4年3月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和4年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和4年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 円谷 要 君

3番 大浦 トキ子 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る3月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和4年3月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は3月8日より15日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より3月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件です。

皆様のお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、この陳情につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和4年3月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和4年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案37件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株により、本県においても年明け以降、新規感染者が増加に転じ、先月には1日当たりの新規感染者数が初めて600人を超えるなど、県内全域において感染が拡大いたしました。このため、1月30日から今月6日までの間、県全域にまん延防止等重点措置が適用され、より強い対策による感染抑制が図られました。これに伴い、新規感染者数は減少傾向が見られるものの、現在も依然として高い水準で推移しております。本村におきましても、これまで40名を超える感染者が確認されており、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況でありますので、村民の皆様には引き続き感染防止対策に努めていただくようお願いいたします。

ワクチンの追加接種につきましては、昨年12月に2回接種済みの方へ意向調査を実施し、希望された方を対象とした追加の集団接種を2月5日から開始いたしました。65歳以上の高齢者の接種は先月末で完了し、今月12日より、64歳から18歳までの方を対象とした接種を進めることとしております。5歳から11歳までの接種は、須賀川医師会の協力の下、須賀川市、鏡石町と共同での集団接種を今月末からの開始に向け準備を進めております。また、同時に、須賀川岩瀬管内の医療機関において個別接種を実施できるよう協議をしており、準備が整い次第、対象者への接種を開始したいと考えております。

次に、本村の令和2年度国勢調査における人口が、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定する要件に該当することとなったため、4月1日付で過疎地域に指定されることとなりました。村といたしましては、今後、県の「過疎地域持続的発展方針」や村総合計画などとの整合を図りながら、この法律に基づく「過疎地域持続的発展計画」を早期に策定し、国の支援措置を最大限に活用しながら、村の課題解決や今後の持続的な発展に資する施策を推進してまいります。

次に、総務関係につきましては、1月5日に令和4年行政区駐在員委嘱状交付式及び駐在員会議を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いいたしました。また、1月6日に令和4年天栄村賀詞交歓会を村議会及び村商工会との共催で開催いたしました。昨年は中止となりましたが、本年は感染防止対策を講じながら出席者を限定して短時間で開催し、各団体から43名が参加の

下、新春の門出を祝いました。

次に、消防防災関係につきましては、1月9日に村消防団出初め式が屋内スポーツ運動場において開催されました。参加者を縮小した中、団長以下90名が参集し、1年の防火・防災意識を新たにするとともに、通常点検、機械器具点検や2分団第5班への消防ポンプ自動車の貸与が行われ、多発する自然災害や火災に対応する消防団員の士気高揚が図られました。また、防災施設整備として実施している天栄村体育館照明器具更新工事及び2月に着手したてんえいふるさと公園防災備蓄倉庫整備工事につきましては、繰越事業として早期完成を目指してまいります。

次に、第5次天栄村総合計画後期基本計画につきましては、SDGsやカーボンニュートラルなど、新たな視点を盛り込んだ計画案を振興計画審議会にご審議いただき、2月14日に適当である旨の答申をいただきました。本計画に基づき、来年度からの5年間、将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現と持続可能な村づくりを目指し、様々な施策を展開してまいります。

次に、平成21年度から平成23年度にかけ、村が構築した光ファイバケーブル等設備について、今後の更新費用や維持管理費を削減するため、通信事業者と無償譲渡に向けた協議を進めてまいりました。このたび協議が整ったことから、これらの光ファイバケーブル及び関連設備の無償譲渡に係る議案を本定例会に上程し、ご審議いただくこととしております。

次に、婚活支援につきましては、3月2日にてんえい縁結び応援サポーター育成講座として、ふくしま結婚・子育て応援センターの世話やき人として活動されている方を講師に招き、世話やき人としての心構えや現在の婚活事情について講話をしていただきました。今後、応援サポーター同士の情報交換や連携を行いながら、未婚男女の出会いの場の創出につなげてまいります。

次に、地方創生事業につきましては、新生活住まいづくり事業の活用などにより、これまで本村と関わりがなかった2世帯4名の方々が移住されました。現在のコロナ禍の状況においては、現地案内や体験事業の実施が困難となっておりますが、情報発信を積極的に行い、オンラインを活用した打合せや体験等、工夫を凝らしながら進めております。

次に、子育て世帯の生活支援として、高校生までの児童1人当たり10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、特例給付を含む児童手当世帯285世帯に対しては12月24日に先行で支給を行い、高校生世帯等に対しては2月9日に第1回目を支給し、年度内に完了することとしております。

次に、生活困窮世帯の生活支援として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、2月9日に第1回目を支給し、本年9月末まで申請を受け付けることとしております。また、原油価格の高騰

による生活困窮世帯の経済的負担軽減を図る灯油購入費等助成金につきましては、住民税非課税世帯等のうち65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に対して1世帯当たり5,000円の助成金を臨時特別給付金に併せて支給し、年度内に完了することとしております。

次に、健康づくり事業につきましては、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設検診が1月末で終了いたしました。受診者総数は延べ576人と集団検診と合わせると延べ2,262人となり、生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療に一定の効果が上がっております。また、特定健診の結果から、糖尿病などの重症化予防対象者を訪問し、脳卒中、心筋梗塞、人工透析等の合併症に至らないよう、地域の医療機関と連携しながら受診勧奨や保健指導を継続的に進めており、今後も村民の健康づくりを支援してまいります。

次に、自殺予防対策につきましては、2月24日に健康推進員の方々などを対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、コロナ禍での自粛生活において不安を抱える方々への接し方やストレス解消法などを学んでいただきました。

次に、子育て支援につきましては、1月30日に生涯学習センターにおいて、ピアニスト、辻井伸行氏の母、辻井いつ子氏を講師に、「明るく、楽しく、あきらめない生き方」と題した子育て講演会を開催し、約50名の参加をいただきました。講演では、ご自身の子育て経験を踏まえた講話をいただき、今後の子育ての参考となる有意義な講演会となりました。

次に、高齢者支援につきましては、本年は降雪が多いため、湯本地区において、独り暮らし世帯、高齢世帯を訪問し、除雪作業の際の注意喚起を実施いたしました。

次に、税務関係につきましては、令和3年分の所得に係る納税相談として、確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を2月4日より開始し、3月15日まで実施しております。収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を行うとともに、収納率の向上と税の公平性確保のため、金融機関の調査及び郵送による財産の差押えを実施いたしました。

次に、国土調査につきましては、牧本第27地区の梨ノ木平他6字の閲覧と取りまとめ及び牧本第28地区の児渡森他13字の1筆地調査を実施し、地積測量の基礎となる図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、令和3年産米の価格下落に対する支援として、農業経営安定対策支援金及び水稻種子購入助成金をそれぞれ419戸の農家に対して12月27日に交付いたしました。また、先般、県から令和4年産米の生産数量の目安が示され、本村の主食用米は前年比38ヘクタール減の660ヘクタールが作付面積の目安とされました。村地域農業再生協議会では、これまで同様、この数量と水田面積を基に生産者ごとの生産数量の目安を設定することにより、引き続き飼料用米を中心に非主食用米等への転換を推進し、米価及び農家所得の維持向上を図ってまいります。

次に、ふるさと公園整備事業につきましては、県の開発許可を受けた敷地の造成工事が1月に完了し、2月に県の検査が終了いたしました。また、中核となる農林水産物直売施設は、国の地方創生拠点整備交付金等を活用して整備を進めるため、事業費約4億円を3月補正予算に計上し、繰越事業として早期完成を目指し進めてまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業により、現在、大里字八石地内において約7ヘクタールの森林整備を実施しております。

また、有害鳥獣対策につきましては、新規狩猟者育成支援を行い、新たに第1種銃猟1名、わな狩猟2名の方がそれぞれ免許を取得いたしました。なお、1月末現在における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ72頭、ツキノワグマ13頭、鹿92頭、ハクビシン21匹となっております。

次に、商工観光関係につきましては、12月17日より、宿泊事業者に対して、泊まってエールキャンペーン事業を展開し、村内外を合わせて延べ555件の利用がありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染が再拡大してきたため、1月18日から事業を中断しておりましたが、まん延防止等重点措置が解除となったことから、再開時期について観光協会と協議してまいります。

企業誘致につきましては、1月11日に株式会社フジ電科と工場立地に関する土地売買契約を締結し、2万1,520平方メートルを売却いたしました。今後は当該社の操業が円滑に進み、地元雇用が促進されるよう働きかけてまいります。

次に、除染事業につきましては、小川、上松本、丸山、土橋久保、4つの仮置場の原状回復工事が本年度で完了する見込みであり、これにより県が賃借する2つの仮置場を除き、村内全ての仮置場を地権者へ返還できることとなっております。

次に、緊急浚渫推進事業の二俣川浚渫工事及び社会資本整備総合交付金事業の児渡滝田線道路改良工事につきましては、11月から工事を進めておりましたが、大雪の影響により年度内完了が困難であること、また電源立地地域対策交付金を活用した除雪ドーザ2台の導入につきましても、新型コロナウイルスの影響により納期に大幅な遅れが生じているため、いずれも繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管を更新する配水管布設替工事が1月に完了いたしました。また、国道118号道路改良整備工事に伴う村道原ノ下・下河内線の水道管移設につきましては1月に着手いたしました。県の道路改良整備工事が繰越事業となることから、同時に進める必要があるため繰越事業として実施してまいります。

次に、学校教育関係につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、各種大会やコンクールが規模縮小や中止となるなど教育活動へも大きな影響が及んでおりますが、各学校において、感染症予防対策を日々徹底しながら、状況に応じ工夫を凝らした学習や行事を行い、子どもたちは元気に活動しております。

このような中、第66回福島県書きぞめ展団体の部で、広戸小学校、牧本小学校及び天栄中学校が奨励学校賞を受賞するとともに、個人の部においても、書きぞめ奨励賞など多数の賞を受賞いたしました。また、第75回福島県下小学校音楽祭個人創作の部で、広戸小学校の5年生が銀賞、6年生が金賞を受賞し、広戸小学校が学校賞を受賞いたしました。さらに、第53回福島県児童作文コンクールで、牧本小学校3年生が特選を受賞するなど、喜ばしい活躍が見られました。

12月25日から3日間にわたり、小中学生が映画の台本づくりから発表までを行うこども映画学校を開催いたしました。映画監督ほかプロのスタッフの指導の下、脚本、演技、撮影、宣伝、配給までの一連の流れを体験することができ、子どもたちの天栄村に対する思いの詰まったすばらしい作品が完成いたしました。この作品は今月、新地町で行われる福島こどもみらい映画祭で上映される予定となっております。

1月22日には、本村では今年度が初めてとなる小学生を対象にした英語検定を実施し、12名が受験いたしました。今後も、英語の村てんえいを目指し、様々なチャレンジの機会を提供できるよう取組を推進してまいりたいと考えております。

1月13日から1泊2日で、天栄中学校2年生のブリティッシュヒルズへの異文化体験授業を実施いたしました。宿泊となる研修で、夜のブリティッシュヒルズ散策や夕食のテーブルマナー講習など、ふだんとは雰囲気が違う中で日本との文化の違いを学ぶことのできる貴重な体験となり、生徒からは「英語が通じてうれしかった、勇気を出して話しかけてよかった」「夕食のテーブルマナーは難しかったけど、今後この経験を活かしていきたい」など、喜びの声が多く届きました。

コロナ禍において不安を抱え、受験を控えている中学3年生には、2学期から3学期にかけて、塾の講師を派遣して講義を行う学習支援を実施いたしました。基礎と発展のレベルに応じた講義に、生徒からは「分かりやすくて力がついた」「勉強への意欲がさらに高まった」などの声が多く寄せられております。

県内でも10代以下の新型コロナウイルス感染者が多く発生し、子どもたちも不安を感じながら活動しておりますので、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、心のケアと健康状態の把握に努め、園児・児童・生徒が安心して学ぶことができ、充実した学校生活を送れるよう教育活動を推進してまいります。

次に、生涯学習につきましては、1月5日に天栄中学校において、早稲田大学のサークル、セカクルと中学生が英語交流を行いました。今回の交流は対面とオンラインを併用した活動を行い、多様化する社会で自分を表現することをテーマに、英語でゲームやスピーチの発表などを通して、国際的な視点で自分を見つめ直す機会となりました。

1月8日には、8月から延期しておりました令和3年度天栄村成人式を村議会から服部議

長にご臨席をいただき、64名の新成人を対象に挙行いたしました。式は、感染防止対策を徹底するため参加者全員に抗原検査を実施するとともに、来賓者を少人数として、2分の1成人式は別開催といたしました。昨年度に続き、新成人者の名前を入れたオリジナルラベルの日本酒を送り、お祝いすることができました。

また、生涯スポーツ関係につきましては、1月16日に第40回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会が京都市で行われ、天栄中学校出身の岩崎麻知子選手が福島県の代表として第7区を任され、区間8位の力走で、本県は8位入賞を果たしました。岩崎選手は東日本女子駅伝競走大会に続く県代表入りとなり、大会16年ぶりとなる本県入賞に大きく貢献した姿は、多くの村民や県民に元気を届けました。

また、3月4日から開催されております北京パラリンピックにおきまして、アルペンスキー男子座位の部に、本村在住の藤原哲選手が日本代表として参加しております。藤原選手は約5年前に秋田県横手市より本村に転入し、県内のスキー場を拠点に活動されており、今回初めてとなる代表入りを果たしました。本村から世界の舞台で戦う選手が出たことは喜ばしいことであり、不慮の事故を乗り越え、研さんを重ねた努力の成果を十分に発揮され、素晴らしい結果が残せることを期待しております。

次に、湯本公民館事業につきましては、12月17日にいきいき学び大学で民話講座を実施いたしました。また、これに合わせ、高齢者目線で困っていることや住んでいてよいことなど、地域の課題について考える機会を設け、さらに村をよくするために必要なことを参加者で話し合いました。

次に、令和4年度の一般会計当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染症対策と社会経済活動の両立に向けた対策や自然災害に備えた防災対応機能の充実、併せて第5次天栄村総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けた諸施策を中心に、さらには第2期天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とする人口減少対策やSDGsの推進など、持続可能な村づくりを重点事業として取り組むため、予算総額を39億7,900万円として編成いたしました。基本目標ごとに、その概要を申し上げます。

1つ目の安全・安心な環境づくりは、予算総額8億8,000万円余りであります。防災対応機能の充実として避難所空調設備の整備、防犯対策として防犯カメラの整備拡充、自然災害防止対策として排水路やため池堤体の改修、河川等の浚渫などを実施いたします。

2つ目の支え合い築く健康づくりは、予算総額5億2,300万円余りであります。きめ細やかな福祉サービスの提供を行うための高齢者福祉計画・介護保険事業計画の改定に向けた取組や安心して子育てができる環境づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室推進などを継続して実施いたします。

3つ目の地域を活かした産業づくりは、予算総額3億9,300万円余りであります。村の基

幹産業である農業と観光を振興するため、コロナ禍における農業経営及び米価安定対策として、飼料用米への助成の拡充やアフターコロナを見据えた教育旅行の誘致促進を図るとともに、てんえいふるさと公園の整備、農地保全や農作物の鳥獣被害対策として、ヤギの放牧による緩衝帯管理実証事業やニホンジカ捕獲管理事業補助金の新設などを実施いたします。

4つ目の心豊かな人づくりは、予算総額2億5,600万円余りであります。子どもたちの健やかな成長や次代を担う人材を育成するため、こども未来応援事業、英語教育の推進を継続するとともに、新たにタブレットの活用による学習アプリの導入、SDGsの理念に基づいた食育と地産地消学校給食事業、少子化対策として、縁結び応援サポーター事業の拡充などを実施いたします。

5つ目の未来につなぐ村づくりは、予算総額5億2,400万円余りであります。保育所移転や小学校の統合など、公共施設整備に係る基本計画を策定するための基本調査、証明書等のコンビニ交付サービスの導入、行政区協働の里づくり交付金の拡充などを実施いたします。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案37件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、法令の廃止、統合に伴い、参照法令を改めるものであります。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会の報告に基づき、通勤手当の限度額を改定するものであります。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、会計年度任用職員の育児休業取得要件を緩和するよう改正するものであります。

議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル行政推進法に基づき、国が進める書面、押印、対面規制の見直し方針を踏まえ、押印省略及び電子手続を可能とするよう改正するものであります。

議案第5号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国の法令改正により、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第4号と同様、国の見直し方針を踏まえ、押印省略を可能とするよう改正するものであります。

議案第7号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例につきましては、定住促進村営住宅の入居資格条件を緩和するよう改正するものであります。

議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、白子テニスコートを廃止するとともに、屋内スポーツ運動場の冷暖房設備設置に伴い、使用料を規定するものであります。

議案第9号 天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例につきましては、本年度で基金活用が終了となるため、廃止するものであります。

議案第10号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、本村が復興産業集積区域から除外されたため、条例を廃止するものであります。

議案第11号 財産の無償譲渡につきましては、ブロードバンドサービスを利用するために村が整備した公設光ファイバケーブル等設備を通信事業者へ無償譲渡するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 村道の路線の廃止及び議案第13号 村道の路線の認定につきましては、起点の変更に伴う村道1路線の廃止及び認定について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和3年度天栄村一般会計補正予算につきましては、てんえいふるさと公園の整備に係る地方創生拠点整備交付金や一般補助施設整備等事業債、原子力災害損害賠償金の増、福島県沖地震に伴う住宅支援事業、除染対策事業の完了や各種事業費の確定などにより、歳入歳出それぞれ1億955万円を追加し、予算総額を54億4,000万円とするものであります。

議案第15号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、予算総額を7億463万9,000円とし、診療施設勘定において歳入歳出それぞれ35万3,000円を減額し、予算総額を5,910万7,000円とするものであります。

議案第16号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、予算総額を350万7,000円とするものであります。

議案第17号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、予算総額2億3,238万9,000円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第18号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、予算総額1,385万3,000円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第19号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、予算総額を2億1,087万円とするものであります。

議案第20号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,895万円を減額し、予算総額を3,248万3,000円とするものであります。

議案第21号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ125万4,000円を減額し、予算総額を6億8,480万7,000円とするものであります。

議案第22号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳

出それぞれ280万9,000円を減額し、予算総額を5,195万6,000円とするものであります。

議案第23号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ96万円を減額し1億4,220万4,000円とし、資本的収入及び支出において、収入を368万円減額し5,144万3,000円とし、支出を578万6,000円減額し1億4,718万4,000円とするものであります。

議案第24号 令和4年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比9.8%減の39億7,900万円であります。

議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定は対前年度比1.1%減の6億8,277万1,000円、診療施設勘定は対前年度比2.6%増の5,221万6,000円であります。

議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比77.8%減の63万7,000円で、主な要因は東京電力電線の線下補償料の減によるものであります。

議案第27号 令和4年度大里財産区特別会計予算につきましては、対前年度比15.9%減の27万円であります。

議案第28号 令和4年度湯本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比54.5%減の43万8,000円であります。

議案第29号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比3.3%増の3,551万7,000円であります。

議案第30号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につきましては、対前年度比0.9%減の1,277万円であります。

議案第31号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比1.6%増の2億1,134万5,000円であります。

議案第32号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、対前年度比1.2%増の226万3,000円であります。

議案第33号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算につきましては、対前年度比43.1%減の5,198万1,000円で、主な要因は、県発注の国道118号道路橋梁整備事業に伴う村水道管の移設工事費等の減によるものであります。

議案第34号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につきましては、対前年度比1.4%減の168万7,000円であります。

議案第35号 令和4年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比1%増の6億7,840万5,000円であります。

議案第36号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比0.5%増の5,475万6,000円であります。

議案第37号 令和4年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は対前年度比0.4%減の1億4,031万2,000円、資本的収入は対前年度比7.5%増の5,923万3,000円、資本的支出は対前年度比5.4%減の1億4,468万6,000円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和4年3月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時まで。

(午前10時46分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名です。質問は、最初に3番、大浦トキ子君、次に4番、小山克彦君、次に2番、円谷要君、次に8番、熊田喜八君、次に9番、大須賀溪仁君の順によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 初めに、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、小学校の統合について。

このことについて、村民の方からは、経費はどのくらいかかるのかと心配する声が多く寄せられております。そこで、次の点について伺いたい。

1、3月1日現在の小学校の児童数は何名か。また、4年後の児童数は何名くらいになるのか伺いたい。

2、予算はどのくらいを見込んでいるのか。また、財源はどうするのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

1点目の3月1日現在の小学校の児童数であります。広戸小学校が101名、大里小学校が40名、牧本小学校が75名、湯本小学校が4名、合計で220名であります。4年後の児童数であります。広戸小学校が75名、大里小学校が47名、牧本小学校が52名、湯本小学校が4名、合計で178名の見込みであります。

2点目の予算の見込みにつきましては、現在、先進地視察の情報等を基に、校舎等の適正規模や必要となる敷地面積などについて精査している状況でありますので、現時点では予算額をお示しすることはできません。

なお、財源につきましては、できる限り単独費用を抑えられるよう、より有利な国庫補助金などを活用してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 1月19日付の福島民友、あと福島民報の新聞によりますと、総務省が過疎法で財政支援すると発表したということになっております。その中に、対象地域に天栄村も入っております。過疎債を使ってはどうかと思うんですが、この過疎債というのはどれくらい予定としてはもらえるのか、答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

過疎債の枠の件だったと思いますが、これから4月になってから過疎計画のほうを策定する予定でおりますので、そこで事業費というのをはじいていきますので、今の段階ではお答えすることができないということで、よろしくをお願いします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると国庫補助金、まず国庫補助金は幾らくらい予定しておりますか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

国庫補助でございますが、学校を建設する場合には、過疎指定された地域ですと、これは

校舎の補助割合になりますが、10分の5.5の割合になります。ただ、現在、規模等については調査中でございますので、金額については今お示しすることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 国庫補助金については10分の5.5という答弁でありましたが、県の補助金は大体どれぐらいになるか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

これは国庫補助のみでございまして、県として独自に補助というものはございません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、大体村の一般財源としてはどれくらいを見込んでおりますか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ほどお答えしましたように、規模等が決まっておりませんので、金額が今現在はじき出せておりませんので、単独費用も幾らになるかというのは、今後調査してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） また4年後のですから、なかなかちょっとこれからどれくらいかかるか、そういうことはまだ不明だという答弁でしたけれども、やはり金額が、前も申し上げましたように、平田村では10年返済で過疎債使ってやっておりますので44億1,900万ほどかかっております。国庫補助金は5億9,000万、県補助金が3,300万、一般財源が1億5,000万ということになっております。天栄村においても4年後のことを見据えて、こういう財源の確保に努力していただきたいと思います。国や県の制度を利用しておりますれば、村民に負担がそれほどはかからないとは思いますが、何年後かのことを見据えてしっかりと検討していただきたい。検討委員会でもいろいろ協議していただきたいと思います。1番目の質問は終わります。

2、横断歩道の設置について。

①県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線の交差点への横断歩道設置については何回か質問しているところですが、その後、須賀川警察署への要望はいつ頃したのか伺いたい。

②大山団地から天栄クリニック等に渡る際に、県道に横断歩道がないため危険である。村

民の方からは、横断歩道を早く設置してほしいとの要望が多く寄せられている。早急に設置すべきと思うが、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の県道下松本・鏡石停車場線と県道郡山・矢吹線との交差点への横断歩道設置に係る須賀川警察署への要望につきましては、本年1月にも要望を行いました。今後も設置に向け、要望を継続してまいります。

2点目の大山団地から天栄クリニック等へ渡る横断歩道の設置につきましては、今回初めてお聞きする内容ですので、まずは須賀川警察署へ相談したいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの答弁ですが、県道下松本・鏡石停車場線、あと県道郡山・矢吹線の交差点の横断歩道の設置について、これは本当に私も飽きられるほど何回も何回も質問したところですが、その後、先ほどの答弁では、須賀川警察署に1月に村長が要望に行ったということだったんですけれども、お年寄りの方からは、いや、大浦さんは議会のたびに何回も何回も横断歩道の設置について質問しておりますが、私らも本当にあそこ危険で危ないんで、やはり何回かもう役場にも行って、須賀川の警察署に、そちらのほうに何回も行って、早く横断歩道設置してもらいたいと、こういうふうに言われております。

それで、向かい側に渡る、それも前の議会でも質問したんですが、待機場所がないということだったんですが、待機場所は結構十分あるんです、幅が広いですから。だから、そういうところをもう一度、警察のほうに行って、何とか早くつくってほしいと、このような要望をしていただきたいと思います。

あと、②なんです、大山団地ができてからもう30年ちょっとたっているんですが、前もお話ししたように、前の、今ある天栄クリニックと、あと佐藤歯科、そちらに渡る時に、まだ間もない頃、クリニックさんができていないときだったんですが、パチンコ屋さんができていたんです。そこに幼稚園からバス降りて、前は普通の福島交通のバスだったんです。向こう側に渡ろうとしたときに、そちら、飯豊方面からずっと来た車にひかれて死亡したという痛ましい事故がありますので、やはり大山、クリニックさんとか佐藤歯医者さんとかに結構村民の方、来られるんです、受診に。そういうときにやはり向こうに横断歩道がないと、本当にちょっと不便だし、右を向いて、左を向いて、車が来ているかどうか確かめなくちゃならないと、こういうことがありますので、その辺は横断歩道の設置はどのように考えておりますか。場所は十分あるんです、向こう側に渡るの、牧野床屋さんのところも場所広いすし。そういうことでその初めての質問なんです、そこら辺をちょっと一応考えていた

だいて、あそこ本当に横断歩道欲しいということで、一番多いのは大山地区の方が一番多いです。あとは大字飯豊地区、飯豊の皆さんとそういう話もありますので、そこら辺の要望もしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

先ほどの横断歩道の件でございますが、村長の答弁にもございましたように、今回初めてお話をいただいたということもございます。ただ、歩行者の安全対策につきましては、大変重要だというふうに認識しておりますので、関係機関と連携しながら、また現地調査、そういったものをしながら、よりよい交通環境の整備を目指して協議、相談などをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） やはり横断歩道がその前にあれば、もう10年、何十年も前で前村長だったときなんです、やはり飯豊方面から、あそこ、大山に来るのにちょっと坂になっているんです。だから、スピードを上げてぎっと入ってくると、やっぱり車はすぐには止まれないからということで、なかなか横断歩道はちょっと無理ですねなんていう答弁もいただいたことあります。もう10年以上前の話なんですけれども。

横断歩道があれば運転手の方だって、少しはやっぱり、横断歩道あるけれども構わないで突っ走っちゃうなんていうことはないとは思いますが、運転する方は。だから、やはりそこは要望が多いですから、何とか、しかも事故も幼稚園生が、女の子が亡くなっているということもありますので、そこは本当に県に交渉していただいて、早急に設置していただきたいと思います。

それで、もう一つなんです、元の飯豊にセブンイレブンがあったんです、前。今はちょっと移りましたけれども、私がいつもやっているセブンイレブン移ったところ、あそこの元の飯豊の宮の前、地名が、そこにセブンイレブンがあったんですが、その向かい側に横断歩道があるんです。横断歩道が、その白線が消えて分からないくらいになっているんです。そこも県道になっておりますので、向かい側に渡る方、結構年配の方とかと思いますが、そちら飯豊の方で小学生、そこ、横断歩道を通るのかどうか、通学時として。そこを分かるでしょうか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

旧セブンイレブンの前の横断歩道を小学生が渡るのかというご質問でございますが、飯豊

方部では22名の小学生がおりますので、その横断歩道を渡る人数は確認できませんが、数人は渡るものと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 結構飯豊の小学生も、飯豊の小学生というのは大山も飯豊だけでも、大山と飯豊の合わせてですか、数字は。お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

先ほど申しました22名というのは、大山、春日山を除いた飯豊の方部の児童数でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 飯豊の小学生は結構22名いるということで、飯豊地区では多いですよ。やはりこれは村道ではないんで、県道なんで、なかなか横断歩道を新しく設置するのは難しいということとはまた違いますから、今白線が消えかかっている、ほとんど見えない状態です。私はあそこ、しょっちゅうもう通っていますので、あ、これはやはり小学生、横断歩道ここを使っていくのにはちょっとまずいななんて思っておりますので、そこら辺、この新しく横断歩道を設置するとき、今まで既存の横断歩道があった場合に、白線が消えかかったところをもう一度やってもらいたいと須賀川警察署のほうに要望に行った場合はすぐにやってくれるんでしょうか。その辺よろしくお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

もともとあった横断歩道の白線が消えかかっているということでございますが、まずそういったところはしっかりと調査しながら、現場のほうで確認していきたいと思っております。また、こういったものが、要望がすぐ通るのかということでございますが、これは、関係機関のほうに相談してみないと、対応していただけるかどうかということにははっきりとは申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。もともとあった横断歩道ということでございますので、そういったものを関係機関のほうに要望すれば、雪解けを待った後、対応していただけるものと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、雪解けということになると、4月くらいになったときに関係機関に要望して、元のあった横断歩道、それはきれいに白線で見えるようにして要望するという、そういうことを関係の機関に4月くらいになったらしたいという答弁だったんですが、それは確実にやっぱりできるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この横断歩道は安全の施設でございますので、県のほうで、今もそういう消えかかっている横断歩道等白線、引き直しをしていますので、間違いなくそこはやれると思います。村としても、そういう箇所がまた分かった段階で、関係機関のほうにしっかりと伝えて、早めに白線がまた引き直せるように伝えて、要望してまいります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 県道というのは、なかなか関係機関で、村で独自にできるわけじゃないから、県のほうの機関に要望して早急に対応してもらいたいと思います。日の出屋さんのところ、議長さんの、あそこと広戸小、私ちょっと事前に調査したんですが、ものすごくきれいに横断歩道ができています。これは県道じゃないと。村の村道だから、村でやったかなと思うんですが、そこら辺分かるでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

村道、県道、そういった道路の横断歩道、こういったものに関しましては、基本的にはこちらでは須賀川警察署から公安委員会のほうに要望していただいて引き直しというふうな形になります。須賀川警察署のほうで対応していただいているというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、広戸小の入るところの横断歩道あります。その横断歩道というのは村道になっているでしょう。県道ですか、あそこは。村道でしょう。村道でも、警察署のほうで機関に話をすればきれいにやってくれるんですか、村道でも県道でも同じく。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午前11時29分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11時32分)

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

村道の部分に関しましては、もともと公安委員会等で設置したものと考えられます。その後消えかかったという場合に、なかなか公安委員会のほうで対応できない場合には、村のほうと公安委員会のほうと協議の上、引き直しということも可能ということで、村道に関してはそのような状況でございます。

県道に関しましては、県のほうに相談していきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そういうことで、県に交渉していきたいということでお話、回答がありましたので、とにかくその県道のセブンイレブンの向かい側、結構人数も全部で22名ほど学生が通っているということなんで、そこをやはり早めに県のほうに交渉をしていただいて、新しく白線を引いていただきたいと思います。

あとは、広戸小のあそこのところはきれいになっていますので、そこはすごく私も、県と村のほうもやったというお話だったんですが、村のほうの対応はすごく早々として、何でこんなに県道と村道の違いあるのかななんて感心しておりました。とにかくもうはっきりとして、あれだと本当に通学も安心して横断歩道も渡れるんじゃないかと思います。

今後とも県道とかそういうのに関しましては、須賀川警察署と十分、何回も交渉して、安心・安全で生活できるようにお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時35分)

○議長（服部 晃君） 皆様にお知らせいたします。

副村長については、元村議の告別式参列のため欠席する旨の届出がありました。

それでは、午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 小山克彦君

○議長（服部 晃君） 次に4番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

4番、小山克彦君。

[4番 小山克彦君質問席登壇]

○4番（小山克彦君） 天栄村会議規則によりまして一般質問を行います。

まず1番、湯本地区の学校再編について。

湯本中学校は来年度2名が卒業すると、湯本小学校の現4年生が入学するまで休校になります。この4年生が中学入学のとき、湯本中を再開校するのか、休校を契機に天栄中に統合するのか、また希望によりどちらかの学校の選択も可能なのか。どの選択をするにせよ、判断に時間的な余裕はないと思います。タイムスケジュールも併せて、村の考えをただしたい。

また、湯本小学校、幼稚園については、今後の児童数も考慮してどのような方向性を考えているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

[教育長 久保直紀君登壇]

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

湯本中学校は令和5年度には生徒数がゼロとなり、休校または閉校とすることになります。令和6年度以降の生徒数は1名あるいは2名の予定であります。仮に再開した場合でも、教育委員会では法により入学すべき学校を学区により指定することになりますので、希望により学校を選択することはできません。

再開校するか閉校とするかの判断につきましては、教育委員会におきましても、天栄村立小中学校のあり方検討委員会の答申に基づき、これまでに関係する保護者などと意見交換を行ってまいりました。教育委員会といたしましては、成長期を迎える多感な時期に1、2名となる極小規模校では、本来中学校で身につけるべき力が十分に育まれないことが心配されます。

これらのことを考慮し、湯本中学校は令和4年度をもって閉校することで進めたいと考えております。6月または9月の議会におきまして、湯本中学校閉校に係る改正案を上程し、閉校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。今後は、保護者や地域の方々に本教育委員会の考え方を丁寧に説明してまいりたいと考えております。

次に、湯本小学校、湯本幼稚園に関しましては、天栄村立小中学校のあり方検討委員会の答申のとおり、湯本地区に移住・定住された保護者の願い、また低学年の通学距離の問題もあることなどから、当面は今後も存続させる考えであります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今まで湯本中学校、かなり生徒数が減少してきておまして、村としてどういうふうを考えているのかなというふうに変心配しておったんですけども、多分今日初めてですよ、来年度いっばいで閉校するということを発表されたのは。分かりまし

た。

それで、今、閉校ということですので、その中で休校はもう考えていないということですか。手続というのは今後どういうふうなスケジュールを踏んでいくんですか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） ただいまご説明したとおり、6月または9月の議会において湯本中学校閉校に係る改正案を上程いたしまして、議員の皆様の承諾を得て、その後に閉校に向けた準備を進めてまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 村のほうではそういうふうに決めているんですけども、先ほどの教育長の答弁では、保護者、地域に今後十分に説明を尽くすというふうなことですけど、それについてのスケジュールというのはどうなっているのかということと、もう保護者にはそれは話しているというか説明はしてあって、保護者の了解というのは得られているんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今後のまずスケジュールでございますが、地域に対しましては、教育長の答弁にもありましたとおり丁寧に説明をして、教育委員会の考え方を示した中で、閉校に向けての準備ということで説明させていただければと考えております。

それから、実際の保護者の意見でございますが、これまでに今の小学生の保護者でございますが、6年度以降に、湯本中学校学区の保護者に対して2回聞き取りをしております。昨年度と今年度2回実施しております、その中でやはり様々な意見がありまして、1つ例を挙げますと、ある方はスクールバスを出していただければ天栄中へ入学させたい。それから、1、2名しかいない学校では嫌なことがあってもはげどころがなく、一番困るのは子どもであると。親として卒業した学校がなくなるのはつらいが、子どものことを考えると天栄中へ通わせたほうがよいと思っていると。そのほかにも、もちろん湯本中学校は残してもらいたいというご意見もございました。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会としましては総合的に考慮しまして、閉校へ向けた準備を進めたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の説明なんですけれども、地域への説明というのはどういうふうにやっていくのか。例えば6月であれば、もう時間ないですよ。その辺の地域への説明の段取りというのはどういうふうにしていくんですか。

というのは、湯本中学校は湯本地区のたった一つの中学校で、やっぱり湯本地区の住民にとってはかなりの思い入れがあるということで、今さら存続とかというのは、多分そういう話はないと思うんですけども、湯本中が廃校になるということで、住民への周知、そういう説明、それは十分に尽くさないといけない、納得してもらわないといけないと思うんですけども、それをどういうふうに説明していくのか。それをお話してください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

地区への説明でございますが、こちらやはり行政区長と相談しまして、今教育委員会としては具体的な日程までは決めているわけではございませんが、早ければ6月の議会に上程したいということもありますので、新年度早々には区長と相談して、どのような形で、1か所で説明をするのか、湯本管内各3か所で説明するのか、その辺は相談した上で決定してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 中学校廃校ということになれば、まず1点は、これから今の湯本小学校の児童、それから湯本幼稚園の子どもたちが大きくなって天栄中に通うというふうなことになるわけですけども、送迎というのはもちろん鳳坂トンネルが開通すれば多少は楽になるかと思うんですけども、その辺は十分に体制を取るというふうに考えていらっしゃるんですか、どうですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

送迎でございますが、こちら保護者のご意見を十分に尊重した形で送迎バスを出したいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 保護者の意見を尊重するということはもちろん大切なんですけども、湯本地区はご存じのとおり、奥は二岐温泉、118号幹線を離れると羽鳥湖高原、片方、反対側は黒沢、更目木というようなことで、これからもしかすると生徒、出る可能性もあります。その辺もきちんと網羅した形で送迎やるというふうにやっぱり確約していただきたいんですけども、その辺は今後しっかりと考えていただきたいんですけども、どうですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

バスの送迎方法につきましても、これはできる限り保護者の意向に沿った形で運行させたいと考えております。ただ、通学バスとして、やはりできることとできないことも、保護者の要望によってはございますというか、そういうこともあるかと思っておりますので、その辺は保護者とよく話し合った中で、適切な運行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そういうことで、そこはきちんと、玄関から玄関までというわけにはいかないだろうけれども、湯本中を廃校して天栄中に行くという決断をしたということで、やっぱりしっかりとできる限りの送迎、これはやっていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

それから、今の中学2年生が来年の令和4年度1年限りで湯本中学校を旅立つわけですが、その後は閉校ということです。これちょっと余談なんですけれども、休校と閉校というのは何か手続的にどういうことがあるか。ちょっと私もよくは分からないんですけれども、何か休校して5年以内に再開校するとか廃校するとかという決まりみたいのがあるらしいんですけれども、その辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 休校は、その学校が存続していることになります。閉校については、議会の承認を得、県の教育委員会のほうに、あと国のほうに閉校、廃止届を行って、いわゆる天栄村立小学校及び中学校条例から湯本中学校が削除されます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あとは、湯本中学校はご存じのとおり大変立派な校舎です。校舎がすごい立派な学校でありまして、後利用ということについては何か考えることはありますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

教育委員会としましては、教育施設としての利用は今のところ考えておりませんので、今後は様々な活用方法が考えられますから、地域の方々や議員の皆様方と活用方法について協議して、よりよい利用方法を探ってまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） かなりというか、どういうふうにご利用するか非常に期待もあるし、あれを有効利用できないとなると何か寂しい面もありますので、ぜひいいアイデアを出していただきたいなというふうに思います。それはこれからのことなんでしょうけれども、管理の面に関しましては、誰か常駐して管理するとか、それとももう湯本小あたりに管理してもら

うとか、そういうふうなことはどうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

施設管理におきましては、こちらは今まで教育財産として使用していたものを今度は普通財産に用途変更いたします。ですので、村の総務部局と調整を図りながら、その辺はいつでも使えるような形になれるように管理のほうは考えてまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それと湯本中学校は多分、防衛庁の補助で建設されていたと思うんですけども、ほかの用途変更して全く違う使い方とか、例えば民間に払い下げて何かやるとか、そういうふうなこと等縛りというのはもうないんですか。それとも、廃校だからそういう縛りもうなくなっちゃうという、その辺はどうなっているんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

湯本中学校は建設してもう10年以上は経過しているものですから、こちらは正確にはちょっと私も覚えてはおりませんが、10年ぐらい経過しますと防衛省のほうの協議は必要なくて、廃止する場合には届出を出せば済むような形になっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

それで今度、湯本中学校がなくなって、今の小学生が天栄中に通うということになるかと思うんですけども、ちょっと人数が少ないんで限定した話になっちゃうんですけども、そこはちょっと緩く話していただきたいんですけども、移住の関係で、やっぱりこの少人数の田舎のそういう学校を求めて来られた方も中にはいるかと思うんです。その人たちに、中学校なくなるというようなことはもう多分話してはあるのかなと、了解はもらっているのかなと思いますけれども、その辺は、話が違ったぞみたいなことは言られないんですか、どうですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

保護者の意見交換会の際にも、幼稚園に在籍している移住者の方も含めて話合いに交ざっていただいております。その中でやはり、これも限定的な話にはなってしまうんですが、そういった方は、湯本中学校は本来であればやはり残していただきたいというようなご意見はい

ただいておりますが、一応教育的な効果とか、そういったほかの方々の天栄中学校へ行かせたいという方々の意見もございましたので、その辺は反対というようなことではございませんで、ただ、できれば残していただきたいというようなことで、最後は話は終了したという状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。その辺は今後も保護者の皆さんの考え方とか、そういうのをしっかりと聞いてやっていただきたいというふうに、もちろん聞いて変えろということではなくて、しっかりと寄り添ってもらえればと思います。

それから、今も天栄村は移住を非常に奨励して、いろんな方に来てくださいというふうなことはやっているわけですがけれども、今後、移住・定住の中に天栄村のそういった小規模校の魅力とか、自然の中で学校をやる魅力とか、もちろん湯本だけじゃなくて、こちらの小学校でもそれは可能かと思うんですけれども、そういうふうな魅力的なものは今後ともPRの中には入れていかれるんですか、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、これも一つの天栄の魅力でございますので、移住・定住を進めていく上ではこの魅力発信というようなことでこれまでも進めてきていますので、自然豊かなところ、そういったところもまた一つありますので、田園回帰というようなことで、私も移住・定住を進めてきた中で、自然豊かなところがぜひいいと言う方もいますので、そういう方々、幅広くそこはPRをしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

それに関して、先ほど教育長の答弁の中で、湯本小学校、幼稚園につきましては、現状で維持するというようなことをおっしゃいました。それは、例えば小学校も低学年、高学年あります。じゃ、高学年になったら統合小学校、多分できるかと思うんですけれども、そちらに通わせるとか、通わせてほしいなとかという保護者も出てくるかも分かりませんし、将来のことなんではっきりとは分からないかと思うんですけれども、その辺の構想というのは、先ほどの移住・定住も関連して、湯本小学校は6年までは維持していくかどうか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

湯本小学校、湯本幼稚園に関しましては、天栄村立小中学校あり方検討委員会の中で、新しい学校がいわゆる下の3校が統合になったときに、そのときにどうしたらいいかというのを保護者を交えて話しをしたらいいんじゃないかというふうな話が出されて、一応その会議で、私らはそれで納得したというふうなことで、今議員が話されたように統合、3つの学校がして新校舎ができたときに、それ前になるかもしれませんが、もう一度話し合いを持っていきたいというように考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと何年になるか分かりませんが、湯本小学校の在り方についてはちょっと玉虫色で保留して、今後の保護者とかそういう地域と話し合っていくということですね。分かりました。

以上で、1つ目の質問は終わります。

2つ目の質問。

昨年12月20日、臨時議会の議会対応についてということで、昨年12月20日開催の令和3年第5回臨時会で、子育て世帯臨時給付金、10万円の現金支給が決議されました。しかし、その内容には所得制限960万円を設けずに、国の基準から対象外の子どもについても村独自財源で給付することも計上されていました。この議案提案に際し、執行側は所得制限について一言も説明せず、その点については審議されずに決議されました。これは、議会の議案審議、決議、行政のチェック機関としての役割を無視するものと解釈せざるを得ません。

そこで、所得制限は国内で熱い議論が交わされている中、いち早く独自財源を使ってまで給付を決めた理由。2つ目は、村長、議会招集挨拶、提案理由の説明などで所得制限の説明をしなかったのはなぜかということであります。お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目のご質問につきましては、年内支給が求められる中、全ての子育て世帯が新型コロナウイルス感染症の影響を少なからず受けていること、また、親の所得に関わらず村の子どもたちは公平に対応するという子育て施策の理念の下、村独自施策として、所得制限を設けず一律給付といたしました。

また、近隣の市町村の意向を確認したところ、多くの町村が所得制限を設けないことから、総合的な判断をさせていただきました。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 大変申し訳ありませんでした。

2点目につきましては、議会招集挨拶での議案の説明において、18歳以下の全ての子ども1人当たり10万円を一括給付するためと申し上げたのみで、提案理由や質疑での説明が不十分であったため、趣旨をうまくお伝えできませんでした。今後は、議案の趣旨や提案理由について、より丁寧な説明に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この子育て給付金というのは、昨年の衆議院選挙で公明党が公約とした出したものが、連立ということで自民党も一緒になって、じゃどうするかというふうなことで、かなり秋口から話題になっており、12月の頃は960万円の所得制限と一緒に、所得制限をしてももらえる家庭ともらえない家庭、要は世帯主の所得だけで判断というようなことで、かなり国内で議論が沸騰していたわけです。だから、12月20日に臨時会で決まって、今さら我々がここでそれを議論しても全く無駄な議論になるわけですが、問題は、これを12月20日の臨時会のときに、村長はさらっと18歳未満の子どもたち全員にと言いました。それは、960万の所得制限設けないということも含まれているのかもしれませんが、我々はそのまではさっと聞き流して、一体どうだったんだろうなど。後から考えると、何か意図的に所得制限の話題を言わなかったのかなとも取れるような臨時会の進め方でした。

まず、天栄村の170万円、予算計上しましたが、子どもは170万ですから17名、あと世帯数は何世帯になりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどのご質問、所得制限と申しますか、こちらのほうは児童手当の特例給付をもらっていらっしゃる方が今回、額によりまして、国の指針ではそこには支給しないというところを支給したというところがございますが、特例給付をしている方々は10名でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 12月20日に急遽、臨時会ということで開いて決議されたので、給付についてはもう昨年度内にされたのかなというふうには思いますが、給付状況については今現在どうなっておるか。もちろん960万円未満の人についてと、それから高校生以上で児童手当以外の方は申請だと思うんですけども、その辺の給付状況についてはどうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

この子育て世帯臨時特別給付金の給付状況でございますが、12月24日付で、プッシュ型と申しまして、事前に口座等が児童手当で分かっている方々に関しましては12月24日に振込の

ほうをさせていただきました。その世帯が、通常の児童手当を支給されている方々が279世帯、子どもたちが544名ほどおりまして、5,440万円ほど支給をさせていただいております。

また、先ほどの特例給付の方々ですが、このプッシュ型では6世帯に13名、総額130万円ほど支給をさせていただいているところでございます。

その後、申請型と申しまして、先ほど議員がおっしゃるように高校生のみ家庭とか、そういった方々には、私ども村では児童手当を支給しておりませんので、その方々は申請をしていただいて、口座等を確認させていただくといった流れがございましたが、そういった方々は、その後に児童手当の部分で105世帯の144人、1,440万円、特例給付の方々には4世帯、4名の40万ほどを支給しているところでございます。

以上が、今までの支給状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 先ほど村長の答弁で、全子ども平等にひとしく配ると。あと、県内でも多くの町村がもう決めているということだったんでありますが、やっぱりそうではあっても、議会でしっかりと審議して決めるというのが私は筋だと思うんです。

その中で、内々の話ちょっと聞くようになるんですけども、村長の招集の挨拶文とか総務課長の議案の説明の文とか、そういうのというのはどこでつくられて、確認というのは必ず行われていると思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

行政報告内での議案の説明でありますとか、あと村長の挨拶、また私のほうで説明している内容につきましては、総務課のほうで作成しまして、確認のほうも私のほうでしているような状況でございます。このたび議案の説明に対して説明不足であったということは、私の不徳の致すところでありまして、議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことはおわび申し上げます。今後はこのようなことがないように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 文書を作って確認したということですが、その中に所得制限云々という文言が入っていないというのは、特に気にはならなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

気にならなかったということではなくて、詳細について記入していなかったという私の失

態でございます。所得制限の部分の記載漏れに関しましては、私も気づかなかったということでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 多分議案で提出するわけですから、答弁の問答集というのか、こういう質問が出たらこう答えようとかという準備はされていたかと思うんですけども、準備はされていなかったか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほどの答弁の内容でございますが、総務課長はこの補正予算に関しまして概要説明をさせていただきまして、私ども担当課長のほうが詳細につきまして説明をするということで考えておりました。その準備はしていたつもりでございますが、ご質問等、議員の方々とのやり取りの中で失念したということは、私どもの不徳の致すところでございます。今後はそういったことのないようにきちんとした説明に努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） うっかり失念したということでおっしゃられていますけれども、ほかの議員の人にちょっと聞いたりしたら、もちろん全く気がつかなかった方もいらっしゃるし、終わってから、あれ、これ所得制限というのは入っているよねとかという方もいらっしゃいました。多分、住民福祉課長、総務課長、村長も、決議された後か決議中か最後のころか、あれ、全く質問出ないぞみたいな、そういう感覚は持っていなかったんですか。皆さん失念しちゃったんですか、気がつかなかったんですか。どうなんですか、そこは。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

12月20日の臨時会におきましては、この子育て世帯のほかに低所得者及び灯油購入費助成等に関しましての3つの補正予算を上げさせていただいております。その中で、議員の皆様方に世帯のほうとか、そういったご質問いただきまして、私ども記憶にございますのは、世帯のほう、私どもも人数と世帯の言い方を間違ったと。

あともう一つは、低所得者の部分でのご質問に関しまして、私もちょっと勉強不足でございまして、会議のほうを休議させていただきお答えさせていただきました。そういったところに関しまして対応させていただいた中で、ご議決をいただきまして、その後もご質問等に関しましてはそういったところも念頭には置いたところではございますが、議決をいただい

たというところで、もう私どももその後にはご説明の機会がちょっと議場の中ではできなかったというのは率直なところでございます。

先ほど申しましたように、事前に議員の皆様方のご質問の中でもそういった大事なところ
はご説明をしなければならないなということで、深く反省をしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 総務課長は審議中、審議後も、全く所得制限については質問なかったのは何でかなというふうなことは思い至らなかったですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

審議中におきましてはいろいろなことを考えておりまして、その際に、所得制限の部分に
関しては抜け落ちてしまっていたというようなことでございます。審議が終わった後につい
ても、気がつかなかったというのが現状でございます。大変申し訳ございません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この12月20日の臨時会の補正予算のこれ、表を見るんですけれども、
170万出ていて、これ自主財源で出ていると。これというのは、あの時点では、年明けてか
ら国は所得制限に係る方の分はコロナの予算から出してもいいというようなことに方針を変
えましたけれども、あの時点では地方公共団体で自主財源でやるというふうなことで、これ
すごい大事なことなんです。補助金じゃなくて自主財源でもやるということなんだから。こ
ういう大事なことを全く説明しないで決まってしまうということに、逆に不安はないですか。

私は後から気がついて、え、こんな大事なことを、我々も質問しなかったんですけれども、
でもやっぱり提案者はきちっと説明する義務はあると思うんです。何で抜けたのかな。みん
なして失念しちゃった、みんなしてうっかりしたという話なんですか。村長、どうですか、
その辺。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今回のこの所得制限をかける、かけないというのは、それを検討したわけでございますが、
私の認識がやっぱり甘かった点があるかと思えます。この相談を私、直接受けましたので、
件数としてどのぐらいあるのかという話を担当課長、総務課長を交えてさせていただいて、
人数が少ないということがもう分かったものですから、その中で、じゃ子どもたち、村の子
どもらは公平にしていかなくちゃならないなという、私はそういう認識。そして、近隣の市
町村はどうなのかなというようなことも話をさせた中で、そういうことも聞きました。

そしてまた、所得がある程度ある、こういう方々というのはサラリーマンじゃなくて会社経営者がやっぱり多いです。そういう中で、私も会社経営をしてきた中で、このコロナがもう何年も続いてきている中で、会社の経営者は会社で借入れした場合の保証人になる、そういう方もいるものですから、なかなかそのとおり、額面どおり取っている人も少ないなという、そういうこともまず加味して、あまり強く担当課長交えて言わなかった点が、認識が甘かったなという点もございます。

それと、困窮世帯にいち早く支援をしなくちゃならない、支給をするようにと、あと、独り暮らしであるとかひとり親家庭、灯油券、燃料も高騰してきたというようなことで、そちらを私は強く言ってきたものですから、どうしてもそちらに担当者が行ってしまったのかなと、今そういうふうに思っておりますので、今後は、全く議員の皆様方をごまかそうとか、何もないです。正直な気持ち、そういうことで進めてきた私の認識の甘さが今回このような形で出てしまったというようなことでございますので、今後は二度とこのようなことがないようにしっかりとしていきたいと。説明も責任も果たすというようなことで進めてまいりますので、一切の責任は私のほうにありますので、この点については今後このようなことはないように努めてまいりますので、この場で議会議員の皆様方におわびを申し上げさせていただいて、ないように努めますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この給付が決議されたことは、それはそれで、いいということではないですけども、いろいろ意見があって、いろいろ問題点もあるし、逆に所得制限設けても問題はあったんです。ですから、私が言いたいのは、そういういろいろな問題、意見がある中で、我々は一つも議論しないで決まってしまったと。これがやっぱり問題だと思うんです。ですから、村長はいろんなときに全員協議会等々開いて、必ず新しい施策とかそういうのをやるときには説明されていますよね。何でこのときだけ抜けたのかなと思っているんです。

今さらですけども、我々議会というのは、行政に対してできることというのは限られています。村長はしっかりと政策、それを実現するために予算を組んで我々に出すわけです。我々はそれをいろいろ議論して決議する。否決するか、可決するか。そういう権利は我々にしかないんです。だから、行政のチェック機関としての議会の権利をやっぱり結果的になくされてしまったというのは、私は遺憾に思いますし、こうやって一般質問等々できちっと確認しなくちゃいけないなというふうな思いで今回一般質問にしました。

今後、こういう新しい事業に関しては特にしっかりと説明する責任感じて、説明していただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議いたします。

40分まで。

（午後 2時22分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 円 谷 要 君

○議長（服部 晃君） 次に、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

〔2番 円谷 要君質問席登壇〕

○2番（円谷 要君） それでは、通告どおり2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1に、村の入札制度について。

現在、村では採用している入札審査要綱は県の要綱を採用しているのか。または、県の要綱を参考に村独自の要綱で実施しているのか。さらにその登録期間は何年で、その都度要綱等の見直しをしているのか伺いたい。

あと2点目、指名競争入札において落札した業者が請け負った工事を別の業者が請け負う場合、村として何らかの対応、対応策は講じているのか併せてお伺いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱につきましては、福島県の要綱を参考に村独自の要綱を定め、実施しております。

競争入札に参加するための当該資格の有効期間は2年間で、要綱等の見直しは必要に応じて実施しております。

次に、指名競争入札において、落札した業者が請け負った工事等を別の業者が下請する場合につきましては、元請負人と下請負人の関係の適正化のために講ずべき措置等を定めた、天栄村元請・下請関係適正化指導要綱に基づき、公共工事の適正な施工の確保を図っております。

なお、土木、舗装、建築などの指名競争入札参加有資格者名簿につきましては、提出した資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、村長からの答弁で、県の要綱を採用して独自の要綱を作って実施しているということでありましたので、これは大変よいことだと思います。参考資料として出していただいたこの村内の業者、取りあえずこの一覧表の分だけは昨年同様、入れ替わりがあるのかないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの名簿につきましては、入替えはないものと存じております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、この一応、資料として頂いた業者名は昨年同様、今年がこの申請の年でしたっけか、2年間の……これ、ちょっと、じゃ答弁。昨年同様であれば、切替えは今年が切替え時期の年だったんですか。これちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの名簿のほうに登載されております業者さんにつきましては、昨年と同様ということで、先ほどお話がありました件については、入札参加の申請の件かと思っておりますので、申請につきましてはこちらに記載してある前年度、令和2年度に募集を受け付けまして、3年度……

〔「はい、これ見て分かります。3年、4年だから2年にやったということね」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 実はこの質問したのは、村の業者から村外の業者がそういう資格も何もないけれども、ただ村の業者間同士のそういう話合いでその提携したみたいにして、仕事を一緒に請け負う、下請というような形で出てくるんだろうと思いますけれども、もし落札して取るとすれば、そういう話が村の業者から聞いたんですよ。そういう話がありますよ、今現在。そういうときにそういう目に見えない業者が入ってきて、がしゃがしゃ村内をかき回されては、大変私らも容易でない。

だから、そういうふうな目に見えない取引だから、何とも対応策というのは取りようないんですよ、結果が出てこない、これ何でも。提出する書類不備がなければ、そのまま通る問題なんですけれども、村内の業者が大分心配してしまして、そういう業者が陰に隠れて入札をどんどん落とされていっちゃうと私らは仕事取れなくなっちゃうと。いろんなそうい

う考えもあるみたいですね。そういうものに対しては、その見えないものに対しては対応策を取れと言ったって、それなかなかできないと思うんですよね。だから、これからこの4年までは期間あるわけですから、その後はどうなるかまだ分かりませんから、その対応策等をどう考えているのか。そんな難しいことじゃなくて、村としてはやっぱり業者を助けるためにはこういう対策取りますとかという考えはあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入札等に関しましては、天栄村の財務規則等に基づきまして、入札資格審査や入札の指名選考などを行っております。そしてまた、地方公共団体として公平・公正な立場から行っておりますので、村独自の対策を講じることはなかなか困難であると考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、課長が言ったように、それ困難ではないと思うんですよね、対応策です。ただ、その結果が出ないから対応策は取れないというだけです。これはなぜここにやっぱりそういう話をするかというのは、やっぱり村内の業者を守るということは、そこに住んでいる村民の雇用を守ることです。やっぱり一番大事なのは雇用なんです。雇用をいかに勤める先を多く持たせるかということがやっぱりその村内の業者を守っていくということなんですよ。だから、そういうことをやっぱり頭に入れておいてもらって、やっぱり何かあったときは対応策はきちっと、じゃこれはちょっとまずいかなど。それはやっぱり審査委員会でやっぱり検討してもらう余地があるんじゃないかということなんです。そこはどうですかね、考える余地があるかないか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村内業者を守ることは、私は常々思っているんですが、村を守ることだと思っております。これは気候変動等がありまして、災害が起きた場合、特にその建設業者の力なくして応急復旧、仮復旧というようなこと、あとはそこを復旧していくということがなかなかできないものですから、この業者の育成についてはしっかりと対応はしていかなくちゃならないという思いはございます。ただ、しかしながら、この今なかなかやっぱり厳しい状況にもなってきております。仕事量も減ってきているというお話も聞いておりますが、極力地元の方々に育成のためにも含めて、雇用の確保もあるものですから、しっかりとぜひそこは対応してまいりたいというようなことで事業化も含めてそこは進めていかなければならないし、やらなければならないというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長の考えは大変分かりました。村長が今答弁したのに対して、やっぱり私らも業者に村は村でやっぱりどうするか考えていますよと。やっぱり説明しなきゃならないものですから、そういう村長の考えも含めて審査委員会、皆優秀な人ばかり集まって審査しているわけですから、やっぱりそこら辺は村のために雇用のために頑張っていたきたいとお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2番目、村の基幹産業である農業、水稻についてお伺いします。

令和3年産米については、コロナウイルスの影響により米価の大幅な下落に対し、農家の持続的な経営支援をするため、対策を近隣市町村より早く対応されました。これは村長の判断と担当課長の迅速な事務処理のおかげだと思えます。

そこで、また、今年、令和4年産米もやっぱりコロナの影響で、米価は昨年同様か下落が予想されますと農協関係者の方から伺いました。そのような状況になった場合、村としてはどのような対策を考えているかお伺いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

コロナ禍の影響や人口減少などによる主食用米の需要減少が続く中であって、米価については上昇を見込むことが大変難しい状況であると認識しております。

村といたしましては、令和4年産米につきましても、飼料用米を中心とした非主食用米へのさらなる転換を推進するとともに、農業者自らが加入する農業収入保険やナラシ対策への加入を促進していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これは確かに村としての対策というのは、ナラシ対策だとか収入保険、飼料米、これが一番のやっぱりその農家が保険とする3つの武器だと思うんです。ただ、なかなかあの面積を飼料米どんと増やすと、やっぱりある農家の人に聞いたら、1回予約しちゃうと3年間継続していかなきゃならない。だから、もしそれが価格変動が変わった場合、そういうときはやめてもいいのかという話をされたことあるんです。いや、それは契約だから駄目ですよとは言ったんですけれども。契約はやらないとやっぱり1回修正したら3年間継続ですからね、あれ。

だから、そういう中でやっぱり価格変動というのはないと思うんですよね。ここにも言ったように、来年、令和4年産米じゃなくて、実際は令和5年くらいまで続くんでないかと、そういう話を伺いました、農協の関係者から。だから、最初の年は大変だけれども、3年目あたりになっちゃうと慣れちゃうんじゃないかという考えの人もあります。だから、一番は今

回は一番本当に大変だったみたいですね。だから、昨年度、村長の早い決断で12月に年末に支給されたことは、農家は10月、11月、12月、この3か月の間に支払いが集中してくるんですよね。そこで大変困って、その12月の支給というのは大変ありがたいという大変な感謝をしていました。やっぱりそういう農家、一番基幹産業だから農家も守らなきゃならない。先ほどの質問でもありましたけれども、業者を守るのは雇用も守らなきゃならない。これはやっぱり行政としての全体的に見てやっていかなきゃならない事業だと思うんですよね。せっかくその令和3年度につきましては、村のこういう支援金とか、そういうような子育て支援金とかって、それは年度内に出したというのは、行政は大変喜ばれています。行政が喜ばれるというのは、村長のその評価も高くなると。判断は村長だって、みんな思っているんです。だから、その評価が落ちないように令和4年産米についても、どうか頑張ってくださいと、そういうお願いを申し上げまして、私の質問は終わりにいたします。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、通告どおり一般質問を2点ほど質問させていただきます。

コロナ対策について。

天栄村も2月末現在で37名のコロナ陽性患者があり、それぞれ軽症、中症、重症症状があったと思いますが、村は県、保健所、地域医療などのどのような対策や対応したのか伺いたい。また、感染された年齢別に症状等の資料提出の上、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今年に入り、県内の新型コロナウイルス感染者数は急激に増加し、天栄村においてもこれまでに42件の感染が確認されております。新型コロナウイルスはいつどこで誰が感染するか分からない状況でありますので、村民の皆様に感染予防を徹底していただくようお願いしております。

おただしの新型コロナウイルス感染者への対応等につきましては、県や保健所、医療機関がその役割を担っており、村が直接対応する業務は特にありませんでした。しかしながら、感染の拡大に伴い、昨年12月1日に県と新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る事業連携に関する覚書を締結し、県は自宅療養者に対する食料品等の必要物資の配達を村に要請する

ことができることとなり、現在、村は県の要請に応じた物資配達を行っております。今後も県などと役割分担をしながら、陽性者の一日も早い回復のための対応に努めてまいります。

なお、村内の感染者の状況は提出した資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長から今、答弁もいただきましたけれども、今のステルスオミクロンですか、今はB1ですけれども、これがB2になった場合には、今の感染者の1.2倍、結局感染力がね。そうすると、私の言いたいのは結局、私がこの一般質問を提出した後にもう5人感染されているんですよね。もう1週間で5人ということは、すごく感染者が多くなっているということですよ。8月のデルタ株のときには、この新聞見ると、そのときには2,950名ぐらいだったんですね。今は1万670、これ2月末でね。ということは、天栄村も恐らく8月の感染、9月の感染から比べると、デルタ株に比べるとオミクロン株というのは恐らく3倍ぐらいの感染になっていると思うんですよ。それに対して、村はどのような対策をしたのか。あとまた、それ聞いてから、長くなると答弁が大変なんで、今までの答弁に対してどんな対策をしたのか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

現在のコロナ感染の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、非常に感染が多くなっている状況でございます。村といたしましては、住民の方々に手洗いの徹底及びマスク等の着用を常日頃から呼びかけておりまして、そういったところがワクチンの感染には非常に有効だということもございまして、それを引き続き今後も徹底するように推奨してまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 現在のその恐らく第6波が下がらないうちにもう第7波が来るだろうというマスコミの関係の出ている方、例えば東京大学の佐藤准教授なんかは、もうデンマークはもう8割以上がBAに変わっているらしいんですよ。恐らく日本も3月末までにはB2に置き換わるんじゃないか。そうなると、大体日本のオミクロン株の7波はもう6波が下がる前に来るからということで、それで言いたいのは、結局はオミクロンBAにかかるのはワクチン打ってもかかるらしいんですよ。ワクチン打ってもね、3回目ブースター打っても。ということは、その前はデルタ株のときには肺炎を起こして、ECMOなりをやって重症者をそういう対応したけれども、今度の場合は3回打った場合には重症はかからないらしいんですよ。だから、基礎疾患のある方にはとにかく早く打ってもらってくれと、高齢者には。そういうふうに呼びかけているんですよ。課長に言ったんですよ。私の友達の奥さんが怖

がってなかなか打たなかったんですよ、ワクチン。村長も知っていると思うけれども。この人は打つの遅かったんですよ。ところが、インスリンをやっているんですよ、血糖値が高くなる、150、200になったらインスリン打たなくちゃ駄目なんですよ。それで課長に早く打つ方法はないのかというと、まだ6か月なっていないから打てないという、そういう答弁だったんですけども、私の言いたいのはそういう方が例えば今回のそのオミクロン株のB2というのは、結局早くもうとにかく早く打ってくださいと。そうすると、そのコロナにかかっても重症化しないから、とにかくファイザーでもモデルナでも打てるやつはもうとにかく打ってくださいということをマスコミで言っていますけれども、村長のところにはそういう分かっているか。あとまた、そういうふうな基礎疾患のある人、糖尿病、心臓病の人にまだそのブースター接種のやっていない人は何名いるか把握しているか。課長のほうが知っていると思うけれども、課長にそういうような人が何名いるか。遅くなったから6か月過ぎているからまだ打てないですか、この人は基礎疾患持っているだけけれども、まだ時期が早いから打たないんだ。でも、国、尾身会長なんかはとにかくもう基礎疾患のある方はもうとにかくどこでもいいから集団接種でも打てる場所はどこでも打ってくれと言っているんですよ。だから、そういうのを把握しているか、していないか、答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

基礎疾患のある方の把握ということでございますが、正確な数字は承知しておりませんが、前回1、2回の接種のときに基礎疾患のある方という方を優先的にということで8月上旬に接種のほう行ったところでございます。そのときに100名弱いらっしやったと思いますが、ただその中には肥満の方、そういった方々も含めて基礎疾患のくくりでございますので、議員おっしゃるような部分まで細かなところまでの精度はちょっとないというところでございます。そのときにはそういった方々も含めて基礎疾患ということで、自分で自己申告で前にしたというところでございます。

もう一つでございますが、先ほど基礎疾患の方々も優先的にということでのお話ではございましたが、厚生省のほうから、この今現在のこのワクチンのブースター接種に関しましては、なるべく早くということではございますが、6か月を経過した以上という、もうそこが一番最低のところというか、そこのところは変わっておりません。これは多分いろいろなワクチンに関しましての見地から、また今、日本ではその6か月を経過した以上ということになるかと思いますが、先ほど申しましたように、基礎疾患の方々におかれましても、その2回目の接種以降6か月を経過した日、それをなるべく早くということで皆様方にそのタイミングでワクチンの接種をお願いしてまして、今後も3月、4月とこれから一般の方々のワ

クチン接種を行うわけですが、その6か月を経過してきてなるべく早い時期に接種のほうをお願いしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 言っている意味は分かります。ただ私の言いたいのは、結局6か月過ぎていないから打たないんだと。そうじゃなくて基礎疾患のある方には、例えばもう4回目打っている国もあるんですよ。4回目のワクチンを打っている国もあるんですよ、実際に。それは3か月とか4か月ではないんですよ、もう。とにかくもう国を動かせるためには、とにかくワクチンを打って、もう3回打った方にはマスク外してもいいよと、そういう国あるんですよ。それは6か月なんか待っていないですよ。もう3か月、4か月でもう3回目打っているんですよ。4回も打っているんですよ。だから、そんなにその国とか6か月とかそんなに、課長にも私、直接言いましたけれども、村長さんには言っていないんだけど、その6か月にこだわるわけを教えてくださいよ。基礎疾患の持っている方だったらば、天栄村にワクチンが現在何名までの何回分の接種は、何歳までのやつ、どのぐらいの確保しているんだか。結局はその6か月間待っているということは、結局はワクチンがなくて待っているのか、期間がそれだけだから待っているのか、どちらなんですか。課長のほうがいいですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今の議員のご質問の中で、ワクチンの供給状況でございますが、モデルナ製に関しましては十分住民の方が行き届く部分は確保しているところでございます。また、ファイザー製に関しましては、ご承知のとおり非常にファイザー製が少ないということで供給が難しいということでしたが、先週でございますが、住民の方々の分を私ども追加の要望をさせていただきまして、その中で住民の方々が、今18歳以上の3回目のブースター接種を行っているところでございますが、その方々に関しましてのワクチンのほうをファイザー製の部分は確保できたということで、4月以降の部分も順調にできるというふうに順調に進めていくようにしたいというふうに思っております。

また先ほどのおただしの4か月とか6か月の話でございますが、近隣の国とかの話の中ではそういった情報があるということも私ども承知しております。しかしながら、国といたしましては、この6か月、前は8か月とか7か月とかというお話でございましたが、その部分を今、国は6か月に短縮をして進めてまいるということでございますので、そこから5か月、4か月というのは、国のほうからまだお示しがいただいておりますので、私どもはこの国の指針にのっとりまして、この6か月を経過した部分でこれからも進めてまいりたいという

ふうに思っています。また、これが国等の方針が変わった場合に関しましては、その都度協議をして考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言いたいのは、その方は孫ですか、ひこですか、を面倒見ているんですよ。そうすると、常に子どもが出入りしているから、私が心配して、そこまで説明しなかったですけども、そこまで心配して、課長のほうに言ったんですよ。ところが、その6か月間という縛りがあるというの聞いたから。私の言いたいのは、結局その方はインスリン打っているから、すごくそのかかったときにブースターやっていないと重症化する率が多いということは恐らく村長も担当課長も知っていると思ひますけれども、とにかくブースター打っていればかかっても重症化しない。2回で接種かかった人は、結局は8か月間過ぎると、結局は抗体が下がってもうゼロに等しいと。ただ6か月間の場合はある程度の抗体は40%から35%で戻っていると。そのぐらいのレベルですから。ただ8か月ではもう完全に抗体はなくなっているんですよ。そういうことは分かっていますか。村長、知っていますか。その2回目の接種打って抗体は何か月ぐらいでゼロになるか。6か月では何%ぐらいの抗体が持っているかというの、そこまで村長、そういうことは把握していますか、村長。お願ひします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この抗体がどこまであるかというのは接種してから日にちがたてば減ってくるということは、私は認識しております。ただ何%かというのはやっぱり個人差もあるというところも聞いていますので、一概にはなかなか言えないのかなと思ひますので、今、私から答弁できる、専門家でもないので、ここまでの認識でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） もう8か月過ぎちゃうと、抗体はゼロに等しいんですよ。6か月間が限度なんです。それを国のほうで8か月って言ったでしょう。ところが、今度は結局実際のこと言っ、デルタから急に下がったときに何が原因で下がったかというのまだ実証、検証もできていないんだよ、国のほうも。ただ日本人が真面目に手洗いとマスクしていたから下がったんだろうと、皆さんが2回目の接種打ったから下がったんだろうと。そういうふうぐらいしか出ていないんですよ、報告でね。ただ4日の国会答弁で、尾身会長ですか、とにかくそのときにちょっと走り書きしたんですけども、尾身会長はB2の割合が増し、感染者が高まるだけでなく、少し上昇するということが十分考えておりますので、早く一日も早くその3回目のブースターを接種してもらいたいと、国会で答弁しているんですよ。結局は

B2の割合が増し、感染者が高止まりでなく、上昇するからと国会で言っているんですよ、あの尾身会長が。そして、そのときに昭和大学のあの二木先生というんですか、これはB1よりも1.5倍あるいは20%の感染力がある、とにかく打てるやつは打ってくださいと。もう村のほうは、昨日のてんえい広報見たらば、高齢者は打ち終わったということを知ったので、すけれども、そうしたらば、課長に聞いてみたらば、もうその8か月間も村の中では全部終わったと、まだ6か月間の方まだ何名残っていると。その何名が全部把握しているかということを知ったんですよ。これはこれでいいです。結局は恐らくそこまで分かんないと思いますから。

あと、5歳から11歳の接種、ワクチン。これ白河ですか、白河は3日からやっているんですよ、5歳から11歳、3月3日。いわきが7日から、郡山は8日から。天栄村はいつからやるのか。私の言いたいのは、とにかく今のそのコロナというのは、オミクロン株というのは、結局は家庭内感染、あと小学校、幼稚園、保育所の感染が多いんですよ、この天栄村のあれも見てね。そうでしょう、子どもが多くなったでしょう、感染が。前は子どもは軽症でかからなかったの、デルタの場合は。ただあのおときには、その飲み屋街から広がったんですよ。今は違うんですよ。家庭内から増えたり、結局新聞でも見るとおりに、もうとんでもない、さっきの村長が言ったとおりに結局はもう市の職員とか県の職員とか消防署員とか警察職員とか、結局は公務員だから出るんだけど、毎日5人から10人ぐらい出ていますよね、職員の。郡山の職員が5名とか、須賀川の職員が2名とか、天栄村も出たことありますよね、1名って。そのぐらい今感染力が強いですよ。ということは、結局はそれは家庭内に持ち込まれるということがあるんですよ。それはお子さんがうつって家庭内感染が出ている。またお父さんが持ってきて家庭内感染。だから、天栄村でその家庭内感染というのは、今の中であったのか、ないのか。

あともう一点は、天栄村は5歳から11歳のワクチンというのは確保してあるのか。そして、いつ頃から接種を予定しているのか、何月何日から接種しているかというのを答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

まず、1点目の家庭内感染のその状況があったのかどうかということですが、私ども今回の議会提出資料に提出させていただきました、今総数42名ということですが、県のほうから来ている情報に関しましては、何十代の男性、女性というところだけ来ているところがございます。ですので、私ども情報的には、公式には県からこちらしか聞けないと。ただうわさにとか、そういったところでは、先ほどお話しさせていただいたように、

家庭内感染もあるというふうには伺っているというところはございます。

もう一つでございます。5歳から11歳までの小児用の感染のところでございますが、こちらのほうは、今私ども岩瀬管内の医師会、須賀川医師会にご協力を仰ぎながら、これから実施をしてみたいというふうに思っております。こちらのほうは、須賀川市、鏡石町、天栄村、3市町村で合同で集団接種の会場を作りまして、そちらで実施をしてみたいというのが1点でございます。また、須賀川医師会の会員の方々、各医療機関がございまして、その医療機関のほうで、先ほど申しました集団接種と、もう一つ個別接種ということで医療機関での接種のほうも協議を進めているところでございます。個別の医療機関に関しましては、まだ日程等ははっきりはしておりませんが、8医療機関がご協力いただけるということで、その医療機関等で接種が可能となります。また先ほど申しました集団接種のほうでございますが、3月27日から、日曜日でございますが、岩瀬管内須賀川の公立岩瀬病院で、須賀川、鏡石、天栄での合同での集団接種を行う予定でございます。今決まっているのはそこまででございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、天栄村には3月27日、須賀川、鏡石、天栄合同で集団接種をやるということなんですね。

あと、村長に確認しますけれども、その基礎疾患のある方、まして子どもの子守りをやっている方、そういう場合のことを調査して、一日も早くブースター接種をそういうふうにさせるようなことを考えているか。それは今、課長さんが言ったとおりにまだ6か月間なっていないから、それは無理ですよという、あくまでもそういう考えでいるのか、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

基礎疾患のある高齢者は特に早めに接種というようなこととお話をしておりましたが、こちらについては国からお示しをさせていただいている6か月を守ると。それ以内に接種した場合には事故報告というようなことで報告をしなければならないというようなことで言われております。私もこれを確認しました。前は8か月、7か月、私もいろいろマスコミ等の情報を入れて、これは6か月になるよと、早めに接種体制を整えてくださいという話をしました。ただこれ以上、今のところ詰まる予定はないというようなことで私も認識していますので、この6か月の部分は守りながら接種をしていくというような考えでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく私が言うんじゃないで、その専門家が言うとにかく余裕の

あるところとか、ある市町村、まだ県・国にとにかくその基礎疾患のある人、結局は前みたく肺に炎症が冒して、それから高熱が出て、そして亡くなる方よりも、今のこのデルタ株の場合は基礎疾患のある方がコロナにうつって合併症状を起こして亡くなる率が多いから、早くとにかく打てる方は早く打ってくださいと。でも、村長はあくまでもそういうのにもその6か月間というの規定を守ってやると、それで突っ張るといことですか。そういう方があれば、その基礎疾患のある方は天栄村にワクチンがなくて、余裕がなくてできないんだったら、これは私もそこまで言いませんけれども、結局それだけのワクチンは確保してあるんでしょう。その適用、6か月来れば打てるけれども、それは6か月にならないとそのワクチンが来ないと、どちらなんですか。それは6か月間を守るのか、ワクチンがあっても6か月間来ないと打たないのか、どちらなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この6か月というのは、私が判断して決めるものではありません。国で示しているものがございますので、この示しているものに従って、6か月で接種をしていくというようなことでございます。ワクチンがあっても6か月を過ぎないと接種はできないということで、それは控えてくれと言われておりますから、私の判断ではそれはやっていいとか悪いとかは言えませんので、ここについては議員、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 国でそんなにはっきり天栄村のほうにそういうふうに村のほうに知事のほうから来ているんですか。はっきり来ているんですか。6か月過ぎないと打っちゃ駄目だって。はっきりそれ国とか県知事のほうから、ちゃんとそういうふうに来ているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

この6か月に関しましては、国の指示に基づいて、私ども実施しておりますので、6か月は守ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言っているのは、そういうふうに6か月過ぎないと打っちゃ駄目ですよと、そういう指示がちゃんと来ているんですかと聞いているの。もう6か月過ぎない人には、基礎疾患があろうが、ワクチンに余裕があろうが、打っちゃ駄目ですよと、そういう指示が来ているんですかと聞いているの。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

私ども、国とかの部分で読みますと、6か月を守るということでございますので、6か月以内というふうに来ているというふうには認識をしております。すみません。6か月以上というふうには認識をしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、私の言っているのは、そういうふうに6か月過ぎないと、ワクチンの余裕があっても、国のほうが打てるなら早く打ってくださいと、医療関係とか医学者とか大学の先生はとにかく打てる方は早く打ってくださいと、テレビ、マスコミで言っているんですよ。それを6か月ならないと打っちゃ駄目だと、そういうふうに県のほうとか国のほうから指示がちゃんと来ているのかと、それを聞いているんです。じゃそれを見せてくださいよ。そんなに突っ張るんだったらば。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

40分まで休議します。

（午後 3時26分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時43分）

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お時間をいただきまして、ありがとうございます。今ほど提出資料ということで、皆様方のお手元にお渡しをさせていただきました。

まず、一番上のところでございますが、こちらは厚労省のホームページから今引いてきたところでございます。追加接種のお知らせということで、厚労省が今公表しているところでございますが、この1枚目の下のほうに囲みの枠があるかと思うんですが、こちらの中に丸ぼち3つほどございますが、この上に3回目のワクチンの接種の対象者の条件ということで記入されております。2回目接種を完了した日から6か月以上が経過した方、18歳以上の方、あと、日本国内での完了している方ということで書いておりますので、私どもはこれに基づきまして、今ワクチンを進めているところでございます。

次の裏のページでございますが、こちらのほうは厚労省のほうから各市町村、都道府県に来たところの通知でございます。題名でございますが、初回接種完了から8か月以上経過を待たずにワクチンの追加接種を実施する場合の考え方ということで、この8か月を待たずに

やる場合にはどういうことかというところでございますが、右側のほうに、記としまして、1番に一般高齢者等に対する追加の接種間隔ということで、こちらに初回接種完了から6か月以上経過した後に追加接種をするよう実施するよう努めることというふうに記載されておりますので、私どもはこちらに基づきまして、6か月以上ということで、こういった方々を今、接種の対象者として進めているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 説明分かりました。大阪の特任教授の大竹文雄先生は、これからのB2に対しては、高齢者と基礎疾患のある方に偏る、だから十分気をつけてくれと。そして、3回目の接種を受けた場合にはリスクが少なくなるから早く打ってくれということで、私もその6か月間に縛られているということがこのこういうふうに厚労省のほうから、最初8か月、7か月、6か月、これ以上は村長の力でもどうにもならないというのこれ以上、私もごり押しはしませんので、理解しましたので、次の質問に入らせてもらいます。

小中学校の統合について。

小中学校の統合について、現在どこまで進行しているのか。村民の皆様に分かりやすく具体的に、これまでの統合に係る対応と経過を示した資料を提出の上、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

これまでに、天栄村立小中学校のあり方検討委員会や天栄村立小中学校統合委員会から、答申や意見を提出していただいております、さらに昨年度と今年度には先進地の視察を行ってまいりました。

現在は、これらの情報を基に、校舎等の適正規模や必要となる敷地面積などについて精査し、基本設計の策定に向けた準備を進めているところであります。

なお、これまでの経過につきましては、提出した資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私も令和元年11月21日の天栄村立小中学校のあり方検討委員会の総務委員として出ておりましたけれども、そのときに先ほど5番議員さんが言われたとおりに、今現在の湯本小学校のああいう学校だから来たんだという方がいたんですよ。そうすると、次の質問できなくなっちゃうんですよ。天野先生も困ったと思うんです。そのときに天野先生が議長をやっていましたけれどもね。それで、とにかく村民のアンケートを取ってみてくださいと。村民がどういう考え持っているか。その後に村長にその統合について一般質問しましたよね。そのときに、村の村長の考えあるのかと聞きました。村長は、あるとは言わなかった。でも、私から言わせれば、村長が何の案もなく、こういうことを検討委員会の小中

学校のあり方委員会、そしてその次に、教育長から答申が提出されましたよね。そのときに私もいましたから分かりますけれども、その後には今度は統合新校舎整備基本構想検討のためにアンケート調査について、これは村民全員にやったんですか。その後には、保護者、児童のアンケート調査結果って、この結果の報告というのは、私は聞いていないんですけれども、これはどのようになったんですか、報告をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

あり方検討委員会のアンケートの結果でございますが、その前にあり方検討委員会のアンケートの対象者でございますが、これは当時の小学校の保護者及び教職員、あとは統合委員会の委員の方々からのアンケートでございます。

アンケートの結果でございますが、こちらは議会の全員協議会の中でアンケートの結果のほうは説明させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言っているのは、私その小中学校のあり方のほうの検討委員会のことは、それは知っています。その後のこと聞いているんですよ、その後のこと。だから、まだいいです。そのときにアンケート調査のやつは、議会に全員協議会で説明していますと言うけれども、児童のこの令和2年ですか、統合新校舎整備基本構想検討のためアンケート調査について、これは議会に報告したということなんですね。あともう一点は、保護者、児童のアンケート調査結果もこれも議会に全員協議会で報告したって、そういうふうを取っていいんですか。そうすると、私が全然忘れていたということですか。もう一度お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

アンケートの結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全員協議会の中と、あと、これまでに議会の中でも何回かお答えさせていただいた記憶がございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、私その全員協議会で説明したことを忘れていたということなんですね。よその議員の方々、全部知っているよ、私が忘れていたということ。

あと、その結局は令和2年10月27日に教育長への意見書が提出されたと、村へ伝達。これもあれですか、議会のほうに報告したんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ほどご質問がありました意見書につきましても、全員協議会のほうで説明させていただいております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、私の勘違いなので、大変申し訳ありません。その提出したときのその書類をもう一度、私に後でいいですから、もらえますか。

あと、村長に質問しますけれども、今、全部意見書も教育な答申も受けた。私の言いたいのは、村は幾つかの構想とか、例えば統合するときにはこういう構想、例えば青写真みたいなものね。今の中学校のところは小中学校、先ほどもありましたけれども、その次、今後は幼稚園、保育所の問題もありますよね。そういう場合は統合して、そういうふうな計画とか案というのはつくっているんですか。それとも、全然つくってなくて、その天野先生にお願いして、皆さんに検討委員会でやって、そのときに小中学校の先生方が委員になっていましたよね、そのときに、小中学校の校長先生がね。その方、今残っている人いるんですか、その当時の。恐らく学校の先生方は転勤になりますよね、2年か3年で。そうすると、検討委員会にいても、私そのときに大里の小学校の校長先生と、あと天栄中学校の校長先生とこのことに対して意見交換、何回か酒飲んで話したこともあります、実際に。うちの30周年記念にも招待しました、いろいろお話をして。そうすると、学校の先生方は結局、村に対して意見はありますけれども、結局は自分たちに指導は、結局はあそこで発言しても責任は取れないから、あまり実際のこと言ってやっぱり議員の先生方とか、あと、村とやっぱりもむのが一番じゃないですかと、そういうふうに言われました。村長にも結局、村の考えはありますかと言ったら、村長はあるともないとも言わなかったです。今も全然、第1案とか第2案とか第3案とか、そういうのは全然考えていないんですか。全部検討委員会と答申委員会で、今度、私はその全部議会のほうに全員協議会で説明したって、教育長から2月の令和2年10月27日に教育長から意見書が提出され、村へ伝達って、そのどのような伝達だか、後でそれください。それをもらった結果、村長はどのように考えているのか。また、今後どうするのか。あと、自分としてはどのような小中学校を造るのか。小中学校のあったときに先ほど質問されましたけれども、今度は湯本の中学校は閉校するんでしょう。その閉校するというのも、その後とのことも頭にあるのかないのか。そういう構想を持っているのか。何にも持っていないくて、ただこのまま検討委員会して、これから今の意見提出されたということは、もう確定したのか。それから、この村長のところに来て、今後どのような対応をするのかというのを聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、小学校については、牧本、広戸、大里、小学校については1つの統合というようなことの方角性が決まりました。こちらについては、中学校の近く、幼稚園の近く、役場近辺というようなことで意見をいただいておりますので、令和4年度の予算の中で、どこに立地したらいいのかというようなことで、それを基本構想を決めるための調査、費用を載せてあります。これから令和4年の予算の中でそれは提出させていただきますが、今現在は新しく小学校の統合した箇所、この委員の方々に視察をしていただいて、資料等も取り寄せて、学校の規模、どういう施設が必要かというようなことで、今検討に入っております。そちらも同時進行で今後は進めていく。基本構想を練るための調査を令和4年度から始まるというようなことで、今進めているところでございます。

次に、この中学校につきましては、先ほど教育長も答弁したとおり、村の方角性としましては、湯本中学校は現在いる子どもたちが卒業した中で閉校をして、次からはもう天栄中学校に統合というような方角性を示して、まずその準備はまず議会の皆さんからのご理解をいただいた中で、多分今この中でも話が出ておりますので、早く地域の方々に湯本中学校、2つの中学校の統合というようなことでご説明を申し上げさせていただくというようなことで、方角性はこのような方角性になっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、村長はあくまでもその検討委員会、今この教育長から意見書が提出された、第3回天栄村村立小中学校統合委員会の開催のその中から、意見、要望書の確認、意見書の提出、教育長へ意見書が提出されたって、村へ伝達ってなっているんですけども、その伝達の答弁が今の答弁なんですか。今の答弁がその伝達してもらった答弁が、今の答弁なんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

学校統合委員会からのご意見もいただいて、村の方角性も今ここまででございます。これから令和4年度、学校の規模、そして幼稚園、保育所等どの位置にするのかといったものを決めてまいるというのが方角性でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長ばかりでなくて、村としては結局はどういう構想とか、どういう案とか、どういう青写真とかって、そういうのはまだ一切つくってないということによろしいんですか。これから全部そういうのは決めるということですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） これから調査をして、そこを決めていくというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、もう3年もかかっているんですね、これ。これから、今までの天栄村の執行部のやり方というのは、伝承館もそうです、保育所もそうです、デイサービスもそうです、村がちゃんと案をつくって、村がもうこういうふうにするって言って、それから議会にかけてきたんです。議員の先生方に質疑されたり反対されたり、そういうふうにしてやってきたんですよ。そうすると、今回の場合はそういうふうな村のほうのは、そういうのも全部その検討委員会、今も検討委員会の中には小中学校の校長先生、PTAの方々、あと、村民の、簡単に言うと小中学校の先生も入っているんですか、校長先生。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

統合委員会の中には、校長先生方も入っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 教育長にお聞きしますが、そのときに小中学校の先生、もし教育長も校長先生やった経験もありますけれども、例えば須賀川市とか何々村のそういう検討委員会の中に入ったときに、そこにもって責任を持って発言したりできますか。もう2年か3年で転任するときに、その委員会として委員の活動はできると思いますか。答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

校長の立場で、その学校の責任を任されているもので、当て職としてそういうふうな役になったときには、責任を持っていろんな意見を述べるというふうなのであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、矢祭町立小学校視察とか、あと飯館村希望の里学園、川内村村立川内小中学園視察研修とかって、こういうふうにやっていますけれども、この中の5名、あと参加者の教育関係職員2名、この5名の方は、私これは恐らく教育課長だと思うんですけれども、職員の方は。これ5名の方はどういう方が行ったんですか。名前はこれ公表できるんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちら視察に行ったメンバーでございますが、統合委員会になっております校長先生、学校運営協議会の地域の方の5名で行ってまいりました。

〔「何だよ、名前言ったらいいべ。どうせこんなの別に問題ねえべ、名前もって言ってんだもの」の声あり〕

○教育課長（関根文則君） 失礼しました。すみません。ちょっとお待ちください。

〔「議長、後で出してもらえればいいです。次、時間がなくなりますので、後で出してもらえればいいです」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それ、名簿は後で出してもらえばいいです。

この研修の結果、どのような報告があったんですか、村のほうに、その研修の結果ね、報告。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） こちら、先進地視察に行ってみまして、各施設をコロナ禍の中での視察ということで、メンバーも今回限られたメンバーで行ってきたわけでございますが、受入先でもやはり学校の中に入っただけの視察というのはご遠慮いただきたいということもありまして、資料の説明と、あと外からの見学ということで行ってまいりまして、それぞれ敷地面積であったり、工夫して造られた面、例えば住民の方々が利用できるスペースがあるのかとか、あと他学年の交流ができるようにどのように工夫されているのかとか、その造り方ですかね、通常に単純に教室だけを造ればいいのかということではなくて、それ以外に工夫をした点、あとは防災、防犯の面で工夫した点とかをお聞きしてまいりましたので、その辺をまとめまして、統合委員会の事務局として村のほうに復命をしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長のほう、その今の教育課長のほうの結果を見て、村長はこれからどのように自分の考えていた構想、なければこんな出すはずないんですから。村長は、私に答弁もくれなかったけれども、何の頭もなくして検討委員会つくったり、その答申なんかするどおりないんですから、結局ある程度の構想はあると思うんですよね、私は。だって、いろいろの結局、案を持っていないで、ただ検討してくださいって、ということは検討委員会のほうに丸投げして皆さんで決めてくださいって、そういうやり方じゃないでしょう。例えば先ほども言いましたけれども、その天栄村で伝承館造るといったときに、今度は議会が今度はよその伝承館を研修で見に行ったんですよ、よその。そして、その山の上に造るって言う

て、私は大反対したんですよ、何であんなところに造る必要があるんだと。造るんだったらば、みんなの通り道とか、最低でも農協の脇とか、私は今の総合運動場の中のへるすびあととか、ああいうところに造ったほうがいいんじゃないかって、そういうふうに言いましたけれども、それはまた別として、時間が延びますけれども、普通は執行部が議会のほうにそういうふうに投げていって、私たちが今度は議会議員がそういう研修に行って、そういう統合中学校のところ、議会が研修に行って、そして議会がもんで、そして執行部と話し合って、そういうふうに今までやってきたんですよ、今の伝承館とかそういうの何かは。何か所の伝承館とか、道の駅なんかもそうですよ。何か所か道の駅、私たちが研修行って。だって、議会は全然今回のこの小中学校のあれには何のタッチもしていない。ただ検討委員会で答申した。村のほうに質問すると、何か考えがあるんですか、案があるんですか、頭にあるんですか。全然答弁来ない。村長がある程度の実はこういうふうな構想を持って、こういうふうに行っているんです、こういうふうに行って、それで進めてやっているんですということを私に言ってもらえないと、どういう統合中学校が出来上がるんだかも頭にも浮かばないし、私の場合はいろいろありますよ、こういう考えがいいのかな。例えば今の中学校のところ、道路とかあそここのところ整備して、あそこに幼稚園なり保育所なり1か所にまとめて、その場合には今度買収がかかるから大変だなとあって、そうすると買収問題も出てくる。じゃこっこの総合運動場使った場合に中学校の統合にはならないとか、その場合には今度は幼稚園と保育所と小中学校抜いて、幼稚園と保育所と小学校と統合したやつを造るとあって、そういうような頭に浮かびますよ、そのどういうふうにすればいいとあって。そういう考えは村長としてはないんですか、案というのは。課長がうちにちょこっとその資料を作るのにどういような資料欲しいですかと言うから、村長に3つぐらいの案を考えて答弁するようにちゃんと来てくれと言ったんですけれども、課長のほうからそういう話聞きましたか。またそれでもまだ村長は村としての案というのは全然議会にもかけないで、そして自分のこれ検討して決まってから、正直言って、これあと何年かかるんですか、この統合の問題は。だって、幼稚園だって保育所だって、まして保育所なんかは、あそこはハザードマップの危険地域に入っているんでしょう。一日も早く造らなくちゃ駄目なんでしょう。そうしたらあと何年の計画で、令和4年にこれを計画を立てて、そして何年に完成する考えでいるんですか。そこまで答弁くださいよ。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、この令和4年度においては、今、学校等先進地の視察をしてきたものですから、どのぐらいの面積の小学校、そこに付随するもの、体育館、プール等、今度は設計業者、建築

設計の業者との協議に入ってきますので、そういったところのご意見をいただきながら、あと、避難所とするスペースも当然出てきます。あとは地域の方々の交流する場というようなことでもなってきますので、そういうものでようやくその学校の面積、規模が出てきます。それに併せてこの中学校、幼稚園、役場近辺というようなことで、場所の選定をしてみたいと思います。この場所の選定につきましても、この気候変動があつて、ゲリラ豪雨、大型の台風とか、この水の処理等もありますので、それも専門業者に聞いて、ある程度の基本構想の調査に入つてまいります。あとはその幼稚園、保育所、こちらについても移設もしなければならぬというようなことで、急ぐのが保育所でございます。ある程度、小学校の学校の規模、面積が決まりましたら、どこの位置に保育所、幼稚園、なるべく隣接した場所であるというようなことでお話もいただいているので、その中で方向性は決めてまいります。あとは、ある程度のその構想というのはこれからでございますので、それを議会議員の皆様方にお示しをしながら、いつ頃着手して完成というのは、これから学校等については統合して、小学校はこうしていきますよと、中学校はこうしますよと。先ほどもお話ししましたように、過疎指定を受けたものですから、その計画に載せて、なるべく村の持ち出しを少なくというようなことでございますので、そこに織り込みながら進めていくという考えでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、村長はまだその案もなければ、そういうふうな設計も青写真も、例えばこういう案とかこういう案とあって、そういうのも全然まだ考えていないし、本当はあるんでしょう。だって、何もなくてそれ、こんなことやっていいんですか。ある程度の村の執行部のある程度の考えがあるから、あの小中学校統合検討委員会というのつくったんじゃないの、村に。結局こういうふうな小中学校を造りたいとか、恐らく天栄中学校は新築だから、先ほど言ったように小学校と幼稚園と保育所と統合するような感じで造るとかってやっぱりそういうふうな考えも何もなくて、ただこれから何ですか、この考えていきたい。そうすると、あと正直これ村長の考えではっきり言って、あとどのぐらいかかるんですか、年数は、これから。着工でないですよ、出来上がるまでに。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

学校の規模等が決まらなないと、この先、予算立てもあるものですから、いつ頃までというのはなかなかこれは今お示しできる部分ではございませんが、令和4年度中にはお示しできるように努力してまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 令和4年中の何月までですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） これから基本構想の調査が入ってきますので、何月という約束はまだ発注もしていない、何もやっていないところ、また学校の規模についても今、協議をしているところがございますので、まだ大まかな概略もできていませんので、それができた中でないと予算立てがなかなかできないことがございますので、いつという約束はできません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ以上質問しても同じ答弁しか返ってこないと思いますので、私から言わせれば、もうある程度の執行部として案、こういうふうな図面まではもう作るぐらいの考えまでやってもらいたかったです、本当のこと言って。だって、まだ白紙なんでしょう、これ。そして、何月に決まるかも分からないんでしょう。こんなこと言いたくないんですけれども、村長の在任中にこれできるんですか。無理でしょう。とにかくもう1期やってくださいよ、できるまでは。やんねかったら、もうとんでもねえことなる。ちーんって、分かりました。納得いきませんが、一般質問終わります。

以上です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 次に、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君質問席登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 通告のとおり、一般質問を行います。

本村の過疎指定について。

今年1月18日、総務省より本村が過疎地域に指定されると発表がありました。

そこで、過疎指定によって本村ではどのような優遇措置が講じられるのか。また、それに伴い、村民に対して弊害が生じることはないのか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村の過疎地域指定につきましては、令和2年度国勢調査結果により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、人口要件及び財政力要件が基準を満たしたため、令和4年4月1日から指定を受けることとなったものであります。

この指定による主な優遇措置としては、国庫補助金の補助率のかさ上げや、元利償還金の

7割が交付税措置される過疎対策事業債を発行できることが挙げられます。

また、これに伴う村民への弊害は特にごさいません。

なお、こうした優遇措置を活用するためには、過疎地域の課題や持続的発展の方針を明記した過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要がありますので、福島県の過疎地域持続的発展方針を踏まえるとともに、村総合計画など各種計画と整合性を図りながら、来年度早期に策定し、議会にお諮りすることとしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 過疎地域指定の人口・財政力要件の基準を満たしたためと伺いましたが、要件の基準というのほどのようなものかお伺いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 過疎指定の要件の基準でございますが、過疎法のほうで定められておまして、今回うちのほうで該当になったものにつきましては、中期の人口要件のほうに該当しまして、平成7年度から令和2年度までの減少率が基準を満たしたということと、あと、財政力要件につきましては、平成30年度から令和2年度の3か年の平均値が基準を満たしたことによる過疎指定というふうになりました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その財政力のことなんですが、これは財政力指数がある程度の数値より以下だったということがあるんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

財政力指数につきましては、全市町村の平均で直近3か年の平均ということで、0.51以下というふうな基準がございますが、当村の場合は0.336ということで要件のほうを満たしたということになります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その県の平均値より下だったらその要件を満たすということなんですか。例えば県の平均数値以外の国のほうで示した数字とかというのはあるんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

県の平均値ではなくて、全国の市町村の平均値で直近の3か年の基準がございますが、そちらより以下だったということになります。

- 議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。
- 9番（大須賀溪仁君） あと、人口減少率、3か年でどのぐらいの減少率なのか、本村の。伺います。
- 議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。
〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕
- 企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。
人口の減少率は、平均ではなくて、令和7年から令和2年度の減少率なんですけど、23%以上の減少率であれば要件を満たすという基準がございまして、本村においては27.39%だったということになります。
- 議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。
- 9番（大須賀溪仁君） すみません。何か今、令和7年とかってちょっと聞こえたんですけども、どうなんですか。
- 議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。
〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕
- 企画政策課長（熊田典子君） 大変失礼いたしました。平成7年度から令和2年度までの減少率です。
- 議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。
- 9番（大須賀溪仁君） ちょっと聞き逃したかと思うんですけども、その減少率というのは何%とかそういう数字で示されるんでしょうか。
- 議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。
〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕
- 企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。
減少率につきましては、要件の中では23%以上の減少率ということになっておりまして、当村につきましては、27.39%ということになります。
- 議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。
- 9番（大須賀溪仁君） 分かりました。あと、その国庫補助金の補助率のかさ上げというのはどの程度なんですか。
- 議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。
〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕
- 企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。
国庫補助率のかさ上げにつきましては、先ほど教育課の課長のほうから申し上げましたが、教育施設ですと、2分の1から10分の5から10分の5.5というふうにかさ上げがあります。公立以外の保育所ですと、2分の1だったのが3分の2までかさ上げがあります。それから、

公立保育所ですと、2分の1が10分の5.5、このようにいろいろな様々な事業につきまして、かさ上げのほうがあるということでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） この過疎対策事業債は7割が交付税措置されるということですが、残りの元利償還金ですか、その償還期限というのはどのぐらいなんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

償還期間につきましては、3年間の据置きがありまして、その後10年間の返済期間というふうになります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。村民への弊害は特にないということで、私もまだまだ勉強不足なんですけれども、この過疎債の優遇措置を受けられることによって、何らかの国の補助金関係で利用できなくなるものがあるのかないのか伺います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今のところはないというふうに認識しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） そうしますと、今までのその補助金関係の事業、補助金関係ですか、それと過疎債のいいとこ取りができるということでもいいですかね。今よりもっとよくなるということで。はい、分かりました。

例えばになっちゃうんですけれども、季の里整備しておりまして、もう建物が4億円かかって、その2分の1が国、その2分の1のまたその半分が県、全体の4分の1の1億が村負担と以前ちょっと聞いたかと思うんですが、これが例えばその過疎債を利用するとすると、国が7割だから2億8,000万、単純な話ですけれども、残り1億2,000万の半分が県と村でということで、村持ち出しが6,000万という、そういうイメージなんですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の道の駅につきましては、今現在、令和3年度の補正予算で既に国のほうの地方創生の拠点整備交付金、これに申し込んでおりまして、基本的には2分の1が交付金ということなので、残りについては今のところ補正予算債と、過疎債まだ指定されていませんので、

補正予算債を充てて、その中でやっていくというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 例えばといいますか、イメージ的なもので伺いしていただけなんです、あれなんですけれども、私が先ほど聞いたぐらいの金額になるということなんですかね、大ざっぱで言うと。どうなんでしょう、その辺は。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

例えばの話ですけれども、今で言えば、拠点整備交付金、半分が国の交付金、残りは村ということなんです、その部分に過疎債を充てることができるということで……

〔「聞こえない。ひそひそ話さないで大きい声出して」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） もう一度言います。

まず、国のほうの例えば道の駅の今のケースで言えば、2分の1が国の交付金、残りの2分の1が村の持ち出しになるんですけれども、過疎債がもしそこに当たるとすれば、そこで過疎債で今言ったような交付税の措置が受けられるというようなことになります。

〔発言する声あり〕

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 4時37分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時41分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間を取らせていただきまして、ありがとうございます。

まず、現状の話からさしあげます。

現在の道の駅の建屋の整備につきましては、国の地方創生拠点整備交付金、これを活用して、これが国が2分の1、そして残りの財源については補正予算債が当たります。こちらのほうについては、充当率が半分になりますので、結果的に言えば、交付金措置がされますので、結果、国が3億、村が1億円というような形になります。ただ今、過疎債がこれにもし当たったということになった場合については、例えば2分の1、国にもらいまして、過疎債で残りを充当した場合については、過疎債については7割の充当というようなことで、形的には、国のほうが3億4,000万、村のほうは6,000万という形になります。

[発言する声あり]

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 仮の話をして、大変申し訳ありませんでした。

今後計画策定が必要とのことですが、予定されるスケジュールとかはどんな感じになるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

[企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、4月に過疎指定を正式に受けまして、その後、過疎地域持続的発展市町村計画というものを策定しなくてはならないので、そちらを策定いたしまして、9月の定例会のほうに上程いたしまして、皆様にご意見をいただきたいと考えております。その後、議決をいただいた後に国のほうに正式に提出いたしまして、その後から財政措置が受けられるようになる予定でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） あと、学校関係はちょっと先ほど聞いたんですけども、これは廃校舎のいろんな対策にも利用できるんでしょうか。廃校舎、統廃合して廃校になった校舎を。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あくまでも計画を立ててからでございますので、学校のその廃校舎というものはこれから議会に上程してからになるものですから、その後じゃないとなかなか厳しいものですので、まだ決めていないのに廃校の計画を立ててしまうというわけにはいきませんので、ここについてはご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。過去にも過疎地域指定されておりましたが、当時は主にどのような事業に過疎債を利用したのか、分かる範囲で伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

過去に過疎債を利用した事業につきましては、道路事業、あとは消防施設、あとは運動広場の整備改修事業、こういったものに利用をしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。箱物なんかで利用したことって何かありますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

伝統文化施設としまして、伝承館のほうに利用しております。

[発言する声あり]

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 4時50分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時51分)

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これから計画策定で大変忙しくなると思いますが、本村の課題、現状に見合った計画の策定のほうをよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日の本会議は午前10時から開催いたします。

また、議員の皆様は、明日の審議終了後に全員協議会、総務常任委員会、産業建設常任委員会、広報常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時52分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和4年3月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 村道の路線の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 村道の路線の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和3年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第 19 | 議案第 19 号 | 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第 20 | 議案第 20 号 | 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 21 | 議案第 21 号 | 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |

日程第22 議案第22号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第23 議案第23号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	北 畠	さつき	書 記	石 井	大 輔
書 記	森	歩			

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第1号 天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例。

(天栄村個人情報保護条例の一部改正)

第1条 天栄村個人情報保護条例（平成28年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

(天栄村特定個人情報保護条例の一部改正)

第2条 天栄村特定個人情報保護条例（平成27年天栄村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号ハ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることとなりました。また、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正をするものであります。

議案説明資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条、第13条の現行法が廃止されたため、新たに個人情報の保護に関する法律に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「5万7,800円」を「6万700円」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

福島県人事委員会の報告に基づきまして、通勤手当の限度額を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、現行の限度額5万7,800円から2,900円を増額し、6万700円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成29年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（1）を削り、同号ア（2）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（2）を同号ア（1）とし、同号ア（3）を同号ア（2）とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して村長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2項 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げ

る措置を講じなければならない。

第1号 職員に対する育児休業に係る研修の実施。

第2号 育児休業に関する相談体制の整備。

第3号 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

国の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、会計年度任用職員の育児休業取得要件を緩和するため、国及び県に準拠し、所要の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、育児休業取得の際、要件とされる1年以上の在職期間の定めを廃止し、在職1年目から育児休業が取得できることとするためのものがございます。

議案説明資料4ページをお願いいたします。

第2条、第18条の部分に関しましては、在職期間を廃止するものがございます。

第21条、第22条を追加し、職務環境に関する規定を明記するものがございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第4号 天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

天栄村固定資産評価審査委員会条例（昭和36年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項を加える。

第2項 前項の規定にかかわらず情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法により、国が進める地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、審査申出書、口述書の押印規定の省略及び弁明書の電子手続を可能とするため、条例の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料6ページをお願いいたします。

第4条第4項、第8条第5項につきましては、押印規定の省略であります。

第6条第2項につきましては、電子手続を可能とする条文の追加であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第5号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第5号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の下に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の下に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号イ及びロ中「係る」

の下に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号イ及びロ中「係る」の下に「基礎課税額の」を加え、同条3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号イ及びロ中「係る」の下に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

第2項 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第1号 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額。

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。

イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯、3,450円。

ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯、5,750円。

ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯、9,200円。

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯、1万1,500円。

第2号 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額。

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額。

イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した世帯、1,350円。

ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した世帯、2,250円。

ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した世帯、3,600円。

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯、4,500円。

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の下に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）及び第23条の2（「前条

の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)の改正規定並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の改正により、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置が導入されることによる改正であり、改正に伴い所要の規定を整備するものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料7ページをお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

第23条第2項につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定の新設であります。

第1号は医療給付費分、第2号は後期高齢者支援金等分を7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なし世帯、それぞれ記載の金額を未就学児1人につき減額するものでございます。

減額の算定につきましては、被保険者均等割額から所得の軽減判定算定方式で軽減された金額を差し引いた残りの金額の2分の1であります。

他の条項につきましては、改正に伴う所要の規定の整備となっております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第6号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第6号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例。

天栄村火入れに関する条例（昭和59年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別紙。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別紙につきましては、16ページ、17ページのとおりでございます。

提案理由をご説明申し上げます。

国が進める押印等の見直し方針を踏まえ、天栄村火入れに関する条例で規定する申請を行う際に、申請者が自著した場合において押印を省略できるように改正するものであります。

改正内容につきましては、議案説明資料16ページ、17ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

16ページの別記様式第1号、火入許可申請書の注意書に、「申請者が氏名を自著した場合にあっては、押印を省略することができる」旨の記載を追加し、火入れなどの文言を改め、17ページの別記様式第2号につきましても同様に文言を改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第7号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第7号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例（平成9年天栄村条例第34号）の一部を次のように改正する。

第40条第3号中「2人以上」を削る。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、定住促進村営住宅の入居資格条件を緩和するため、改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の議案説明資料18ページ、新旧対照表をご覧ください。
表の下段が現行、上段が改正案でございます。

改正の概要でございますが、近年の少子化により多子世帯の減少、12歳以下の子どもを2人以上有する世帯が少なくなり、現在の入居条件に合致しないことがあるため、現状に即した条件へ緩和するものであり、第40条第3号中の「2人以上」を削るものでございます。

なお、これにより12歳以下の子どもが1人でも入居が可能とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例。

天栄村体育施設条例（平成30年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、天栄村白子テニスコートの項を削る。

第5条第1項中「及び照明設備使用料」を「、照明設備使用料及び冷暖房設備使用料」に改める。

第6条の表を次のように改める。

使用区分、減免額、施設専用使用料、放送設備使用料、照明設備使用料、冷暖房設備使用料。

村及び教育委員会が主催もしくは共催する行事に使用するとき、全額、全額、全額、全額。

村立学校が教育課程に基づき使用するとき、全額、全額、全額、全額。

村体育協会が主催する行事に使用するとき、全額、全額、全額、全額。

村体育協会に加盟しているスポーツ少年団の団体が使用するとき、全額、全額、全額、全額。

村体育協会に加盟している団体が使用するとき、全額、全額、なし。

村及び教育委員会が後援する行事に使用するとき、2分の1、2分の1、なし。

その他、公益上必要と認めるとき、2分の1、2分の1、なし。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）。

区分、施設専用使用料、放送設備使用料、照明設備使用料、冷暖房設備使用料。

天栄村総合農村運動広場。

村内、半面、一般500、200、1,000、なし。

半面、高校生以下300、200、1,000、なし。

全面、一般1,000、200、2,000、なし。

全面、高校生以下600、200、2,000、なし。

村外、半面、一般1,500、400、2,000、なし。

半面、高校生以下600、400、2,000、なし。

全面、一般3,000、400、4,000、なし。

全面、高校生以下1,200、400、4,000、なし。

天栄村体育館、天栄村湯本体育館、アマチュアスポーツであるとき。

村内、全面、一般500、なし、400、なし。

全面、高校生以下300、なし、400、なし。

村外、全面、一般1,500、なし、800、なし。

全面、高校生以下500、なし、800、なし。

その他の行事であるとき。

村内、全面、非営利目的1,000、なし、400、なし。

全面、営利目的6,000、なし、400、なし。

村外、全面、非営利目的2,000、なし、800、なし。

全面、営利目的1万2,000円、なし、800、なし。

天栄村屋内運動場。

村内、全面、一般500、なし、200、なし。

全面、高校生以下300、なし、200、なし。

村外、全面、一般1,500、なし、400、なし。

全面、高校生以下500、なし、400、なし。

天栄村屋内スポーツ運動場。

村内、半面、一般500、なし、200、1,500。

半面、高校生以下300、なし、200、1,500。

全面、一般1,000、なし、400、1,500。

高校生以下600、なし、400、1,500。

村外、半面、一般1,500、なし、400、3,000。

半面、高校生以下500、なし、400、3,000。

全面、一般3,000、なし、800、3,000。

全面、高校生以下1,000、なし、800、3,000。

備考第1号 施設専用使用料、放送設備使用料、照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、1時間当たりの金額とする。

第2号 使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間に切り上げて計算する。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 改正後の天栄村体育施設条例第5条の規定は、令和4年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第8号について提案理由をご説明申し上げます。

説明資料19ページから新旧対照表がございます。

現行条例において、まず第2条でございますが、体育施設として天栄村白子テニスコートがございましたが、老朽化により近年の利用はされておりました。屋内スポーツ運動

場において代替利用がされていることから、白子テニスコートにつきましては廃止するため、削除させていただきました。

次の改正内容でございますが、屋内スポーツ運動場に冷暖房設備を整備したことから、使用料金及び減免内容を定めるため、第5条及び第6条を改正いたしました。具体的な内容でございますが、21ページ、左側の屋内スポーツ運動場の欄に記載のとおり、1時間当たりの料金になりますが、村内の利用者で1,500円、村外の利用者で3,000円と設定させていただきました。

また19ページに戻り、第6条の減免につきましては、これまでの照明設備使用料の扱いと同じように、使用区分に応じて減免することとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第9号 天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第9号 天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する

条例の制定について。

天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例。

天栄村東日本大震災復興基金条例（平成24年天栄村条例第3号）は廃止する。

附則。

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

この基金につきましては、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興を図ることを目的とし、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、平成24年3月に設置された取崩し型の基金でございます。

この東日本大震災復興基金は、市町村復興支援交付金2億9,290万5,000円とブランドイメージ回復支援市町村交付金4,330万2,000円を財源として平成24年度から運用を開始し、これまでに、被災した簡易水道施設等の整備、防災無線子局の設置、防災倉庫の整備、ガソリンスタンド整備負担金、風評被害対策事業など、基金を活用して実施してまいりました。

なお、令和3年度のポンプ自動車購入費への基金活用をもって終了となりますことから、本基金を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第10号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第10号 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例。

天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例（平成24年天栄村条例第15号）は廃止する。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例による廃止前の天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、同条例第2条の規定による固定資産税の課税免除を受けている者または受けようとする者については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

第3項 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧復興特区法」という。）第37条第1項または第39条第1項の規定により、令和3年4月1日前に村の指定を受けた個人事業者または法人が、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、旧復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」という。）内において、旧復興特区法第2条第3項第2号イに掲げる事業（復興庁設置法等改正法第3条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「旧福島特措法」という。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または旧復興特区法第2条第3項第2号ロに掲げる事業（旧福島特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の用に供する施設も

しくは設備（やむを得ない事情により令和3年3月31日までに新設し、または増設して、これらの事業の用に供することができなかつたものとして、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）附則第2条で定めるものに限る。）または所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の5第1項に規定する開発研究の用に供される減価償却資産のうち、産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和3年3月31日までに新設、または増設をして、開発研究の用に供することができなかつたものとして同省令附則第3条で定めるものに限る。）を新設し、または増設し、これを当該旧復興産業集積区域内において、これらの事業の用に供した場合における前項の規定により、なおその効力を有することとされる旧条例の規定の適用については、旧条例第2条中「平成33年3月31日までの間に、」とあるのは「令和6年3月31日までの間に、」とする。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、税制の特例を受ける復興産業集積区域が、県内全域から沿岸部の浜通り地域等、15市町村に重点化されたことにより、本村が対象区域から除外されたため、条例を廃止するものでございます。

なお、既に課税免除を受けている固定資産につきましては、引き続き課税すべき年度から5か年度分に限り、固定資産税を免除される経過措置が適用されるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここ暫時休議いたします。
11時5分まで。

（午前10時49分）

-
- 議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時05分）

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第11、議案第11号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

- 企画政策課長（熊田典子君） 議案第11号 財産の無償譲渡について。

次により財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、無償で譲渡する財産の名称。平成21年度天栄村地域情報通信基盤整備工事及び平成23年度天栄村光ファイバ通信基盤整備工事により整備した光ファイバケーブル等設備一式。

2、無償で譲渡する財産の所在。天栄村内全域。

3、無償で譲渡する相手方。住所、宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号。氏名、東日本電信電話株式会社、宮城事業部、執行役員、宮城事業部長、滝澤正宏。

4、無償で譲渡する日（予定日）。令和4年7月1日。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

今回、無償譲渡する財産は、資料に記載のある平成21年度から23年度にかけて村内全域に整備しました光ファイバケーブル等設備一式であります。

この設備は、山間地域におけるブロードバンド格差を是正することを目的として、光ファイバケーブルを敷設し、その維持管理を民間事業者へ委託することにより、村内に高速インターネット環境を提供するものであります。

令和4年3月で耐用年数である10年が経過することから、今後の設備更新に当たっては多額の費用が見込まれるところであります。今後の村の財政負担を軽減し、かつ対象地域の利用者に対し継続的・安定的なブロードバンドサービスの提供を行う必要があることから、敷設当初から維持管理を委託しております通信事業者に、令和4年7月1日付でその財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） すごく基本的な質問というか、あまり分かっていないので質問するんですけれども、今の現状で、村内全域のインターネットの環境というのは、ほぼどこでもカバーできていると考えていいんでしょうか、まず最初に。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

ほぼ村内全域で、環境は整っていると認識しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そこで今後、本当の的を外れた質問か分からないんですけれども、インターネットの環境ってもう日々進んでいますよね、今5Gとか、いろんな関係で。そういうふうになって、今後もっともっと高度なというか、そういう通信状態になったときに、この光ファイバの設備では対応し切れないから、新しいというか、もっと違うものを入れなきゃいけないとかという、そういう状況になったときに使えなくなって、販売したNTT東日本が、果たして、それをきちんと使えるような状態を維持してくれるという確約というのはあるんですか。

というのは、今コロナ禍でいろんな仕事とか、そういうものって自宅でできるようにというふうになっていますけれども、もしかすると田舎の、例えば羽鳥湖高原みたいなすごく環境のいいところでも、そこで仕事ができるみたいなことになってくるかと思うんです。それも、これ今後、移住とかの売りというポイントになってくるかと思うんですけれども、そうなったときに、やっぱりインターネットの環境というのはいいいものを持っていないと、なかなか来てもらえないんじゃないかなと。その辺のNTT東日本がこれからどんどん機械の設備、きちんとやってくれるのかどうかというのが心配なんですけれども、どうでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これはなかなかNTTというよりも、この整備というのは、私もこれまで総務省といろいろな意見交換をさせていただきました。議員おっしゃるように、確かに5Gというのは、これは地方こそ必要だと。5Gを使っていくのには、500メートル間隔にそのアンテナというか、発信がないとできないということなんです。だから、今、都市部からどんどんいっているんですけども、地方がどんどん高齢化社会の中で、そういったものがやっぱり必要になってくるというようなことで考えていますので、まず地方を整備してほしいというようなことで要望はしてきました。NTTそのものよりも、これは国でしっかり対応していくと。

あとは、NTTはこれを引き受けた中で、その整備をしながら進めていくというようなことでございますので、あとはこの村として、我々一村が言ってもなかなかできないので、県全体、国としてそこはしっかりやっていくというような方法を取るしかないかと思っております。

今ほど、羽鳥湖高原、確かにいい場所でございます。中でも、自動化された車を走らせたいという事業者も出てきていますので、そういったところも国・県、しっかりと連携しながら対応できるように村としても進めていきますので、そういったところでご理解をいただければと思います。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第12号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第12号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道の廃止をすることについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

4012、児渡西3号線、天栄村大字牧之内字児渡西96番地1、天栄村大字牧之内字児渡西19番地。

提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案説明資料24ページをお願いいたします。

廃止路線図に青色で表示しております路線が、今回、廃止する路線でございます。児渡地区にある国道294号を起点とし、村道児渡・滝田線へ向かう道路でございます。

現在、国道294号を起点としておりますが、起点から路線番号4013号、村道児渡西4号線の接合部の区間におきまして認定漏れをしていることから、起点を変更し、村道を再編する必要があるため、本路線を廃止するものでございます。

なお、改めて議案第13号により認定のご審議をいただく予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第13号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第13号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

4012、児渡西3号線、天栄村大字牧之内字児渡西95番地、天栄村大字牧之内字児渡西19番地。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料25ページをお願いいたします。

認定路線図に赤い色で表示しております路線が、今回、認定していただきます路線でございます。

先ほど、議案第12号でご審議いただきました路線番号4012号の廃止路線の起点を、路線番号4013号、村道児渡西4号線の接合部からに改め、路線認定をお願いするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第14号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第14号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億955万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,000万円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

42ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。これらの事業を翌年度に繰り越すこととなるものでございます。

各事業の内容につきましてご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業266万2,000円、転出・転入に係る届出等の手続ワンストップ化に対応するためのシステム整備です。

3款民生費、1項社会福祉費、湯本デイサービスセンター施設改修事業396万円、給湯器の整備です。

住民税非課税世帯等臨時特別交付金給付事業1,500万円、申請期限が令和4年9月30日となるためのものでございます。

2項児童福祉費、天栄保育所施設改修事業347万円、トイレ及び門扉の改修です。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,891万4,000円、3回目の追加接種です。

6款農林水産業費、1項農業費、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業4億296万3,000円、直売施設の整備工事。

2項林業費、ふくしま森林再生事業1億3,248万5,000円、大里地内八石と上松本、長久保の森林整備業務及び現場管理業務などになります。治山事業300万円、下二俣地区小規模治山工事です。

7款商工費、1項商工費、泊まってエールキャンペーン補助事業293万5,000円、宿泊費割引、地域クーポン等の補助。

8款土木費、2項道路橋梁費、除雪車整備事業1,980万円、除雪用のドーザの購入。緊急浚渫推進事業1,788万3,000円、二俣川河川浚渫工事。社会資本整備総合交付金事業5,199万5,000円、児渡・滝田線の道路改良工事及び飯豊・赤坂線ほか、通学路交通安全対策工事。

9款消防費、1項消防費、防災備蓄倉庫整備事業5,289万4,000円。避難所照明機器整備事業1,331万円。

10款教育費、1項教育総務費、学校保健特別対策事業546万円、小中学校の感染防止対策に係る消毒液や備品等の購入。

4項幼稚園費、教育支援体制整備事業107万3,000円、幼稚園の感染防止対策に係る備品購入。天栄幼稚園施設整備事業680万円、トイレ改修工事及び滑り台の設置工事。

5項社会教育費、天栄村文化財保存事業34万6,000円、文化財の修繕補助です。

6項保健体育費、湯本体育館施設整備事業215万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策のための網戸設置及びトイレ改修工事。

次に、第3表、債務負担行為の補正であります。まず中小企業制度資金利子補給事業、

東日本大震災対策利子補給事業及び農業経営者育成資金利子助成事業につきましては、本年度分の貸付けがなかったため廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、第4表、地方債の補正であります。今回追加するてんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業につきましては、国の令和3年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を受けて実施する事業の補助裏分の財源として借り入れるもので、限度額は1億9,370万円、起債の方法等は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

変更につきましては、いずれも借入額の確定に伴い限度額を変更するものであります。

- 1、耐震性防火水槽整備事業は1,000万円を690万円に。
- 2、地上デジタル放送受信設備整備事業は4,000万円を3,730万円に。
- 3、避難所照明機器整備事業は1,330万円を1,300万円に。
- 4、村道芝草・鎌房線整備事業は1,000万円を980万円に。
- 5、保健センター修繕事業640万円を590万円に。
- 6、緊急浚渫推進事業は6,920万円を6,900万円に。
- 7、緊急自然災害防止対策事業は、500万円を440万円にそれぞれ変更するものであります。

起債の方法、利率償還の方法については変更はありません。

次のページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出ともに見込額の確定による増及び減でございます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額60万7,000円、主に所得割額の増でございます。

2目法人分、補正額368万6,000円、法人割額の増でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1,510万円、1節の土地、家屋、償却資産の減、2節の滞納繰越分の増でございます。

3項軽自動車税、1目環境性能割、補正額18万2,000円の減。

2目種別割、補正額234万円の減。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、補正額100万円の減。

5項入湯税、1目入湯税、補正額311万8,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額54万3,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額26万円の減。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額279万

7,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額1,124万9,000円の増。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額27万6,000円の減です。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億3,772万7,000円の増。国の補正予算に係る財政措置に伴う普通交付税の増額などがあります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額7,000円の増。

5目消防費分担金、補正額9万8,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2項負担金、2目民生費負担金、補正額143万3,000円、1節の天栄保育所入所者負担金の増でございます。

3目教育費負担金、補正額11万4,000円の減。

15款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産使用料、補正額50万円の減。主に新型コロナウイルス感染症対策のための健康増進施設の休館に伴う減でございます。

4目土木使用料、補正額72万9,000円の減。主に入居者の退去に伴う定住促進住宅使用料の減でございます。

5目教育使用料、補正額25万4,000円の減。主に感染症対策のための1節の各種保健体育施設の使用停止に伴う使用料の減でございます。

2項手数料、1目総務手数料、補正額38万4,000円の減。各種証明書手数料等の減でございます。

2目民生手数料、補正額1,000円。

3目衛生手数料、補正額4万2,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6目土木手数料、補正額2,000円の減。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額93万7,000円の増。主に2節の障害者自立支援給付費負担金などの増及び3節の児童手当国庫負担金等の減でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額771万7,000円の減。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2億303万2,000円。主に2節の地方創生拠点整備交付金による増でございます。てんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額3,295万3,000円の減。主に7節の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金の減、8節の住民税非課税世帯臨時特別給付事業費補助金などの減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金、補正額822万5,000円の減。主に災害等廃棄物処理事業補助金の確定による減、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額1,357万2,000円の減。主に社会資本整備総合交付金の確定による減でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額338万1,000円の増。こちらは、学校保健特別対策事業費補助金の増であります。こちら感染対策に係る部分の補助でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額1,000円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額418万3,000円。主に1節の保険基盤安定負担金の増、2節障害者自立支援給付費負担金の増でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額167万円の減。

2目民生費県補助金、補正額3,126万6,000円。主に7節の被害住宅支援事業補助金の減でございます。

3目衛生費県補助金、補正額3億3,279万2,000円、4節の除染対策事業交付金の減であります。仮置場等、原状回復工事等、事業完了に伴うものでございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額876万8,000円の減。

7目教育費県補助金、補正額156万9,000円の減。

10目土木費県補助金、補正額45万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額138万2,000円の減。

2目農林水産業費委託金、補正額12万6,000円の減。

6目消防費委託金、補正額1万1,000円。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額1万円の減。

2目利子及び配当金、補正額1,000円の減。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額400万円の増。がんばれ天栄応援寄附金などの増の見込みでございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、5目介護保険特別会計繰入金、補正額151万9,000円の増。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4,500万円の減。

5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額100万円の減。

6目東日本大震災復興基金繰入金、補正額1万3,000円の減。

7目こども未来基金繰入金、補正額250万円の減。

9目天栄村除雪車整備基金繰入金、補正額702万8,000円の減。各基金の繰入金とも充当事業の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額37万3,000円の減。

4項雑入、1目弁償金、補正額2,715万9,000円でございます。こちら原子力災害賠償金の増によるものでございます。

2目雑入、補正額231万9,000円。物件等移転補償費などの増、ふるさと納税返礼品代の増によるものでございます。

3目過年度収入、補正額284万5,000円の増。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額610万円の減。

2目土木債、補正額20万円の減。

3目衛生費債、補正額50万円の減。

4目農林水産業債、補正額1億9,310万円。てんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業でございます。

以上、地方債の追加補正で、ご説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額473万5,000円の減。主に旅費などの費用及び人件費の減のほか、12節会議録委託料、18節負担金の減などでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,177万3,000円の減。主に人件費の減のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による一部事業の中止、事業確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

65ページ、3目財政管理費、補正額284万3,000円の減。財務会計システムが新型コロナの影響によりまして、機器の納入が困難となったものでございます。

66ページをお願いいたします。

5目財産管理費、補正額2億6,871万4,000円。主に12節、村道女郎内・大山線の所有権移転に伴う登記委託料による増でございます。

24節財政調整基金積立金及び公共施設整備基金積立金などの積立金の増でございます。

6目企画費、補正額136万2,000円。主に7節こども未来応援事業講師謝礼などの減でございます。

次のページをお願いいたします。

そのほか、18節の地方バス路線対策事業補助金の額の確定による増であります。そのほか、事業確定に伴うものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額102万3,000円。主に人件費のほか、支出見込みによる減でございます。

8目交通安全対策費、補正額20万8,000円。確定によるものでございます。

次のページお願いいたします。

9目地方創生費、補正額291万9,000円。主に18節の空き家改修事業等補助金、天栄村移住支援金給付事業の減によるものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額265万2,000円。ふるさと納税額の増加に伴い、返礼品の報償費の増、ふるさと納税電算委託料の増、がんばれ天栄応援基金積立金の増によるものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額127万5,000円。人件費及び委託料などの減でございます。

2目賦課徴収費、補正額49万5,000円。前納報償金などの額の確定に伴う減でございます。次のページお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額144万1,000円の増。人件費などの減、12節社会保障・税番号制度システム整備委託料の増でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額2万2,000円の減。

2目衆議院議員総選挙費、補正額160万7,000円の減、それぞれ確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額14万1,000円。確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額504万7,000円。主に人件費の減、次のページの18節新型コロナウイルス感染症対策生活支援商品券発行事業補助金の減、19節の生活困窮世帯灯油購入費助成事業の減でございます。

2目老人福祉費、補正額237万円。主に18節の高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金の減によるものでございます。

3目老人福祉施設費、補正額72万3,000円。主に10節、次のページ、施設修繕としまして、老人福祉センターのエアコン修繕のための費用の増でございます。

4目福祉医療費、補正額1万2,000円の減。

5目障害対策費、補正額273万9,000円。主に19節の障害者自立支援給付費の増などがございます。

○議長（服部 晃君） ただいま一般会計補正予算の提案理由の説明の途中でございますが、

昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 1 1 時 4 6 分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6目放射能対策費、補正額63万5,000円の減。確定によるものです。

7目住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額2,271万円の減。額の確定によるものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額624万8,000円の減。主に人件費の減、次のページをお願いします。19節の子ども医療費の減、27節国保事業勘定特別会計繰出金の減でございます。

2目児童措置費、補正額390万円、19節の児童手当の減でございます。

3目保育所施設費、補正額179万7,000円、主に次のページをご覧ください。14節の天栄保育所施設改修工事による増でございます。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額162万1,000円の減。18節給付額の確定による減でございます。

6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額659万2,000円。18節は基準内の対象者62名の減、基準外の対象者が2名加わりまして、計600万円の減でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額14万円の減。人件費の減であります。

4項災害救助費、1目災害救助費、補正額6,627万2,000円。次のページの14節及び18節の被災家屋等解体撤去の事業費確定に伴う減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額159万円。主に人件費の減でございます。

2目予防費、補正額270万6,000円。主に12節の新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料の増であります。

次のページをお願いいたします。

3目環境衛生費、補正額1,266万3,000円の減。主に27節の国保特別会計繰出金の増及び簡易水道事業特別会計繰出金の国道118号野仲橋架け替え工事の繰越しに伴う減であります。

4目健康増進事業費、補正額62万8,000円の減。

5目保健センター施設費、補正額124万円の減。主に10節の原油高騰による灯油代の増、感染症防止のための施設の休館に伴う電気料の減、12節の委託料の減、14節の施設修繕工事

の確定による減でございます。

6目墓地公園施設費、補正額1万円の減。

7目放射能対策費、補正額3億3,338万1,000円、次のページをお願いいたします。除染事業完了に伴いまして、12節、13節及び14節の事業費の確定に伴う減などがございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額3,043万5,000円の減。主に18節の須賀川地方保健環境組合負担金で最終処分場整備事業分の変更に伴う負担金の減でございます。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額4万3,000円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額102万円の減。

次のページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額279万5,000円。主に1節の農業委員会及び農地利用最適化推進委員能率給の増でございます。また、19節の機構集積協力金につきましては、農地中間管理事業を利用し、担い手に農地を全て貸し付けた者に交付するものでございます。

3目農業振興費、補正額3億9,613万7,000円。12節の委託料の天栄村農業促進ハウス指定管理委託料22万5,000円の減。これは現在の指定管理事業者が昨年12月をもって解散しまして、管理委託を取りやめることになったための減額でございます。また、主な増額の要因としましては、次のページのとんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備に伴いまして、とんえいふるさと公園農林水産物直売施設工事の管理業務委託料296万3,000円、14節とんえいふるさと公園農林水産物直売施設新築工事請負費4億円の新たな計上でございます。そのほかにつきましては、不用に伴う減でございます。

4目畜産業費、補正額7,000円の減。

5目農業施設費、補正額429万3,000円の減。各節とも事業確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目水利施設管理費、補正額1,658万円。主なものとしましては、18節の防災ダム事業費の増加に伴う負担金1,680万円の増によるものであります。そのほかにつきましては、不用によるものでございます。

7目国土調査費、補正額568万3,000円。各節とも事業費確定に伴う減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額157万7,000円の減。18節の水田利活用推進助成金でございますが、飼料用米に係る助成額の確定に伴う減でございます。

次のページをお願いいたします。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額962万8,000円の減。7節の講師謝礼でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため講演会を中止したものでございます。18節の農業次世代人

材投資事業補助金225万5,000円につきましては、対象者1名の減、及び担い手づくり総合支援事業補助金706万円につきましては、国の事業不採択に伴う減などがございます。

10目開発センター費、補正額26万円の減。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額7万円の減。

12目放射能対策費、補正額17万6,000円の減。

2項林業費、1目林業総務費、補正額141万5,000円の減。主に18節電気柵購入補助金50万円の減及びイノシシ捕獲管理事業補助金57万9,000円の減。それぞれ事業費確定に伴う減でございます。

2目林業振興費、補正額36万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額36万7,000円の増。22節の精算返納金でございますが、令和2年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金の過年度分の精算に伴う返戻金でございます。

2目商工業振興費、補正額265万円の減。主に新型コロナウイルス感染拡大防止のための商工祭、清酒で乾杯事業の見送りに伴い商工業振興事業補助金250万円の減でございます。

3目観光費、補正額908万4,000円。主に12節の地域魅力向上発信支援事業業務委託料761万円の減でございます。新型コロナウイルス蔓延に伴いまして、イベントの事業見送りによる減でございます。

4目地域開発費、補正額1万2,000円の増。主に12節の古民家指定管理委託料7万4,000円の減でございます。現在の指定管理者が年度途中で解散したため、管理委託料の減額でございます。そのほか、10節の備品修繕などを計上しております。

次のページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額45万円の減。事業確定による減でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額302万9,000円。主に10節の車両修繕費の増、12節の除雪委託料につきましては、長期降雪と降雪量の増加に伴う委託料の増、15節では凍結防止剤の増による増額でございます。17節は除雪車購入額確定に伴いまして1,298万円の減などがございます。

2目道路新設改良費、補正額538万8,000円の減。人件費及び12節委託料の事業費確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川費、補正額93万1,000円の減。緊急浚渫推進事業測量設計委託料など確定による減でございます。

4項住宅費、1目住宅費、補正額233万8,000円の減。18節の木造住宅耐震改修助成事業は申請がなかったための減でございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額290万4,000円。主に新型コロナウイルス感染防止に伴う消防行事の中止や縮小により3節の消防団員出動手当の減などがございます。

3目消防施設費、補正額745万2,000円。14節の消防施設工事につきましては、防火水槽工事310万円の減及び18節水道事業会計負担金、消火栓更新に伴う負担金などについて事業確定に伴う減でございます。

次のページ、5目防災行政無線管理費、補正額173万7,000円。14節個別受信機設置工事及び18節県総合情報ネットワーク負担金につきましては、事業費確定による減でございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額40万6,000円の減。研修など確定による減でございます。

2目事務費、補正額246万4,000円の減。人件費の減。各節とも事業費確定に伴う減でございます。また10節消耗機材の増、17節施設管理用機材の増でございます。新型コロナウイルス感染症対策としまして小中学校の手指消毒剤、アルコール噴霧器、足踏み式消毒スタンドなどの購入費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額203万1,000円。1節、3節の人件費の減と10節灯油代の高騰による増及び電気料使用料の増加によるほか13節自動車借上料の不用減。その他各節とも事業費確定に伴う減であります。

次のページをお願いいたします。

2目教育振興費、補正額65万5,000円。17節教材備品としまして遠隔学習用のスピーカーホンなどの購入に伴う増。そのほか各節とも事業費確定に伴う減でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額105万4,000円。1節、3節の人件費の減。各節とも事業費確定に伴う減であります。

2目教育振興費、補正額257万7,000円。次のページをお願いいたします。18節各種大会等出場補助金の減など、そのほか各節とも事業費確定に伴う減でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額385万6,000円。1節から4節の人件費の減。10節、新型コロナウイルス感染症対策としてハンドソープなどの消耗品購入に伴う増。14節の天栄幼稚園トイレ等改修工事請負費300万円及び次のページでございますが、天栄幼稚園のすべり台設置工事請負費380万円の増。17節施設管理用器具としまして飛散防止用のパネルなどの購入のための増額でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額215万5,000円。11節電話使用料の不足見込

額の計上によります増額と放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などの人件費の減、その他各節とも事業費確定に伴う減でございます。

2目生涯学習費、補正額174万8,000円。新型コロナウイルス感染症対策のための事業中止や縮小など、各節とも事業費確定に伴う減でございます。

次のページをお願いいたします。

3目湯本公民館費、補正額91万3,000円の減。7節の報償費など、講座など事業中止などによる減でございます。

4目文化財保護費、補正額2万9,000円の減。

6目生涯学習センター費、補正額64万9,000円。10節電気料の不足見込額62万円の増。11節多目的ホールの音響設備調整費用16万などを計上しております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額200万5,000円。各節とも事業費確定に伴う減でございます。主に次のページの18節スキーリフト券購入助成事業補助金の減のほか各種補助金などの減でございます。

2目湯本保健体育費、補正額199万9,000円の増。主に14節の湯本体育館のトイレ改修及び網戸設置工事請負費の増でございます。

3目学校給食センター費、補正額8万3,000円の減。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額20万円の減でございます。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額80万3,000円。

2目利子、補正額262万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額53万6,000円の増でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 1つお願いします。

73ページの個人番号カード関連事務負担で100万となっているんですが、これはマイナンバーカードですか。

そうすると、今、法務省のほうでは、一生懸命推進しているんですが、事務負担金が余ったということは、天栄村はどのぐらいの割合、カード皆さん持っているか、何%ぐらいになりますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 1時53分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時54分)

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お時間をいただきましてありがとうございます。

マイナンバーカードの普及率でございますが、まず、今申請をされている方に関しましては、2月末日現在で33.7%でございます。交付率に関しまして、交付がお渡ししたという形になりますが、その方々に関しましては28.2%という交付率でございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 政府で騒いでいるのには割合少ないような気がするんだけど、一番よくテレビや何かで言っているんですが、このカードは保険証にも使えるよということ言っているんですが、この岩瀬管内の病院、保険証として使える用意ってあるのですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

岩瀬管内におきましては、公立岩瀬病院がマイナンバーカードで保険証ができるというふうには伺っております。

また、私ども村といたしましては、来年度、診療所におきまして、それをできるように、来年度その事業を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると公立病院しか使えないということなんだ。随分騒いでいる割には保険証として通用しないと。そうすると、今現在使われているのは、税金と申告、それだけなんです。そうすると、それと私が使ったのは福島県の県民割の旅行なんです。これはマイナンバーカードが必要なんです。それとワクチン接種の証明書、そんなぐらいしか使えないということだから、皆さんあまり興味ないのかな。その辺、今どうだろう。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、このマイナンバーカード、私どもも推進をしておりますが、

なかなか普及率が悪いというところではご承知のとおりです。ただ、今、村といたしましては、戸籍を今度取れるようにとか、税金とのつながりとか、そういったものをするために、毎年そのシステムのほうを改修しまして、その例えば、戸籍を取れるとかいう形を今後進めてまいりたいと思います。

また、今度、繰越明許で上げさせていただいておりますが、転出届及び転入届の予約とか、そういったものもそのマイナンバーを使って自分のところのパソコンとか、そういったところでもできるようなシステムも構築してまいります。

まだまだこの普及に関しましては、議員おっしゃるとおり低い形でございますが、私どももその普及に向けて、これからますます進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 便利なカードなんですけど、使うところが少ないということで、できれば使う道をどんどん広げていただきたいと思います。

終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 94ページの6の水利施設管理費、この中で防災ダム事業負担金2,680万上がっているんですけども、管理負担金というのは普通は払っていると思うんですね、これ新たにどういうふうな内容の工事をやったのかお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

防ダムの事業につきましては、県の県営ダムの防ダム事業というようなことで、私どものほうで負担金をお支払いしているわけなんですけど、今年の国のほうの予算が2億8,000万、来年度の予算を前倒しでつuitたというようなことで、それに伴って私どもの負担金額も増加しております。

今までの主な内容としましては、ダムの排砂工事であったり、それからダムの堤体の補修工事、そして来年度につきましては、龍生ダム事務所の新築工事、そして管理システムのダムコンピューターのほうの更新工事、それから警報局の新設工事ということで、こちらのほうを今年の予算で繰り越して、来年度予定しているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、管理事務所、あと浚渫工事、浚渫工事というのは土砂取るわけですけども、ゲートが2つあると思うんだね、下と上の。大体どのぐらい取るの

かなと。一番下のゲートのほうで取るのか、どういうふうに計画持っているんだかちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

排砂工事、量的なものは分かるんですが、ちょっとダムのかげの堤体の高さ、どの位置までかということは、今の時点ではちょっとお答えできないので、ただ、もちろんダムの貯水に影響がない程度のところまでは浚渫して、ダムの貯水量を増やすというようなことをございますので、かなり低い、何万立米というような数ですが、高さまではちょっと私、今のところは分からないので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、了解したんですけれども、この土取ったやつはまたあれですか、中郷の牧野とか捨てる場所が決まっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

排砂の土につきましては、西郷牧野の今、安田農園さんが野菜を作っているところに入れていただいているということでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 了解いたしました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第15号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 119ページをお願いいたします。

議案第15号 令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億463万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,910万7,000円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

124ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額254万3,000円の増。こちらは1節から3節までの現年課税分の増によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正額1万円の減。こちらは東日本大震災の税の減免に対する補助金でございますが、額の確定によりまして減でございます。

125ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額553万2,000円の減。こちらは保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金となりますが、まず1節の普通交付金におきましては、保険給付費の支出見込額の減に伴う交付金の減でございます。また、2節の調整交付金に関しましては、それぞれの額の確定の増減によりまして41万2,000円の増額でございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額9万6,000円の減。補助金の額の確定による減でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額307万8,000円の増。こちら、まず1節の一般会計繰入金の減につきましては、出産育児一時金と子どもの医療費分の減によるものでございます。また、2節の保険基盤安定繰入金の増につきましては、額の確定による増でございます。

126ページをお願いいたします。

8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、補正額9万6,000円の減。納付予定見込額の減によるものでございます。

3項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、補正額4万4,000円の増。納付予定額の見込額の増によるものでございます。

5目退職被保険者等返納金、補正額2,000円の増。同じく納付予定見込額の増によるものでございます。

6目雑入、補正額13万1,000円の増。こちらは診療報酬等の過誤により返納される返還金が生じたため増額となるものでございます。

127ページをお願いいたします。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額25万円の減。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、電算委託料の額の確定による減及び医療費のお知らせの作成数量の変更による減でございます。

2目連合会負担金、補正額2万6,000円の減。こちらにつきましては毎月国保連合会に事業報告をオンラインで行っておりますが、そのシステムを使用するための負担金の額が確定したための減額としたものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額320万円の減。こちらは一般の国保被保険者の一部負担金を除いた医療費でございますが、給付費の給付見込額の減によるものでございます。

5目審査支払手数料、補正額10万6,000円の減。こちらは各医療機関の請求を審査いただくための手数料でございますが、手数料の支払い見込額の減によるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額700万の減。こちらは給付見込みが少ないため減額としたものでございます。

128ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額20万円の減。こちらは退職被保険者の高額療養費分でございますが、こちらも給付見込みが少ないため減額としたものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額14万9,000円の減。こちらにつきましても

給付見込額が少ないため減額としたものでございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、補正額9,000円の減。こちらにつきましても給付見込みがないため減額としたものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額168万円の減。こちらは国保被保険者が出産した場合に支給される一時金でございますが、本年度は1名の出産予定のため4名分を減額としたものでございます。

129ページをお願いいたします。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額289万1,000円の減。こちらは国保の被保険者のうち特定健康診査の対象者に対しての健診等に要する経費を計上しているところでございます。こちらは人件費の減と健診のための委託料及びその後の保健指導の委託料につきまして健診受診者の確定により減額としたものでございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額5万円の減。こちらは11節役務費の郵便料の不用によるものでございます。

2目疾病予防費、補正額199万3,000円の減。こちらは国保被保険者の人間ドックに要する経費でございますが、受診予定者数が減少の見込みのため、委託料も減額としたものでございます。

8款諸支出金、3項繰出金、2目診療施設勘定繰出金、補正額94万2,000円の増。こちらは事業勘定から診療施設勘定への繰出金でございますが、歳入4款の特別交付金のうち特別調整交付金の中に僻地診療所運営費分がございまして、その額が94万2,000円ほど増額となったため、その分を増額して繰り出すものでございます。

130ページをお願いいたします。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,667万6,000円の増。

131ページをお願いいたします。

続きまして、診療施設勘定でございます。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額23万円の減。3目後期高齢者診療報酬収入、補正額165万8,000円の減。1目と3目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入でございますが、それぞれ減収となる見込みのため減額の補正予算を計上したものでございます。

2項その他診療収入、1目その他診療収入、補正額40万円の減。こちらは主に保険適用しなかった方々の自費診療代や各種健診の受託費でございますが、令和3年度の受託見込額が減となるため減額としたものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額7万円の減。こちらは診断書等

の文書を発行した際の手数料になりますが、その発行見込額が減となるため、減額としたものでございます。

132ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額89万7,000円の増。こちらは県からの補助で新型コロナウイルス個別接種促進事業支援金という、診療所がワクチンの個別接種を1日50人以上した場合に1日当たり10万円が交付される事業でございますが、それに該当したため、一般会計の歳入で受けて診療施設勘定に繰り出されたため増額したものでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額94万2,000円の増。こちらは先ほど事業勘定でも説明をさせていただきましたが、特別交付金の中の僻地診療所運営費分の増分94万2,000円を繰り入れるため増額としているところでございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額5万円の減。こちらは介護保険での認定調査に関しまして、診療所に委託をしているところでございますが、その調査実績がなかったため減額としたものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額21万6,000円。こちらは容器代や天栄村に住所がない方々の新型コロナワクチンの接種に係る接種代を要するところでございますが、その分の増額を計上したものでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額95万3,000円の減。こちら減額につきましては、人件費の減及び代診医師への依頼がなかったため、謝礼の減及び燃料代の減が主な要因でございます。

134ページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額20万円の減。こちらにつきましては、医師の研修が少なかったため減額としたものでございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額40万1,000円の減。こちらは診療所内の医療機器等に要する経費でございますが、修繕費等がなかったため及び13節使用料でおきまして機械器具料が足りなかったため減額としたものでございます。

3目医薬品衛生材料費、補正額200万円の減。こちらは患者さん等に提供する薬剤等を購入する経費でございますが、購入見込額の減によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額320万1,000円の増でございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 128ページなんですけれども、出産育児一時金、これ5人分210万取ったんですけども、1人しか使わなかったということは、天栄村で今年度は1人しか生まれなかったということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

国保に加入なさっていらっしゃる国保被保険者の中での出産に関しましては1名だったというところでございます。社会保険等に関しましては、また別でございますが、そちらのほうはちょっと人数はあれなんです、そちらでは生まれておりますので、国保だけの方が1名だということでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第16号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第16号 令和3年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350万7,000円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

137ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額13万4,000円の増。東京電力線下補償料でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額13万4,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第17号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） 138ページをお開きください。

議案第17号 令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額2億3,238万9,000円のうちで歳出を補正する。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額233万2,000円の減。こちらにつきましては、まず12節委託料、こちらは工業団地の草刈り等の環境整備委託の数が確定したことよっての減でございます。それから地質調査委託料、こちらにつきましても地質調査を行った結果の請差の減でございます。それから工業団地の測量業務委託、こちら業務が完了した請差の減でございます。14節工事請負費、こちらについても進入路工事の請負費の請差の減でございます。21節につきましても、電柱の移設の補償料、こちらのほうの確定の減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額233万2,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第18、議案第18号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 141ページをお願いいたします。

議案第18号 令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,385万3,000円のうちで歳出を補正する。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

143ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ。8節旅費、11節役務費、12節委託料につきましては、請差や見込みによる減。10節需用費につきましては、電気料が2万5,000円ほど不足する見込みのため増額するもの。24節積立金につきましては47万3,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第19、議案第19号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 144ページをお願いいたします。

議案第19号 令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,087万円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

146ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、7款諸収入、2項加入金、1目加入金、補正額11万9,000円の増。新規加入1件分による増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額516万7,000円の減。10節需用費におきまして放流水の滅菌用塩素薬剤及び電気料が見込みを上回るため増額となりますが、施設修繕費では緊急を要する修繕がなかったため減額、12節委託料におきましては、請差による減。その他につきましては見込みによる減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、補正額10万円の減。12

節委託料の請差によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額538万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第20、議案第20号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 149ページをお願いいたします。

議案第20号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,895万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,248万3,000円とする。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

151ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、事業名、国道118号道路橋りょう整備村道原ノ下下河内線配水管移設工事、金額1,873万9,000円。現在、福島県が実施しております大字湯本字関場地内の国道118号道路橋りょう整備工事に伴う水道管移設工事費でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、2項分担金、1目加入分担金、補正額3万円の増。新規加入1件分による増でございます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目施設手数料、補正額1,000円の増。設計審査手数料の確定による増でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,789万4,000円の減。現在、福島県が実施しております国道118号道路橋りょう整備工事が遅れていることから、野仲橋関連の水道管移設工事にも遅れが出ているため、未発注工事分による一般会計からの繰入金の減でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額4,108万7,000円の減。物件等移転補償費におきましても4款と同じく未発注工事分による減額にするものでございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額74万2,000円の減。12節委託料における事業確定によるものでございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額5,898万円の減。主な減額の理由におきましては、現在、福島県が実施しております国道118号道路橋りょう整備工事の遅れにより野仲橋関連の水道管移設工事に伴う未発注分を減額するものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額77万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) 説明の中で国道118号線の改良が遅れているということでしたが、その遅れの原因というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先日、県中建設事務所の所長からもお話をいただいたんですが、雪が降った関係とか、いろいろ遅れたのはあったんですが、それよりも下部工という基礎の部分なんですけれども、そこをやっていくのに地盤がもろいというようなことで、調査をまたしていますというようなことで、その見通しを立てた中での再開というのと、あとはちょっと土地の不明なところが一部あったというようなことで、今、地権者とそこを話し合っているというようなことでございます。それが決まり次第、鋭意進めてまいるというようなことでございましたので、今の報告をさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、工事の再開の予定というものは、まだめどが立っていないんですか、それとも大体分かりますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） その後につきましては、まだ回答が返ってきていませんが、いろいろ調査はしているというようなことでございますので、あとは鋭意進めますというようなことなものですから、また再度、村から県のほうにちょっと確認を取ってお示しをしたいと思えます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第21、議案第21号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 154ページをお願いいたします。

議案第21号 令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和3年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,480万7,000円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

157ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額168万3,000円の増。こちらは65歳以上の被保険者から徴収する保険料でございますが、1節から3節までの保険料徴収分が増となるため、歳入を増額するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額575万円の増。こちらは後期高齢者の割合が1号被保険者の所得状況に応じて交付される交付金でございますが、交付額の確定による増額でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額68万4,000円の減。こちらは主に要支援者、介護保険を受けられる前の方が介護予防や日常生活の支援のために行う事業に対して交付される交付金でございますが、交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額9,000円の減。こちらは2目と同じ交付金でございますが、高齢者に関する総合相談事業等に実施している場合に交付される交付金でございます。交付見込額の減となったため減額としたものでございます。

158ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額413万円の減。こちらは介護給付費に係る支払基金からの交付金でございます。交付見込額が減となったた

め減額としたものでございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額186万円の減。こちらは地域支援事業に係る支払基金が負担する交付金でございます。こちらも交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

5款支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額190万8,000円の減。こちらは各介護サービスに要する経費のうち県の負担分でございます。交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額42万8,000円の減。こちらは地域支援事業に係る県の交付金でございます。こちらも交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額4,000円の減。こちらも交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

159ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額37万7,000円の増。こちらは介護給付費に係る村からの繰入金でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額42万9,000円の減。こちらは地域支援事業に係る村からの繰入金でございます。地域支援事業の部分でございますが、村からの繰入金が減となったため減額としたものでございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額5,000円の減。こちらにつきましても村から繰入金の減となったため減額としたものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額52万1,000円の増。こちらは所得段階が1から3の段階の低所得者の方の介護保険料の一部軽減分を国・県・村が負担区分より負担しているところでございます。こちらにつきましても額の確定による増額でございます。

160ページをお願いいたします。

9款諸収入、3項雑入、4目雑入、補正額12万8,000円の減。こちらは地域支援事業の中の一般介護予防事業において実施しておりました水中ウォーキング事業がこのコロナ禍で予定回数が実施できなかったため参加料を減額するものでございます。

161ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1万3,000円の減。こちらは10節需用費におきまして印刷費の不用減での減でございます。

3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額6万6,000円の減。こちらは介護認定審査会における介護申請者の状況を調査する経費でございますが、12節委託料及び27節繰入金におきまして、いずれも調査件数が少なかったため、医療機関及び診療所に支出する経費

を減額するものでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、補正額6万円の減。こちらは介護保険の内容を周知普及するために要する経費でございますが、10節需用費及び11節役務費におきまして不用額が生じたため減額とするものでございます。

162ページをお願いいたします。

2款保険給付費、この2款の保険給付費に関しましては、いずれも各給付額の増減でございます。

まず、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額565万8,000円の増。3目地域密着型介護サービス給付費、補正額358万9,000円の増。5目施設介護サービス給付費、補正額600万円の減。7目居宅介護福祉用具購入費、補正額2万6,000円の増。8目居宅介護住宅改修費、補正額3万6,000円の減。9目居宅介護サービス計画給付費、補正額50万円の減。

続きまして、163ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額49万7,000円の増。6目介護予防住宅改修費、補正額1万円の増。7目介護予防サービス計画給付費、補正額21万1,000円の増。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額5万6,000円の増。4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費、補正額100万円の減。

164ページをお願いいたします。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額12万5,000円の減。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額231万8,000円の減。

5款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、補正額200万円の減。

2目介護予防生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、補正額70万円の減。この5款に関しましても、各給付費の再計によります減でございます。

165ページをお願いいたします。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額151万9,000円の増。7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第22、議案第22号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 166ページをお願いいたします。

議案第22号 令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ280万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,195万6,000円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

168ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額311万4,000円の減。こちらは75歳以上の被保険者から徴収する保険料で、年金から徴収する保険料でございますが、見込額の減によるものでございます。

2目普通徴収保険料、補正額51万7,000円の増。こちらにつきましても見込額の増によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額15万8,000円の増。こちらは保険基盤安定分の一般会計負担分でございます。再計算によりまして増額としたものでございます。

3目広域連合分賦金、補正額4万円の減。こちらは一般会計が負担する後期高齢者医療特別会計が実施する保険事業での広域連合へ支出する分賦金分でございますが、広域連合に納める分賦金が減となったため、繰入金も減額とするものでございます。

4目保健事業費繰入金、補正額13万円の減。こちらは後期高齢者医療特別会計で行う健診事業や人間ドック事業を補助するために要する経費でございますが、各事業費の確定に伴う繰入金の減でございます。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額20万円の減。こちらは後期高齢者の主に健診事業実施に関しまして、広域連合から受託して実施しているため、その経費を収入として計上しておりますが、事業確定に伴い減額としたものでございます。

169ページをお願いいたします。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額243万9,000円の減。こちらは広域連合に納める納付金でございますが、徴収する保険料と保険基盤安定繰入金の精算に伴う見込額の減によるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額37万円の減。こちらは後期高齢者を対象とした各種健診事業に要する経費でございますが、事業費の確定に伴いまして不用額を減額とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第23、議案第23号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 170ページをお願いいたします。

議案第23号 令和3年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和3年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額3万2,000円の増。

第2項営業外収益、補正予算額99万2,000円の減。

支出、第1款、水道事業費、第1項営業費用、補正予算額275万8,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額113万3,000円の増。

第4項予備費、補正予算額66万5,000円の増。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,784万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,574万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金9,161万7,000円」を「過年度損益勘定留保資金9,003万5,000円」に、「消費税資本的収支調整額623万円」を「消費税資本的収支調整額570万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、第2項負担金、補正予算額368万円の減。

支出、第1款、資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額578万6,000円の減。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

174ページをお願いいたします。

令和3年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額12万6,000円の増。水道加入金における額の確定による増でございます。

2目受託工事収益、補正予算額5万4,000円の減。消火栓交換工事に伴う請差による減でございます。

3目その他営業収益、補正予算額4万円の減。設計審査手数料の減でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額102万円の減。一般会計からの繰入金で職員の人件費相当分の減によるものでございます。

3目雑収益、補正予算額2万8,000円の増。給水装置業者更新手数料の増でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額155万円の減。4節委託料は確定による減、7節動力費は見込みによる減でございます。

2目配水及び給水費、補正予算額6万円の減。7節動力費の見込みによる減でございます。

3目受託工事費、補正予算額5万4,000円の減。消火栓交換工事の請差による減でございます。

4目総係費、補正予算額186万円の減。2節手当等、4節法定福利費、15節会費負担金は確定による減、11節委託料は請差による減。そのほかにつきましては見込みによる減でございます。

5目減価償却費、補正予算額76万6,000円の増。こちらは令和2年度取得分の構築物減価償却費の増によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額18万3,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2目雑支出、補正予算額25万円の増。

3目消費税、補正予算額70万円の増。消費税の確定によるものでございます。

4項予備費、1目予備費、補正予算額66万5,000円の増。

(資本的収入及び支出)

収入、1款資本的収入、2項負担金、1目負担金、補正予算額368万円の減。消火栓移設工事の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額578万6,000円の減。事業確定による減によるものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれで散会することに決定しました。
明日は午前10時から開催します。
なお、3時10分より全員協議会を開きますので、議員の皆様は議員控室にお集まりください。
大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時01分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和4年3月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第24号 令和4年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第27号 令和4年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第28号 令和4年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第29号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第30号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
日程第 8 議案第31号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 9 議案第32号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第10 議案第33号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第11 議案第34号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第12 議案第35号 令和4年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第13 議案第36号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第14 議案第37号 令和4年度天栄村水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
企画政策 課長	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山富美夫君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	櫻井幸治君	湯本 支所長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北畠さつき	書記	小針陽平
書記	森		歩

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
-

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第24号 令和4年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第24号 令和4年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ39億7,900万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2

億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業(令和4年度貸付分)。令和5年度から令和6年度まで。20万円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業(令和4年度貸付分)。令和5年度から令和6年度まで。30万円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

次のページをお願いいたします。

農業経営者育成資金利子助成事業(令和4年度貸付分)。令和5年度から令和14年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内とする。

第3表、地方債でございます。

起債の目的及び限度額でございますが、臨時財政対策債3,800万円。ふるさと公園駐車場整備事業2,690万円。耐震性防火水槽整備事業1,600万円。避難所空調設備整備事業2,000万円。保健センター修繕事業310万円。緊急自然災害防止対策事業1億1,850万円。緊急浚渫推進事業7,000万円。村道芝草鎌房線整備事業1,000万円。計3億250万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年1.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

4 ページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度 1 億8,734万5,000円、比較440万8,000円の減。主に所得割額の特別徴収が425万3,000円の減、所得の減少見込みなどによるものでございます。

2 目法人分、本年度2,951万2,000円、比較193万8,000円。法人割額が180万8,000円の見込み増でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度 4 億988万1,000円、比較726万7,000円。土地で48万2,000円の増、家屋で516万円の増、滞納繰越分で279万7,000円の増などがございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,677万1,000円、比較2,000円。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、本年度128万2,000円、比較31万6,000円。

2 目種別割、本年度2,209万円、比較125万2,000円の減。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、本年度4,839万2,000円、比較316万2,000円。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度840万円、比較227万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度2,070万6,000円、比較78万2,000円。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度6,095万3,000円、比較300万3,000円。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、本年度601万4,000円、比較48万9,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度50万4,000円、比較11万8,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、本年度136万4,000円、比較6万7,000円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、本年度106万3,000円、比較1万4,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、本年度406万5,000円、比較124万1,000円の増。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、本年度 1 億1,021万9,000円、比較833万2,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,091万2,000円、比較111万6,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度512万7,000円、比較77万7,000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度746万7,000円、比較56万円の減でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度364万9,000円、比較167万8,000円の減。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度17億5,248万8,000円、比較8,986万1,000円。普通交付税は1億3,634万5,000円の増、震災復興特別交付税は、須賀川地方保健環境組合の最終処分場の整備分が4,767万8,000円の皆減などがございます。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度79万5,000円、比較2万2,000円の減。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度160万1,000円、比較137万6,000円。須賀川地方保健環境組合交付税按分金の増でございます。

2目農業費分担金、本年度1,000円、存目計上でございます。

3目総務費分担金、本年度1,000円、存目計上。

4目教育費分担金、本年度6万1,000円。比較6万円。結核対策分担金の増によるものがございます。

5目消防費分担金、本年度179万6,000円、比較94万5,000円。須賀川地方広域消防組合交付税按分金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、存目計上。

2目民生費負担金、本年度832万6,000円、比較62万1,000円。1節の天栄保育所入所者負担金の69万円の増でございます。

3目教育費負担金、本年度75万円、比較8万6,000円。

4目農業費負担金、本年度1,000円、存目計上。

5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、同額でございます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度224万9,000円、同額でございます。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、同額でございます。

3目農林水産使用料、本年度82万1,000円、比較30万円の減。2節の健康増進施設使用料30万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

4目土木使用料、本年度1,047万4,000円、比較15万3,000円。

5目教育使用料、本年度138万円、比較2万円の減。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、同額でございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度317万6,000円、比較15万8,000円の減。

2目民生手数料、本年度8万2,000円、比較5,000円。

3目衛生手数料、本年度57万1,000円、比較14万3,000円。

次のページをお願いいたします。

4目農林水産手数料、本年度1,000円、存目計上です。

5目商工手数料、本年度1,000円、存目計上。

6目土木手数料、本年度2万6,000円、比較2万7,000円の減。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億2,069万円、比較311万1,000円。2節の障害者自立支援給付費負担金の220万1,000円の増、4節の子どものための教育・保育給付費国庫負担金の228万8,000円の増などがございます。

2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較2,804万5,000円の減。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の2,804万5,000円の皆減でございます。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、存目計上。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,225万円、比較368万1,000円の減。1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金の113万円の減、2節の個人番号カード交付事業費補助金306万6,000円の皆減によるものでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度1,490万1,000円、比較9万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5節の介護保険法改正システム改修補助金の55万円の減などがございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度108万6,000円、比較1,341万7,000円の減。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の1,243万8,000円の皆減などがございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

5目土木費国庫補助金、本年度6,311万6,000円、比較593万円。社会資本整備総合交付金の593万円の増でございます。

6目教育費国庫補助金、本年度39万9,000円、比較21万3,000円の減。理科設備整備費等補助金の14万7,000円の減などがございます。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、本年度155万円、比較2万8,000円の減。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度7,206万5,000円、比較278万3,000円。1節の保険基盤安定負担金が112万5,000円の増、2節の障害者自立支援給付費負担金が110万円の増などがございます。

次のページをお願いいたします。

2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、同額でございます。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、存目計上。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、存目計上。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度181万1,000円、比較7万7,000円。

次のページをお願いいたします。失礼しました、19ページです。

2目民生費県補助金、本年度3,280万9,000円、比較62万7,000円の減。2節の重度心身障害者医療費補助金の66万円の減などがございます。

3目衛生費県補助金、本年度217万5,000円、比較5億4,238万1,000円。

次のページをお願いいたします。

4節に除染対策事業交付金5億4,224万4,000円がございました。こちら除染事業完了に伴いまして、皆減でございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度2億4,379万3,000円、比較533万3,000円。2節の農業次世代人材投資事業補助金の462万5,000円の減、多面的機能支払交付金の526万2,000円の減、担い手づくり総合支援事業補助金の432万3,000円の減、3節のふくしま森林再生事業補助金が765万6,000円の増、治山施設事業（団体営）補助金が1,190万円の皆増などがございます。

5目商工費県補助金、本年度138万4,000円、比較1,000円の減。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

次のページをお願いします。

7目教育費県補助金、本年度754万6,000円、比較2万3,000円の減。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

10目土木費県補助金、本年度527万円、比較1万4,000円。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度3,543万2,000円、比較1,380万2,000円。1節の福島県知事選挙委託金及び参議院議員通常選挙委託金につきましては、それぞれ任期満了に伴う皆増、昨年施行されました衆議院議員総選挙委託金の皆減などがございます。

次のページをお願いいたします。

2目農林水産業費委託金、本年度367万4,000円、比較12万6,000円の減。

3目土木費委託金、本年度649万9,000円、比較35万7,000円の減。

4目教育費委託金、本年度1,000円、存目計上でございます。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、存目計上。

6目消防費委託金、1,000円、存目計上でございます。

7目民生費委託金、本年度1万1,000円。こちら戦没者遺族への支払い事務に対する交付金としまして、特別弔慰金支給事務費交付金を新たに計上するものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,450万7,000円、比較1万円の減。

2目利子及び配当金、本年度4万4,000円、同額でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

2目物品売払収入、本年度1,000円、存目計上。

次のページをお願いいたします。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

4目除雪車売払収入、本年度1,000円、存目計上。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度2,700万円、比較400万円。がんばれ天栄応援寄附金の増でございます。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、存目計上でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度18万8,000円、比較44万3,000円の減。公有林整備事業債の一部償還終了に伴う減でございます。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,405万8,000円、比較58万1,000円の減。

3目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度16万9,000円、比較1万2,000円の減。

4目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、同額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、存目計上。

2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円、存目計上です。

3目減債基金繰入金、本年度1,000円、存目計上。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、存目計上。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度2,500万円、比較1,130万円の減。天栄幼稚園通園バス委託料、へき地児童・生徒遠距離通学バス委託料への充当でございます。

6目こども未来基金繰入金、本年度703万6,000円、比較118万6,000円。こども未来応援事業奨学金返還支援補助金、こども映画学校業務委託料に充当するものであります。

7目公共施設整備基金繰入金、本年度9,900万円、比較6,600万円。庁舎の冷暖房設備更新に充当するものでございます。

※東日本大震災復興基金繰入金につきましては、基金廃止のため廃目とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円、同額でございます。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、同額です。

2目加算金、本年度1,000円、存目計上。

3目過料、本年度1,000円、存目計上。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度8,000円、比較2,000円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度7万9,000円、比較2万1,000円の減。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、存目計上。

2目雑入、本年度1,139万1,000円、比較125万円。治山事業に伴う負担金の22万円の増などでございます。

次のページをお願いいたします。

それに加えて、ふるさと納税返礼品代100万円の増でございます。

3目過年度収入、本年度1,000円、存目計上。

23款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億90万円、比較1億6,670万円の減。1節の臨時財政対策債は1億1,200万円の減で3,800万円を計上し、2節の緊急防災減災事業債は、240万円の減で、ふるさと公園駐車場整備事業2,690万円、耐震性防火水槽整備事業1,600万円及び避難所空調設備事業2,000万円を計上し、消防自動車購入事業、防災備蓄倉庫整備事業及び地上デジタル放送受信設備整備事業の皆減でございます。

2目土木債、本年度8,000万円、比較820万円。1節の道路整備事業債の村道芝草鎌房線整備事業は、辺地対策事業債を活用して1,000万円を計上しまして、2節の緊急浚渫推進事業は、河川及び農業用ため池の緊急浚渫事業として7,000万円を計上しております。

3目衛生債、本年度310万円、比較330万円の減。健康保健センター修繕事業につきましては、施設修繕実施設計業務委託の計上でございます。

4目農林水産業債、本年度1億1,850万円、比較1億1,700万円。緊急自然災害防止対策事業につきましては、横断暗渠改修事業5,700万円、ため池に係る堤体改修事業1,300万円、排水路改修事業2,500万円、補助治山事業510万円及び林道改良事業1,840万円の計上でございます。

次の30ページをお願いいたします。

歳出予算につきまして、本年度の新規事業及び前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に、順次所管課長よりご説明申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,205万6,000円、比較113万6,000円の減。職員人件費が36万7,000円の減、期末手当が27万7,000円の減。議員共済組合負担金が

40万3,000円の減など、そのほかにつきましてはおおむね前年同様の計上であります。

32ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億7,097万3,000円、比較212万2,000円の減。2節から4節の人件費が548万円の減。

35ページをお願いいたします。

12節の例規整備等支援業務委託料でございますが、地方公務員法及び個人情報保護法の改正に伴う例規の整備を行うための経費222万2,000円の皆増でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年同様の計上でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 2目文書広報費、本年度453万2,000円、比較21万1,000円の増。こちらは毎月1回発行しております村広報紙の経費でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 3目財政管理費、本年度999万円、比較403万3,000円。12節の地方公会計システム保守委託料の皆増でございます。また、これまで使用しておりました国のシステムが3月で終了するため、新たにシステムの導入を図るものでございます。また、13節の財務会計システムにつきましては、3年度に更新、導入予定でございましたが、新型コロナの影響により納期が遅れたことから、改めて計上するものでございます。このほか同様に計上しております。

4目会計管理費、本年度266万6,000円、同額でございます。

5目財産管理費、本年度2億1,518万8,000円、比較6,788万2,000円。12節の旧羽鳥小学校施設解体工事実施設計業務委託料は、施設の廃止に向けた解体費用の積算を行うためのもので、233万4,000円の増でございます。

40ページをお願いいたします。

14節、役場庁舎冷暖房設備改修工事につきましては、令和4年度も引き続き1階、2階について行うもので、9,917万円を計上しております。前年対比6,564万2,000円の増となっております。また、テレビ会議室防音工事で109万3,000円を計上しておりますが、新型コロナ感染症の影響により応接室を利用してテレビ会議などの機会が増えたことから、簡易的な防音対策を図るものであります。そのほかはおおむね昨年度と同様の計上でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 6目企画費、本年度1億1,866万2,000円、比較3,175万1,000円の減。減の主な要因ですが、昨年度計上しておりました地デジ放送受信設備工事費4,000万円の減によるものでございます。

次に、新規事業ですが、次のページをお願いいたします。

12節の委託料、公共施設整備基本計画基礎調査業務委託料といたしまして、242万円計上しております。こちらは小中学校のあり方検討委員会からの答申を受けまして、役場周辺の基礎調査を行うものでございます。次に、公設光ファイバ設備民間移行作業委託料で50万円ほど計上しております。こちらは昨日議決いただきました光ファイバ設備の民間移行に向けて、財産処分や名義変更など諸手続に係る経費でございます。

次に、13節使用料及び賃借料で、情報発信アプリケーション使用料を新規で147万9,000円計上しております。こちらは今年度構築しましたLINEからの情報発信ツールの使用料となります。そのほか情報系の経費につきましては、ほぼ昨年度と同様の計上であります。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、本年度予算額2,648万8,000円、比較261万3,000円の増。主な理由としましては、2節から4節の人件費の増であります。人件費で209万9,000円の増。また、12節委託料の非常用電源設備の保守点検分の電気工作物保守点検の増。

また、46ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の中の地域活性化支援事業補助金で32万6,000円の増であります。そのほかにつきましては、例年どおりの予算計上でございます。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 8目交通安全対策費、本年度247万8,000円、比較4万6,000円の減。主なものとしましては、14節のカーブミラー設置工事請負費の増、また、新車への安全装置義務化に伴い、国の補助金が廃止されたことからサポカー補助金を廃止し、新たに高齢者安全運転支援装置設置事業補助金25万円を措置しております。そのほかにつきましては、おおむね前年同様の計上でございます。

[企画政策課長 熊田典子君登壇]

○企画政策課長（熊田典子君） 9目地方創生費、本年度1,034万7,000円、比較282万6,000円の増。7節報償費ですが、こちら、縁結びサポーターが2名から8名に増えまして、その方々に対する活動費謝礼を新たに追加計上しております。

次のページをお願いいたします。

18節の負担金、補助及び交付金で、結婚新生活支援補助金ですが、県の交付要綱が緩和されたことにより、昨年度より60万円増額計上しております。こちらは引越し費用となります。新たにリフォームの費用も30万円まで補助対象となりました。今年度は2名の方から申請がありました。次に、奨学金返還支援補助金153万6,000円を新規で計上しております。こちらは優秀な若者の人材確保のため実施するもので、日本学生支援機構及び福島県の奨学金の貸与を受け、返済している方を対象として行う予定です。財源は特別交付税及びこども未来基

金を活用して行う予定です。

10目ふるさと納税費、本年度3,975万6,000円、比較613万2,000円の増。増額につきましては、寄附金収入の増に伴い、7節報償費で120万円、25節積立金で400万円ほど昨年度より増額しております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 2項徴税費、1目税務総務費、本年度7,681万9,000円、比較796万6,000円の増。

主な理由としましては、次のページ、お願いいたします。

12節委託料につきましては、国と市町村が連携する地方税共通納税システムの税目拡大等対応委託料362万3,000円の計上、令和6年度の固定資産評価替えに係る土地鑑定評価業務委託料503万8,000円の計上となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

2目賦課徴収費、本年度686万8,000円、比較10万1,000円の減。主な理由としましては、7節報償費につきましては、固定資産税の全期前納報償金9万6,000円の減であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 52ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額5,268万4,000円、比較2,488万8,000円の増。増額の要因につきましては、53ページの12節委託料におきまして、戸籍情報提供用個人識別符号取得業務委託料として93万円、証明書コンビニ交付システム導入委託料として2,689万円を計上しております。まず、戸籍情報提供用個人識別符号取得業務委託でございますが、今後、戸籍情報とマイナンバーをつなぐために戸籍それぞれに番号を付すこととなります。その番号を戸籍情報提供用個人識別符号ということになりますが、その番号をつけていく作業を今回委託で実施するものでございます。また、証明書コンビニ交付システム導入委託料ですが、住民票などの各種証明書をコンビニで取得できるようシステムを導入するために要する経費で令和5年度からの運用開始を目指して進めてまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） ただいま一般会計予算の説明の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。11時まで。

（午前10時45分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時00分）

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 54ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、前年同額計上でございます。

2目参議院議員通常選挙費、本年度1,214万7,000円、比較1,214万7,000円の皆増でございます。任期満了を迎える参議院議員通常選挙に要する費用で全額県からの支出金を見込んでおります。

56ページをお願いいたします。

3目福島県知事選挙費、本年度1,214万7,000円、比較1,214万7,000円、皆増でございます。こちらも任期満了を迎える福島県知事選挙に要する費用で全額県からの支出金を見込んでおります。

一番下でございますが、※衆議院議員総選挙につきましては、昨年執行に伴い、廃目でございます。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度4,000円、比較2万3,000円の減。

2目総務統計費、本年度12万9,000円、比較12万4,000円の減。本年度は就業構造基本調査が行われます。それらの関係費用を計上しております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度63万3,000円、比較1万2,000円の増。おおむね前年どおりの計上でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額5,580万3,000円、比較307万9,000円の減。減額の主な要因につきましては、職員の人件費の減によるものでございます。また、新規事業といたしまして、令和4年度から総合相談事業を実施するため、60ページでございますが、18節総合相談事業負担金62万4,000円、17節の備品購入費を計上しております。この相談事業に関しましては、村民の皆様の困り事などを鏡石町と共同で任命する行政相談員に相談していただき、解決に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。なお、その他に関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

60ページをお願いいたします。

60ページの下でございますが、2目老人福祉費、本年度予算額1億4,009万2,000円、比較406万8,000円の増。増額の主な要因につきましては、61ページ、7節の報償費におきまして、

100歳賀寿対象者の増のため、敬老祝金を132万5,000円増額しております。また、12節委託料におきまして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託料としまして273万円を計上しております。その他に関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

63ページをお願いいたします。

3目老人福祉施設費、本年度予算額465万4,000円、比較48万8,000円の増。増額の主な要因につきましては、10節の需用費におきまして、老人福祉センターの玄関前の自動ドアの修繕のため、30万4,000円ほどの増額、また、64ページでございますが、13節使用料及び賃借料におきまして、AEDの賃借料として8万2,000円ほど増額していることが要因でございます。その他に関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

64ページの下、お願いいたします。

4目福祉医療費、本年度予算額7,774万6,000円、比較126万3,000円の減。減額の要因につきましては、18節の負担金、補助及び交付金におきまして、後期高齢者医療広域連合負担金が減となったことが要因でございます。

65ページをお願いいたします。

5目障害対策費、本年度予算額1億3,836万7,000円、比較388万4,000円の増。増額の主な要因につきましては、19節扶助費におきまして、1段目の障害児施設措置費（給付費）で140万円ほど、また8段目、一番下でございますが、障害者自立支援給付費で440万円ほど、それぞれ利用回数の増加傾向にあるため、増額としております。また、同じく扶助費の中の2段目の重度心身障害者医療費に関しましては、前年度比で132万円ほど減額としておりますが、こちらのほうは見込みのほうの減額でございます。その他に関しましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

6目放射能対策費、本年度予算額397万1,000円、比較29万8,000円の減。減額の主な要因につきましては、12節委託料におきまして、放射能簡易分析装置操作委託料が前年度と比較して21万円ほど減、また、10節の需用費において、機器の消耗品が減となったことが挙げられます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額6,025万8,000円、比較188万円の増。増額の要因につきましては、69ページ、ちょっと飛びますが、69ページお願いいたします。69ページの18節の負担金、補助及び交付金の中の施設型給付費が、利用予定者が増加する見込みのために増としておるところでございます。

続きまして、2目児童措置費、本年度予算額6,788万9,000円、比較296万5,000円の減。減額の要因につきましては、児童手当の支給予定者が減ることが予想されるため、給付額も減額としたものでございます。その他に関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

3目保育所施設費、本年度予算額6,513万4,000円、比較201万1,000円の減。減額の要因につきましては、一般職の人件費の減によるものです。また、令和4年度において保育所の調理室の改修工事を行う予定のため、71ページになります。71ページの14節工事請負費におきまして、44万円ほど計上しているところでございます。

続きまして、72ページをお願いいたします。

4目放射能対策費、本年度予算額40万7,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度予算額547万円、比較82万3,000円の減。減額の要因につきましては、担当職員の変動による人件費の減でございます。その他に関しましては、前年度と同様の計上でございます。

73ページをお願いいたします。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度5,044万8,000円、比較374万6,000円の減。減額の主な要因につきましては、2節から4節の共済費までの人件費でございまして、職員のその人件費の減によるものでございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。一番下でございます。

2目予防費、本年度予算額2,697万4,000円、比較3,952万4,000円の減。減額の主な要因につきましては、令和3年度当初に計上しておりました、新型コロナウイルスワクチン接種費用に関しまして、3回目の追加接種の費用が令和3年度から繰り越されるため、令和4年度当初予算には計上しなかったものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

77ページをお願いいたします。

3目環境衛生費、本年度予算額6,828万5,000円、比較551万4,000円の減。減額の主な要因につきましては、78ページの27節におきまして、簡易水道事業特別会計繰出金が871万7,000円減の1,373万8,000円となっております。これは田良尾地区における県発注工事の国道118号道路橋りょう整備事業に伴う村水道管の移設工事費の減によるものでございます。また、27節繰出金におきまして、診療施設勘定繰出金が152万円増の936万3,000円となっております。令和4年度におきまして、医療システムの更新とマイナンバーカードを保険証として使用することができるシステムの導入を行うために増額しているところでございます。

続きまして、4目健康増進事業費、本年度予算額1,297万7,000円、比較177万6,000円の減。減額の主な要因につきましては、令和3年度では健康管理システムの改修を行いまして、その費用に173万3,000円ほど計上いたしましたが、今年度はその改修が必要ないため減額とし

たものでございます。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

79ページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、本年度予算額2,107万5,000円、比較309万3,000円の減。減額の主な要因につきましては、令和3年度で健康保健センターの空調設備の更新工事で719万4,000円ほど計上させていただきましたが、今年度におきましては、その工事費がないため減額となるものでございます。また、新たに、80ページでございますが、80ページの12節委託料におきまして、保健センター修繕工事实施設設計業務委託料といたしまして、310万円ほど計上させていただいております。これは保健センターの屋根の修繕工事の設計業務委託に要する経費として計上させていただいたものでございます。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

80ページの下でございますが、6目墓地公園施設費、本年度予算額74万8,000円、比較ゼロ。前年度と同様額の計上でございます。

81ページをお願いいたします。

7目放射能対策費、本年度予算額3万3,000円、比較5億4,238万円の減。減額の主な要因は、震災後の除染対策事業における仮置場の原状回復工事が令和3年度をもって終了したことから、除染対策事業は終了したため減額となったものでございます。

続きまして、2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額5,823万7,000円、比較4,703万1,000円の減。減額の主な要因につきましては、82ページ、お願いします。82ページ、18節の負担金、補助及び交付金におきまして、保健環境組合の負担金が4,784万3,000円ほど減となったことによるものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

続きまして、2目し尿処理費、本年度予算額1,692万円、比較55万1,000円の増。こちらは村のし尿処理に要する経費でございます。増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、保健環境組合負担金が55万1,000円増となっておりますが、し尿処理施設での経常経費の増加分が要因でございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度63万円、比較1万円の増。合併処理浄化槽の推進に係る経費でございます。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度1,871万円、比較211万5,000円の減。水道事業会計の繰出金でございます。減額の主な要因でございますが、起債利子等の減少によるものでございます。また、令和4年11月に全国9市町村が加盟している地下水連絡協議会総会及び地下水サミットが当村において開催を予定しており、開催市町村負担金として、18節負担

金、補助及び交付金で100万円を計上しております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度839万2,000円、比較4万2,000円の増。おおむね前年度同様の計上でございます。こちらは農業委員会運営費の経費でございます。

次のページをお開きください。

2目農業総務費、本年度5,154万2,000円、比較47万4,000円の減。所属職員8名分の人件費及び生産組合長報償費の計上でございます。人件費の積み上げによる減でございます。

3目農業振興費、本年度1億8,418万9,000円、比較1,694万6,000円の増。増加の主な要因といたしましては、後から説明させていただきます、ふるさと公園の駐車場造成や遊具整備の設計費の計上が要因でございます。

1節の報酬においては、営農指導員1名の報酬を計上しております。

次のページ、ご覧ください。

10節需用費において、施設修繕費として、道の駅羽鳥湖高原自動ドアの防護柵の設置及び羽鳥湖畔オートキャンプ場のコテージ等の床修繕に係る経費を計上しております。12節の委託料として、ふるさと公園緑地やのり面分の環境整備委託料として49万8,000円、それから、ふるさと公園遊具整備設計業務の委託料として50万円を新たに計上しております。また、オートキャンプ場の指定管理料として400万円、施設管理委託料として、道の駅羽鳥湖高原のトイレ管理委託料を38万4,000円それぞれ計上しております。

14節工事請負費におきましては、ふるさと公園の駐車場整備工事請負費として5,500万、道の駅羽鳥湖高原の駐車場区画線工事請負費として71万5,000円を新たに計上しております。

18節、中山間地域等支払交付金につきましては、村内19組織の活動費として6,539万1,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

同じく18節、天栄ブランド化推進事業補助金として、食味コンクールの開催費用及びマカの実証栽培に係る資材の費用の補助として280万円を計上しております。それから、緊急病害虫防除対策事業補助金につきましては、キュウリのネコブセンチュウ、ホモプシス根腐れ病、ナスの半身萎凋病の防除への補助金89万8,000円を計上しております。また、環境保全型農業直接支払交付金として、取組予定者63名に対して742万8,000円の計上、また、新規農産物実証事業補助金として、新規作物マカの栽培に係る簡水施設等の整備の補助として100万円を計上しております。次に、多面的機能支払交付金としては、村内18地区の取組に対し

て3,446万8,000円。次に、畑の暗渠排水整備の助成として50万円を計上しております。

続きまして、4目畜産業費、本年度44万9,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらは村畜産振興組合補助金のほか、畜産関連の予算を計上しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、本年度2億5,366万2,000円、比較9,845万5,000円の増。農業施設の維持管理等に要する経費でございます。12節委託料につきましては、板屋々敷地区排水路改修測量設計業務委託が完了したことにより150万円の減、飯豊地区排水路改修測量設計業務委託料を800万円計上しております。14節工事請負費におきましては、板屋々敷地区排水路改修工事4,200万円、北小屋池堤体改修工事1,300万円、地藏池浚渫工事1,000万円、飯豊地区排水路改修工事1,700万円を計上しております。

次のページ、お願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、行政区協働の里づくり交付金の補助対象事業費を50万円から100万円へ拡充するため、175万円の増。27節繰出金におきましては、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う排水管水管橋移設工事補償分として、水道事業会計へ1,423万円の繰出金を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、6目水利施設管理費、本年度1,846万9,000円、比較356万8,000円の増。龍生ダムの管理経費でございます。18節の負担金、補助及び交付金の防災ダム事業負担金は、ダムの改修事業費の村が負担する分として420万円の計上となり、昨年度当初予算のベースで340万増加しております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、本年度3,057万4,000円、比較85万1,000円の増。増加の理由としましては、12節委託料につきましては、牧本第28地区の1筆地測量や地籍図作成等の後期工程分、新規地区の大里第29地区、沢邸集落の1筆地調査や長狭物調査等の前期工程分を予定しております。82万5,000円の増となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、8目水田農業構造改革対策費、本年度830万円、比較100万円の増。18節の負担金、補助及び交付金のうち、水田利活用推進助成金600万円は、飼料用米への助成でございます。作付10アール当たり5,000円の交付を予定しており、本年度の実績ベースを加味し、昨年度から100万円の増で計上しております。同じく経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、村地域農業再生協議会への運営補助として230万

円を計上いたしております。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、本年度1,172万、比較1,263万9,000円の減。減少の主な理由といたしましては、農業次世代人材投資事業に係る新規就農期間を3経営体が満了したことによる補助額の減、昨年計上しておりました担い手づくり総合支援事業の対象者がいなかったこと、大型特殊免許取得の費用の補助金の交付が今年度末で終了することによるものでございます。

次のページをお開きください。

18節においては、天栄村新規就農者センター補助金として112万4,000円を計上しております。こちらは、新たに農業に取り組む方に対しての研修などを受入れ農家にマッチングするなどの事業で、研修先農家に対して研修費用などを補助するものです。また、農業次世代人材投資事業補助金は、継続で3経営体、来年度から新たに新規で1経営体の新規就農者を見込んでおります。700万の予算を計上しております。また、農業経営規模拡大支援事業補助金として300万円。こちらにつきましては、農業の担い手が農地等を増やすことにより、機械購入の補助を受けることができるものです。また、収入保険加入促進対策事業補助金として19万2,000円を計上しております。こちらは作物の価格下落や自然災害などによる農業収入の減少に備え、農業者が自ら農業収入保険に加入することを促進するためにその保険料の一部を補助として交付するものでございます。

続きまして、10目開発センター費、本年度62万2,000円、比較4万円の増。山村開発センターの管理費でございます。ほぼ昨年と同様の計上でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度643万4,000円、比較3万3,000円の増。こちらは羽鳥湖交流促進センターの管理費でございます。ほぼ昨年と同様の計上でございます。12節委託料においては、施設管理業務委託料として90万円、それから多目的広場管理委託料として80万円をそれぞれ計上しております。

12目放射能対策費、本年度34万1,000円、比較34万1,000円の減。放射能測定装置2台分の校正手数料を計上しております。校正する機器の数を減らしたことによる減でございます。

次のページ、お開きください。

2項林業費、1目林業総務費、本年度1億6,589万3,000円、比較1,136万5,000円の増。主な増加の原因は、ふくしま森林再生事業における経費の増加によるものです。1節報酬においては、村鳥獣被害対策実施隊報酬として15名分を計上しております。また、報償費においては、有害鳥獣等パトロールの報償として15万円を計上しております。12節委託料においては、森林整備業務委託料として、上松本字長久保地区の森林再生事業の約22ヘクタール整備分1億437万1,000円を計上しております。また、年度別計画策定委託、同意取得委託料をそれぞれ2,015万円計上しております。また、新規事業として、緩衝帯管理実証事業委託料と

して208万7,000円を計上しております。これは近年増加している荒廃農地が地域の景観を損ね、また有害鳥獣の発生原因の一つとなっていることから、実証事業としてヤギを放牧し、草を食べさせることで緩衝地帯を設けるというものでございます。18節、中頃では、電気柵の購入補助金として個人、団体合わせて40件分、210万円を計上しております。また、イノシシ捕獲管理事業として115万円、村鳥獣被害防止緊急捕獲事業等として210万円、また、今年より行っている狩猟期におけるシカの捕獲に対しても115万円を計上しております。

1つ前の行に戻っていただいて、新規狩猟者育成事業補助金として20万円を計上しております。これは新たに猟銃の免許取得及び猟の所持に係る費用を補助し、狩猟者を育成するものでございます。24節においては、森林環境譲与税として交付される予定の601万5,000円を基金に積み立てるものです。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 98ページ、お願いいたします。

2目林業振興費、本年度5,501万3,000円、比較4,860万円の増。林道の管理及び治山事業に要する経費でございます。12節委託料につきましては、児渡地区の住宅裏山斜面災害対策として、治山事業測量設計業務委託220万円、のり面崩落箇所復旧のため、林道一本樹線改良測量設計業務410万円、新林地区補助治山測量設計業務委託380万円を計上しております。14節工事請負費におきましては、12節でご説明いたしました林道一本樹線道路改良工事1,430万円、新林地区補助治山工事2,420万円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらは南会東部漁協組合湯本支部への活動補助金の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度773万1,000円、比較670万円の減。18節の負担金、補助及び交付金において、商工会指導活動補助金447万円を計上しております。また、てんえい商工祭補助金150万、地域活性化事業補助金として、清酒で乾杯事業等の開催補助として120万円を計上しております。減少の主な理由といたしましては、昨年度は当初予算で計上いたしておりました、新型ウイルス対策事業の商品券発行事業と、泊まってエールキャンペーンの補助事業を当初予算に計上しなかったためのものです。これらの事業につきましては、今後の状況を鑑みながら対応してまいりたいと考えております。

3目観光費、本年度1,408万5,000円、比較523万円の増。増加の要因は、新たに春・秋の

ウオーク大会負担金の計上、サポーター事業の補助金を商工費から観光費に移設したものでございます。

次のページ、ご覧ください。

12節の委託料、一番下、着地型誘客促進事業業務委託料として419万6,000円を計上しております。この事業につきましては、コロナ禍の中で停滞しております村内観光産業がコロナ収束後に他市町村に先駆け、教育旅行誘致やインバウンドに取り組めるよう、オンラインツアーやモニターツアーの企画立案や実施、教育旅行の商品作成や旅行会社への販売促進を行うもので、県のサポート事業を経費の一部に充てて行うものです。18節負担金、補助及び交付金においては、村観光協会の運営補助金として100万円を計上しております。また、コロナ禍において、昨年、一昨年と開催することができなかつた羽鳥湖高原における夏・秋のウオーク大会の負担金を200万円計上させていただいております。また、毎年好評をいただいている天栄サポーター事業等の補助金を150万計上しております。また、新規事業といたしましては、新たに天栄村教育旅行補助金80万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、やはりアフターコロナを見据えた教育旅行の誘致、そして促進を図るため、こちらのほうは特に教育旅行に特化し、教育旅行で使っていただきますバス代の補助、それから体験型教育のメニューを造成し、村内で農業などの体験をしていただく際の学校に対する費用の一部を助成するものというふうに考えております。

続きまして、4目地域開発費、本年度1,310万7,000円、比較51万2,000円の減。こちらは、地域おこし協力隊に係る経費でございます。今年度まで実施しておりました湯本古民家の指定管理費の経費を計上しないことの減でございます。地域おこし協力隊につきましては、有害鳥獣対策の隊員2名及び観光支援部門の隊員1名を継続し雇用するもので、1節報酬、10節需用費、13節使用料及び賃借料など活動に要する経費をそれぞれ計上いたしております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,018万3,000円、比較14万6,000円の増。職員給与及び各種協議会、各種同盟会等に要する経費でございます。2節、3節、4節の人件費で増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

104ページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度9,147万3,000円、比較1,351万1,000円の増。村道の維持管理及び除雪に要する経費でございます。増額の主な要因でございますが、1節、3節、8節におきまして、除染事業の完了に伴い、前年度まで除染事業で計上しておりました会計年度任用職員、事務補助員の経費170万円、13節使用料及び賃借料におきまして、公用車賃借料を計上しております。また、12節委託料におきましては、除染事業の仮置場原状

回復工事等に係る測量設計業務や村の少額な維持工事測量設計を発注者支援業務委託として1名、測量設計に精通した業者と委託をし、常駐して業務を進めてまいりましたが、引き続き設計業務の精通した方が常駐することで、行政区要望等における維持管理などの測量設計業務が効率的に行われるため、発注者支援委託料として1,150万円を計上しております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費、本年度1億1,662万7,000円、比較91万9,000円の増。道路新設改良に要する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費で168万9,000円の増となっております。社会資本総合交付金事業におきましては、12節委託料において、橋梁補修設計業務委託、児渡滝田線道路改良測量設計が完了したことにより、750万円の減、橋梁詳細点検委託料は児渡橋、ほか36橋を予定しており、500万円の減、高林地区の南1号線改良測量設計業務200万円を計上しております。14節工事請負費におきましては、児渡滝田線道路改良工事が令和3年度からの繰越事業となるため、490万円の減、舗装打換工事で1,633万円の増、三本松橋、不動橋の橋梁補修工事2,500万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3項河川費、1目河川費、本年度6,383万4,000円、比較189万9,000円の減。河川管理に要する経費でございます。

次のページ、お願いいたします。

緊急浚渫推進事業におきましては、12節委託料で竜田川ほか測量設計委託が完了したことにより、980万円の減、14節工事請負費につきましては、緊急浚渫推進事業工事で河内川を予定しており、前年度より800万円の増となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

4項住宅費、1目住宅費、本年度658万3,000円、比較100万円の減。村営住宅、定住促進住宅の管理及び住宅関連施策に要する経費でございます。減額の主な要因でございますが、18節負担金、補助及び交付金の空き家改修事業等補助金におきまして、前年度実績による件数で積算のため、100万円の減となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億4,772万6,000円、比較1,614万5,000円の増でございます。須賀川地方広域消防組合分担金の増でございます。令和3年度の確定額を基に同額を計上しております。

2目非常備消防費、本年度5,321万2,000円、比較2,798万6,000円の減でございます。

111ページをご覧いただきたいと思います。

主な事業としましては、13節、緊急速報メール一括送信システム使用料48万4,000円を計

上しておりますが、緊急時のエリアメール配信を可能とするものでございます。このたびシステムが故障したため、改めて導入をするものでございます。14節、避難所空調設備整備工事請負費2,090万円につきましては、天栄村体育館へ空調機を設置し、避難所での生活の環境改善を図ることとしております。

次のページをお願いいたします。

3目消防施設費、本年度2,077万4,000円、比較2,722万円の減でございます。14節の消防施設工事としまして、1,600万円ほど計上しております。現在の防火水槽を耐震性防火水槽へ更新し、機能強化を図るものでございまして、2か所を計画しております。また、17節、ポンプ自動車備品購入費2,310万円の減と、18節、中学校等の消火栓工事負担金1,012万円の減でございます。

4目水防費、本年度6,000円、前年度と同額計上でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度695万4,000円、比較63万6,000円の減でございます。17節の戸別受信機購入49万5,000円の増、故障の際の代替として購入する予定でございます。また、県総合情報ネットワーク負担金が、昨年に比べ80万円ほどの減でございます。そのほかにつきましては、例年同様の計上でございます。

○議長（服部 晃君） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時45分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 113ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度130万2,000円、比較5万5,000円の減。8節旅費におきまして、研修旅費が昨年度より減額になっております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの計上となっております。

次のページをお願いいたします。

2目事務局費、本年度1億5,316万9,000円、比較150万3,000円の減。減額の主な原因は、2節から4節におきまして、人件費が減額となっております。そのほか主な事業でございますが、7節報償費におきまして、大里小学校の複式解消対策として非常勤講師を配置するため講師謝礼を141万3,000円計上しております。

次に、117ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、学校ICT支援業務委託料でございますが、各学校において教職員のICT研修を行うもので134万4,000円計上しております。次に、公立学校情報機器・システム保守委託料でございますが、こちらGIGAスクール構想により整備した校内ネットワークやタブレットの保守を行うため、424万4,000円を計上しております。次に、こども映画学校業務委託料として300万円計上しております。子どもたちのキャリア教育やふるさと教育につながり、課題解決力を育める機会となるため、昨年につき計上させていただきました。次に、校務支援システム導入委託料でございますが、新規計上でございます。237万6,000円を計上しております。こちらは文部科学省が教職員の働き方改革を推進することと、児童生徒への指導の充実を図るため導入を求めているもので、成績及び保健管理、また校務で使用する帳票等を一元管理するシステムの導入であります。

次に、13節使用料及び賃借料でございますが、データ使用料として138万8,000円計上しております。これはタブレットにおいて、学校や家庭で子どもが自主的に学習ができるアプリケーションの使用料であります。宿題はもちろん感染症対策で学校に登校できなくなった場合でも活用できるため、小学生の全児童分及び中学生の適用指導教室で使用する分の使用料を計上し、昨年より108万8,000円増額しております。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、小中学校の給食費に対して3分の1の補助、それから、幼稚園の無償化と合わせて給食費等補助金961万6,000円を計上しております。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度4,180万5,000円、比較88万6,000円の減。減額の主な理由は、120ページをご覧ください。11節役務費の各種検査手数料におきまして、広戸小及び大里小学校の煙突式ストーブをFFの暖房に更新したことから、冷暖房点検手数料が20万円減額となっております。そのほか、13節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料でございますが、各学校のバス借り上げ事業の積み上げで約40万円の減額となっております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

続きまして、2目教育振興費、本年度1,257万4,000円、比較19万8,000円の減。主な事業内容でございますが、英語の村てんえいを推進するため、11節役務費におきまして、小学校5年、6年の英語5級程度の受験希望者へ受験料支援として英語検定手数料14万4,000円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、小学生異文化体験事業委託料を全学年を対象として128万5,000円計上いたしました。また、オンライン個別英会話レッスンに係る費用も計上しております。減額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、教材備品が14万円の減、18節負担金、補助及び交付金におきまして、通学費補助金が約19万円の減となっております。

そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,361万8,000円、比較55万7,000円の増。増額の主な理由でございますが、124ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料が修学旅行、学習旅行の際、コロナ対策としてバスの増便として30万円の増、また17節、施設備品購入費の施設管理用器具購入費として新たに18万2,000円を計上いたしました。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

続きまして、2目教育振興費、本年度813万8,000円、比較821万9,000円の減。事業内容でございますが、中学校におきましても、英語の村てんえいを推進するため、11節におきまして、英検3級以上の受験希望者へ何回でも受験できるよう英語検定手数料を計上いたしました。12節委託料におきまして、中学2年生の宿泊学習として、中学生異文化体験事業委託料、また、オンライン個別英会話レッスンに係る経費も計上いたしました。

減額の主な理由でございますが、13節使用料及び賃借料におきまして、昨年度は天栄中学校のパソコン等賃借料が計上されておりましたが、リース期間が切れて、機器等が村へ譲渡されましたので、約130万円の減額となっております。また、次のページの17節備品購入費におきまして、昨年は教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書の購入が計上されておりましたが、その分の約650万円が減額となっております。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億434万2,000円、比較651万2,000円の増。増額の主な理由でございますが、1節から4節におきまして、人件費が増額となっております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

129ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度1,398万6,000円、比較4万8,000円の減。放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などによる経費でございます。ほぼ昨年並みの計上でございます。

続きまして、130ページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度422万7,000円、比較10万7,000円の増。こちらは各種講座開催や文化祭開催などに要する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、132ページの県芸術祭県中地区実行委員会負担金7万5,000円を新規計上しております。そのほかにつきましては、昨年度とほぼ同額の予算計上となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、本年度予算額189万3,000円、比較22万7,000円の減。こちらの主な理由としましては、昨年度車検代がありましたが、今年はそちらがございませんので、そちらのほうの減となっております。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 4目文化財保護費、本年度70万5,000円、比較ゼロ。前年と同額の予算計上となっております。

続いて、5目伝統文化施設費、本年度459万2,000円、比較ゼロ。前年と同額の予算計上となっております。

次のページをお願いいたします。

6目生涯学習センター費、本年度880万4,000円、比較1万2,000円の増。ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

136ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度611万4,000円、比較188万3,000円の増。こちらは各種スポーツ推進に係る経費でございます。増額の主な理由でございますが、137ページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、スキーリフト券購入助成事業補助金180万4,000円を計上いたしました。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。なお、羽鳥湖畔マラソン大会につきましては、コロナウイルス感染症の現在の状況を考慮しまして、本年度におきましても開催を見送ることとして予算計上はしておりません。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、本年度予算額127万5,000円、比較7万6,000円の増。こちらは湯本体育館、運動会、バレー大会に要する経費でございます。ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 続きまして、138ページ、3目学校給食センター費、本年度3,753万8,000円、比較284万7,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、139ページ、10節需用費におきまして、LPガスと電気料を前年度実績により合わせて約76万円増額いたしました。また、賄材料費としまして、幼稚園、小中学校給食の食育及び地産地消推進のため、100万円を新規計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、法定点検のためボイラー保守点検委託料及び機器保守点検委託料を合わせて77万7,000円、新たに計上いたしました。そのほかにつきましては、前年並みの予算計上となっております。

4目天栄体育施設費、本年度966万2,000円、比較181万7,000円の増。主な増額の理由でございますが、141ページ、12節委託料におきまして、白子テニスコート管理棟等解体工事実施設計業務委託料として189万8,000円計上しております。こちらは中屋敷行政区からの借地

上にあります管理棟及び壁打ち練習場を解体するための設計費であります。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。前年度と同額を計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ、前年と同様に存目計上でございます。

2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。こちらも同様、存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億4,465万9,000円、比較1,775万円の減。

2目利子、本年度1,734万8,000円、比較326万1,000円の減。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円。2目建物取得費、本年度1,000円、1目、2目いずれも存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度500万円、比較50万6,000円の減でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 48ページの奨学金返還支援補助金について、ちょっと質問をしたいと思えます。

みんなにあれかな、これ、もらった案は渡したの。渡していない。できれば俺1人もらったんであればあれだから渡してください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 1時47分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時50分）

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この件なんです、この目的を見ますと、将来を担う優秀な人材を確保するためとあります。人口の減少が続く本村にとって、一つの手だてとなる事業としては理解はしているところでございます。しかし、問題となる点がございまして、それは高校生の取扱いということでございまして、今は義務教育が終わっても当たり前のようにほとんどの方、全員と言ってもいいくらい高校へは進学する状況じゃないかと思っております。そんな中である一定以上の高額の所得がある家庭であっても、家業を継ぐ方や先祖代々天栄村に住んでいるため家督として村外に勤める方もおります。この方たちはこの奨学金の対象者になるわけでありまして、当然この制度を利用するということになりますと、かなりの多くの利用が出てくるんじゃないかなというふうに思われます。こうなると、このUターンや本村に移住を促すというよりも高校生のための制度となり、当初の目的とは違うことになるのではないかとと思っておりますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今、高校生のほとんどではないですけれども、多くの方が利用されるようになるんじゃないかというご質問であります、高校生で借りられる奨学金につきましては、福島県の奨学金になりますので、そちらの条件といたしましては、経済的理由により就学が困難であることが認められることというふうになっております。なので、ある程度の所得のある方につきましては、この奨学金は対応できないということになりますので、今ご心配されているようなことはないのかなと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、この奨学金によって、ある程度のふるいにかけてられると言ったらちょっと言葉が悪いんですが、ここで選ぶということで、そんなにはないかということであるようですが、この奨学金、例えば今度借りて返済する、償還するときに村でこの奨学金を出すわけですが、そういったことはあれなんですか、毎月奨学金返済ということで何か返済をした証明書をもって、村のほうから支給してもらおうというんですが、どんな支給の方法するんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今の段階で考えている補助の仕方といたしますか、支給の仕方なんですけれども、1年間月々払いで返済していただいて、その1年間払ったあかしとなるもの、領収書なり口座引き落としなり、そういったあかしとなるものを写しを提出していただいて1年に1回支給するという形を取りたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） いや、そうすると、1年に1回ということは、困っている方に1年に1回でいいのかなという思いもあるんですが、それは当てにしている金が返ってくるわけですから、それはよいとしても、例えば今度会社勤めして、ここに高額所得の制限なんてはないんですけれども、中にはかなりの高額所得の方、そういった方についても当然支給をしていくということですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

あくまでも奨学金の返済補助でございまして、奨学金を借りる段階で経済的に困っていて、大学に行ったけれども、今コロナ禍の中、中退する方も増えていきますし、高校進学も諦めている方とかもいますので、そういった方に出している奨学金の働いてから返済する補助でありますので、学習していいところに就職してというのは本人が頑張ったあかしではあると考えておりますので、あくまでも所得制限は設けないで行いたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かにそれはいいか悪いかというと、ちょっと問題点もあるんですが、やはり金の、例えば何か事業やって、かなりの大きなもう所得があるといってもくれるというのはやはりある一定の高額所得のある方は打ち切りというようなことは考えてもよさそうだと思うんですが、そのことは考えてはいない。どうですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

ある一定の所得がある方につきましては、高額であれば月々返済というよりも恐らく一括で繰上償還をするのではないかと推測もしておりますので、そうしますと、繰上げした分については、あくまでも1年に1回ですので、限度額までしか出しませんので、その分については支給しないという形を取りたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 仮定の話だから、そのときになってみないと何とも言えない部分はあ

るんですが、分かりました。

そこで、この対象の奨学金なんですが、これには利息つくんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

今考えているものにつきましては、初めは日本学生支援機構第一種奨学金、二種も考えておりましたが、いろいろと検討した結果、第一種奨学金のみという形で行いたいと思いますので、こちらにつきましては無利子でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あと、支給限度額、年額で25万、前より少なくなったような気がするんですが、これはどういう関係で少なくなったんでしょうか。前に説明したときは400というな、幾らだと思ったような気がするんですが。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

前に全協のときに説明させていただいた金額につきましては、第二種のほうまで考えておりましたので、そちらのほうで積算した金額になっております。今お手元にお配りした案につきましては、第一種の限度額で計算しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 来年度から始まるわけなんですけど、これ、村長、1回始まると永久的にやる事業になると思うんですよ。制度となると思うんですよ。まだまだこれ議論のする余地があるんじゃないかなということ、またこの要領等についても案の段階なんですよ。本会議に出す中できちんとした要領もできていないというようなことでは一番困ると思うんですよ。当然これ国からの交付金で半分来ることですから、交付金が来るうちはいいと思うんですよ。だから、この交付金が打ち切られたときにやっぱりもう一回きちんとした議論をなさってはどうか。取りあえずこれでやるけれども、それは交付金あるうちだということで、交付金が打ち切ったときにはもう一回検討するということで、その期間ということを決めたらどうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この交付金につきましては、国から進められたものもありますし、村としていい人材をやっぱり確保するという意味合いからも新年度から取り組むものでございます。実際、これを

利用する方を見ながら、そして国の交付金が終わる段階で、そこはちゃんと精査しながらいかなければならないと認識しておりますので、そのときにまた議会議員の皆様方にご相談しながら方向性は決めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、一応は交付金あるうちということで、これを実施していくということによろしいんですか。はい、了解しました。では、この件については了解いたします。

そして、もう一つお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午後 2時03分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時04分)

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 私もこの奨学金返還支援補助金ですか、案としてはよろしいんですが、先ほど揚妻議員さんがおっしゃったように、もうちょっと精査をして、それで出していきたいと。こういう案に私は賛成します。

以上です。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午後 2時05分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時06分)

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 87ページの羽鳥湖畔オートキャンプ場指定管理委託料の件でございます。

今度、回覧板も回ったんですが、この指定管理者の募集をしているようですが、この羽鳥湖キャンプ場、当然今度、振興公社からは抜けるということでもありますから、民間の業者が委託するようになるかと思えます。そこで、このオートキャンプ場、特に湯本は雪が降りますから、冬期間は当然閉鎖すると思えます。そこで、営業期間はいつからいつまでの契約なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

オートキャンプ場の運営期間については4月1日から11月30日とはなっておりますが、ただこちらは指定管理をしていただいた方とのお話合いの中で、また別に定めることができるというようになっております。よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この辺はしっかりしておかないと問題が生じると思います。というのは、これ管理料渡して、客も来ないからといって、もう早く閉めちゃってやんなきゃその分そっくり入るわけですから。人件費支払うことなく、請け負った人は当然なるわけですから。やはり期間はきちんと、これ無休でやるでしょう。営業日は休みなくやるということなんでしょうか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

営業期間中におきましては、原則的に休業というか、休息休業日は設けておりません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やっぱりこの期間はきちんと客が来ても来なくても開けておくというようなことが大事かと思えます。

それと、利用料金、これは村との協議はあるんですか。あと、指定管理を受けた方が適当にそれぞれ料金表を設定するということになるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

料金におきましては、条例において定めておりますが、利用料金につきましてはその条例に定めている範囲の中で、指定管理を受ける方と村との協議の中で決定するという事になってございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、協議ということはもう上げ下げについては、当然村との協議の上、決定するという解釈でいいんですね。

それと、今度これ例えば民間が請け負った場合、当然決算書くらいはもらうんですか。それとも、もうお任せですと、あとは任せたということになるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、指定管理事業者が決定いたしましたらば、村と指定管理者との間でその運営の協定について結ばせていただきます。その協定の中で年に一度、最終的には事業報告をするということになってございますので、その中で決算書の提出も必要とされております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 決算書も村で出すということですか。ということは、ちょっと先に聞けばよかったですね、ちょっと教えてほしいんですが、あそこの水道光熱費、電話代のいろいろあるんですが、そういった必ずかかる費用というのは月どのくらい、年間でも構いません、年間でどのくらいなっているんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時12分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきましてありがとうございます。

お質しのありましたオートキャンプ場の光熱費につきましては、令和2年度のベースで、年間で112万ほどかかっておりますので、これを1か月にならせば、月々9万4,000円程度というようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大分、決算書を見ますと、キャンプ場は収益出ているんですね。この400万という委託料が、今まで400万だったから400万と上げたんでしょうけれども、これが適正かどうかということなんですよ。

今後は当然民間に委託するわけですから、今まで村のあれだということで、我々もちょっと安心した、残ればどうせ村のだなと思っていたんですが、今度は収益は全部、個人で請け負った場合には個人に行くようになると思いますので、振興公社じゃない方が当然やると思いますので、振興公社抜けたわけですから、ですから、その辺、やはり今のこの400万の指定管理料が適正かどうかということをもう少しきちんと内容を調べて、やはり今後は管理料の引下げ等も考えるべきじゃないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理料の400万については、議員おっしゃるとおり、昨年度どおりの、今年度も振興公社さんがやった場合の指定管理料400万というのを計上させていただいております。

ただ、現在募集している指定管理の募集の書式の中に、今度新しいところがやる管理に係る収支計画書というのを頂くようになっていきます。そして、さらにそれを指定管理の選定委員会のほうで皆さんでいろいろ審議していただいた上で、最終的には指定管理料を決定することになりますので、あくまでも400万というのはアッパーの数字であって、今後、指定管理を申し込んでいただける方がどのぐらいでできるかというのを再度よく協議いたしまして、その上で、また、指定管理の部分については議会の議決もいただかなくちゃならないんで、その席でお話ししたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何せキャンプ場の経費というのは、一番は人件費だと思うんですよ。だから、そこをいかに切り詰めるかが問題となると思いますが、やはりその辺よく、ただ、心配なのは、確かに冬期間キャンプ場が休むというのはありますけれども、やはりその辺をひっくるめても、だからといって、生活保障を全部するんだくらいの、従業者への生活保障をするようなことでは困ります。やはり請け負った方には、やはり自分で努力して、自己努力というのは大切ですから、ひとつその辺をしっかりとやって、いい指定管理者を選択していただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 80ページの6目の墓地公園施設費についてちょっとお聞きしたいと思います。

実は、墓地公園の区画、この残りというのはあるんですか。大きいのと小さいのとどちらでも結構です。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

墓地公園の残区画数でございますが、4平米、これは小さいほうでございますが、そちらが16区画、6平米、これは大きいほうでございますが、そちらが145区画、残として残っておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 分かりました。

それで、大きいほうの値段というか、どれくらいか、あと小さいほうですね、お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

まず、墓地の値段と申しますか、永代使用料という言い方をさせていただいておりますが、小さいほう4平米でございますが、村内の方に関しましては13万2,000円、村外に関しましては14万5,000円、6平米、大きいほうでございますが、そちらが村内が19万8,000円、村外の方ですと21万7,000円ということでございます。そのほかに管理料として年間、小さいほうが2,000円、大きいほうが3,000円を頂いているところでございます。

○議長（服部 晃君） 一括で5年分払うんだべ。

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） そうですね。管理料の話ですね。すみません、失礼します。

大変申し訳ありませんでした。今の管理料のほうでございますが、今ほど2,000円、3,000円というお話をさせていただきましたが、1年間はこの値段でございますが、一括して5年に1度ということになっておりますので、一括して5年分を徴収させていただいているところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 分かりました。私も前向きに検討していきたいと思います。ありがとうございました。

〔発言する声あり〕

○議長（服部 晃君） 皆さん、ご静粛をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 1つだけちょっとお聞きしたいんですが、88ページですか、天栄ブランド化推進事業補助金、これマカの話なんですが、ブランド品を育てようということでマカを何年前前から栽培しておられるということなんですが、これ今現在、何名の方がマカを作付されているのか。そして、何か道の駅なんかでいろんなものも見られますが、マカの製品、これの売行きなんかはどのような状態になっているのか、売上げがどのぐらい年間およそあるか、分かれば教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

マカの実証栽培につきましては、現在3名の方が取り組んでおります。道の駅のほうとかいろんなところで、マカの甘酒であったり、マカのカレーであったり、マカのビールであったりというようなことを販売しております。

先ほどちょっと売上げのお話があったんですが、ちょっと売上げに関しては資料をちょっと今お持ちしていないので、後ほどちょっとお示しさせていただければと思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ始まって3、4年になるかと思うんですけども、今までの作ってみて何かこう、今、3名の方ということで、なかなか栽培される裾野が広がっていかないような気がするんですが、どうなんでしょうか。何か作ったものそのものは、何か契約栽培みたいなことを聞いていますが、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

マカの栽培については、先ほど申し上げましたが、3名の方が取り組んでおられまして、今のところ、1反4畝ぐらいですね、全部の面積で。それで、収穫したマカについては全量、マカの協会のほうに買い取っていただけるというような形で栽培しております。

○議長（服部 晃君） 課長、またこれ広がっていくのかです。今、裾野という。

○産業課長（黒澤伸一君） 栽培の状況についてなんですが、まず1年目の方、一番初めにやられた方が、今年3年目になるんですが、やはりちょっと一番初めの年がちょっと天候不順、2年目はまあまあよくできたということなんですが、やはりちょっと正直言って原因の分からない病気になってみたりというような状況が起こっている状況もあります。もう一方、今年2年目の方、昨年は非常によくできたんですが、やはり今年はネコブ病になってみたりというようなことで、ちょっとなかなか生育がうまくいっていない状況です。もう一人、今年から始めた方、この方については非常に順調で、本家で喜多方の方がやられているんですが、その方よりも生育状況はいいというふうに伺っております。

なので、当初は連作に係る障害なんかはないというような話で始まってはみたものの、ただ、それが連作障害なのかどうかはちょっとまだ調査しないとはっきりした部分はないんですが、やはりそういった部分で、新規作物ということで、非常にちょっと、当初、簡単にできるのではというようなことで取り組んだ部分があったんですが、なかなかやっぱりちょっと難しい作物だなというのは我々もちょっと実感しております、またちょっといろんな肥料であったりやり方をいろいろと構築して、できればもう少し増やしていければなんては思っています。

以上です。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それで、名前だけ、ブランド化という、ブランドという言葉だけがいつも独り歩きしていて、何か私を感じるどころ、まあまあ何か成績上げているのはお米とかネギですか。米はともかく今までやってもらう、農家が主体のところが多いわけですけども、ネギそのものも増えているように思うんですが、ネギは何件ぐらいの方が取り組んでいるんでしょうか、およそ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ネギにつきましては、おおむね15件程度だと思うんですが、こちらもちよっと正確な数は調べさせていただいて後でお話ししたいと思います、こちらも新規就農者の方が積極的にネギに取り組まれているというようなことで、少しずつではありますが、栽培農家は増えていっているような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今回の件については分かりました。

それともう一つなんですが、137ページ、これ教育費の中の、今年からスキーリフト券の購入助成というものが始まっているように思うんですが、1年目であれなんですが、売行きとか利用率はどんな状態でしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

令和3年度の今現在の補助金の利用者数でございますが、今現在で、1日券と5時間券等の利用もありますので、延べ人数にはなってしまいますが、合計で61名の方が補助の利用をされております。大まかに申し上げますと、シーズン券の購入が約40名、1日券あるいは5時間券の利用の方が20名の方ということで、合計で補助額が今現在で約63万円程度の支出となっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何か子どもさんと大人両方に何か補助を出すようなことを言っていましたけれども、どちらが多いでしょうか、子どもさんと大人と。それと、地域的にはやっぱり湯本とか、あっちのほうが多いということになるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの利用者の傾向を見ますと、大体、大人が7割ぐらい占めております。大人に関しては基本的に半額の補助と、あと高校生以下に関しては全額補助ということでやっておりますが、大人の方が多い状況でございます。

あと、湯本地区か本庁管内かで見ますと、利用者数だけで見ますと、本庁管内のほうがやや、6割で、湯本管内のほうが4割程度かなという状況でございます。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 47ページ、14節のカーブミラー設置工事請負費、これは新たにカーブミラーを造るということなんですか、そして何か所なんですか。それとも、カーブミラーの、前に質問しましたけれども、カーブミラーが曲がっていたり折れたりすることを前に聞いたけれども、それとは違って、新たに造るということなんですか。これ新たに造ったら、何か所で場所はどこなんだか教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今まで……失礼いたしました。こちらは各地区ごとに2基ずつというふうな考え方……

〔「もっと大きい声で」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 各地区ごとに2基ずつということで、8基の予定でございます。今のところ、場所はまだ特定しておりません。交通安全協会など、そちらのほうで協力をいただきながら、場所のほうを確認しながら設置に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 各地区ということは、湯本、牧本、広戸、大里という、そういうことなんですか、それとも行政区ごとなんですか。これ120万というのは1基幾らかかるんだか、そして各地区というのは何基、そして危険な場所を村が設定してやるのか、それとも各地区から要望があってやるのか、その辺。あと、前に質問しましたけれども、カーブミラーが曲がっていたり割れているところの箇所を直してくれということを行いましたけれども、そのときに何箇所直したのかも答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

一応考え方としましては、今のところ、牧本、広戸、大里、湯本というふうな形で考えております。

ただ、こちらは、交通安全協会や行政区の要望など、そういったところの意見も聞きながら危険性の高い箇所に設置していきたいというふうには考えております。設置に当たりましては、各役員さんのほうと協議しながら進めたいというふうに考えております。

あと、これまでご指摘いただいたカーブミラーでございますが、そちらにつきましては、今もカーブミラーのほうの調査を行っております、そちらで確認が取れ次第、改善が必要だというような場所については適宜行っていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これから行政区の要望とかそういうの、あと交通安全委員というんですか、そういう人らと協議して、危険な箇所に、湯本、大里、牧本、広戸地区に2か所ぐらいをつけるということなんですね。

あと、今、私が前に、去年ですか、カーブミラーが破損しているところがあるから、そういうところを直してくれという要望があるということで、そのやつはまた全部確認していないということなんですか、今の答弁ですと。確認して、それはもう終わっているんじゃないんですか。まだ終わっていないということなんですか、今の答弁から聞くと。

だから、終わったならば何箇所終わったんだか、それともまだ確認もしていないんですか。私もその後に行ったところは直っていましたけれども、そのほかも全部、確認は今している最中なんだか、それとももう終わって、新たにまた確認なのか、それはどちらなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

カーブミラーの箇所数については、一旦、数のほうは確認しております。修繕が必要なところはまだ調査を行っている段階でございます。ただ、行政区のほうから、どうしてもここが危険だからというような場所については設置をしているような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前回、名指しで言ったところは直っています。ただ、今、老人の方が多いので、高齢者の運転が、だから、やっぱりカーブミラーとか、ああいうのを確認してやらないと、だから、もし一日も早く、危険な箇所とか、あとカーブミラーの破損したところは一日も早く調査して直してください。

これはこれで終わります。

あと、101ページ、これは18節かな、の天栄村教育旅行補助金、これは旅行ということはどういうことなんですか。これ天栄村教育研修補助金じゃなくて旅行ということは、これ80万ですか、これどういうふうな内容なのか詳しく教えてください、これ何のどういう旅行なのか。研修でなくて旅行となっているので、その80万は何名で、どういうふうな内容の旅行なんだか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、教育旅行といいますのは、例えば小中高校生が学校教育課程の一部の中で来られる例えば修学旅行であったり、それからいろんな研修旅行であったりというような部分で、そういうものを総称して教育旅行というふうに呼んでおります。

今回の80万円の教育旅行補助金の概要につきましては、例えば、当然、団体でいらっしゃる場合にはバス代がかかるというようなこともありまして、いわゆる、その一つの、うちの村に来ていただくのにバス代を補助するよということであれば、結局、学校さんが来やすくなるのかなというようなことで、そういう団体に対してまずバスの補助金を差上げたいというような一応今のところ予定と、それから、例えば、子どもが我々の、例えば、今のうちのほうでもこれから教育旅行のプログラム、いろんな農家体験であったり、それこそ自然体験であったり、そしてブリティッシュを使った英語体験も込みだと思います。こういったうちのほうで、今、教育旅行に来たくなるようなプログラム商品を今一生懸命開発しております。そこのプログラムに乗っていただいて来ていただいた学校さんにつきましても、この予算の範囲の中で補助金を差上げたいというようなことを考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の説明の内容、私の感じ取ったのは、村外の人が天栄村に来るときに、そのときにその補助金をあげるよ、バス代の補助金をあげますよという、そういうことなんですか。私は、天栄村の人がどこかに行くんじゃないで、村外から天栄村に、ブリティッシュヒルズなんか「英語の村てんえい」がうたってあるので、須賀川管内とか、そういうよその市町村から天栄村に来た場合には、バス代の村が補助金を出して、天栄村に来てもらうよと、そういうことでよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらは、子どもたちに村に来ていただいて、村の宿泊施設であったり、それから地場産

品を活用していただいたりというようなことで、ほかから呼び込むための補助金でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） こういうのは旅行というんだか研修というんだかよく分かりませんが、名前が旅行となっていたからちょっと質問したんですけれども、でも説明で分かりました。

あとは、121ページの11節の英語検定手数料14万4,000円ですか、それと125ページの英語検定手数料95万2,000円ですか、これ両方あるんですけれども、詳しく説明してもらえますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、121ページの英語検定手数料14万4,000円でございますが、こちらは小学生を対象にした英語検定の受験料の支援といたしまして計上したものでございます。そして、もう一方の125ページの英語検定手数料につきましては、こちらは中学生を対象にした英語検定手数料でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、これ小学校費なので、小学生は何年生から英語検定を受けて、何級ぐらいから受けているんだか。そして、これはたしか前に聞いたときには、1回目は村負担ですけれども、2回目は自己負担だと聞いたんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、小学生の英語検定手数料に関しましては、小学5年生と6年生を対象にして、一応目安とすれば、小学生なので5級程度ということで考えてはおりますが、希望によって何級でもそこは受験できるようにしております。ただ、小学生の場合は、1回のみ、村のほうで試験日を設定して、年1回の検定の開催としております。

それから、中学生に関しましては、各中学校で、中学校に開催回数をお願いしておりますが、毎年3回開催しております、これは中学生全員対象で、これも希望により受験しております。昨年度より、中学生に関しましては、何回受けてもその分は全額手数料はこちらで負担しますということにしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、中学生の場合は、年3回あるその英検に対して、前は1回は村で負担したけれども、今年度からは2回、3回も受けられるということですか。

そうすると、大体、今、天栄村の中学生は、大体全校生が受けるんですか、それとも英語に関心のある人とかって、いろいろ各年別にも、英語に力を入れている人とか、サッカーに力を入れている人とか、スポーツに入れる人とか、いろいろの生徒さんにも個性がいろいろあると思いますけれども、英語に、年に3回受けるという人は、中学校全体で1年、2年、3年に分けて何名、3回受けた人、1回受けた人何名、2回受けた人何名、3回受けた人なんて、もし分かれば教えてください。そして、何級受かったかというの、そこまではちょっと今できないかな、できれば教えてください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、今の中学生の級別の保有状況をまずご説明させていただきます。

中学生、今現在、全体で130名今年度はおりますが、その中で5級以上の保有率というのが全体の75%、75%がもう何級かを保有していると。村のほうでは一応、中学校卒業までに3級以上を目指していただきたいということでございますが、3級以上の取得率、こちら、今現在、3年生の3級以上の取得率は47.5%で、約半数近い数字の方が3級以上の級を取得していると。これは全国的に見ても高い数字になっております。

すみません、1回ごと、2回ごと、3回ごと、それぞれ何人ずつ受けたのかというのはちょっと集計してみないとすぐには出てこないもので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） いや、これは私褒めているんですよ、すばらしいことだと思って。普通は1回しか出さないんですよ。あとは自己負担なんですよ、2回、3回受けるのは。そして、3級取っている人が30%と言ったの、今。

〔「47.5%」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 47%、全校生徒で。

〔「すみません、3年生」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） 3年生。3級というのはもうレベル高いほうなんですけれども、その上に準2級というのがあるんですけれども、だから、私の、これはいいことだから褒めているんですよ。普通はそこまで村は負担しないんですよ。「英語の村」ということでそれだけかけているということはすばらしいことだと思っているんで、これ、そしてさっき聞いたんですけれども、1年生は、さっき聞いたのは、どのぐらいその試験を受けているかというのも聞きたかったんですよ、1年生、2年生、3年生、3回受けたの。でも、それは恐らく

難しいと思うんですが、後でよく聞きに行きますので、いいです。

結局、とにかく「英語の村」ということですから、数多く試験をチャレンジさせて、より多く、はっきり言えば、これからはもう世界が英語が重点になりますので、だから英語というのに力を入れることはすばらしいことだと思うので、後でそれは聞きます、恐らく今言っても分からないと思いますので。

私の質問は以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 87ページのてんえいふるさと公園駐車場整備工事請負費5,500万、工事の説明ちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ふるさと公園の駐車場整備工事につきましては、道の駅の直売所の向かい側の駐車場の部分のスペースにつきまして、6,609平米を舗装して駐車場を造るものでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 大体それは分かるんですけども、結局、補助金ですか、国幾ら、県幾ら、一般財源はどのぐらい出すんだか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この5,500万の工事の内訳でございますが、まず防衛の拠点整備事業の補助金を約2,800万、そして残りの部分を緊急防災・減災事業債というようなことで2,690万見込んでおります。

○議長（服部 晃君） 自主財源って言ったっけ、自主財源のほうは。

○産業課長（黒澤伸一君） 失礼いたしました。5,500万から、今の防衛費の補助と、あと交付金と、あと残りの部分の緊急防災・減災事業債を充てた形になりますと、全くの生の形は残りの端数で5万3,000円というような形になります。

〔「聞こえない」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 残りの金額については端数の5万3,000円というようなことになります。

〔発言する声あり〕

○議長（服部 晃君） 執行部の皆さんにお願いします。声ははっきりと大きな声でお願いします。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、てんえいふるさと公園、造成も終わりました。公園の農林水産物直売所の施設整備事業のほうも繰越明許で予算がそろいました。それと、防災備蓄倉庫整備事業、これも予算そろいました。部品の高騰で補正まで取っていますね、防災備蓄倉庫のほうは。それで、造成も終わりました、予算もそろえました、工事はいつから始まるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、水産物直売所のほうなんですけど、こちらのほうには、今回補正予算で上げさせていただいて繰越しをするということで、国の地方創生拠点整備交付金のほうが、交付の決定が受けられましたので、年明け早々にでも発注をしまいたいということで今準備を進めているところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、防災備蓄倉庫のほうも一緒に進んで、工事のほう進んでいくんですか。そして、完成はいつ、オープンは、前たしか聞いたときは、令和5年の春にはオープンするという予定だったんですが、予算の関係やコロナ禍の中で多少ずれるかと思うんですが、予定としてはいつ頃を見ているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

道の駅、その直売施設のオープンにつきましては令和5年度中を予定しております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 令和5年度、最初の予定では5年度の春オープンと聞いていたんですけども、予算の都合で遅れるのかなと思いますが、予算も確保できたことだし、工事のほうも、これからコロナの中で、また材料が高騰とか材料がありませんなんていうとまた遅れるからと思いますので、工事のほうは早く手を打って進めていただければと思います。

これは終わります。

ページ忘れちゃったけれども、緩衝帯管理実証事業について詳しく説明をお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

緩衝帯管理実証事業というようなことで、こちらのほうにつきましては、近年、荒廃農地が増えて、山とお里をつなぐ部分の境が荒れてきているということで、有害鳥獣発生の原因にもなっておるところでございます。

今回は、ヤギを飼っていただくというようなことで、ヤギの購入もしくはリース費用の一部を補助するというので、予算ベースでは、一応4頭分のヤギを飼っていただいて、それを、まず資材でワイヤーメッシュを設置しまして、ヤギに草を食べていただく範囲、そちらのほうを囲いまして、そこにヤギを放牧するというような形を取っていきたいなというふうに思います。そのヤギのワイヤーメッシュを設置する部分の委託料であったり、それからワイヤーメッシュを買う購入費、そしてヤギを管理していただく委託料、飼っていただく人件費ですね、餌をやっていただいたり、ヤギを送っていただいたりというようなことで、その分というようなことで今回の予算を見込んでおります。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） ヤギが4頭ということで、そうすると、その管理をしてくれる人はこれから募集か何かするんですか。それと、4頭だから、1人ではどうなのかな、1人か2人ぐらいになるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、ヤギを管理していただく方、昔は随分ヤギを飼っていた方もいたということで、日中世話のできるある程度年配の方、例えばシルバー人材センターの方とか、そういう方を想定して、お願いしたいなと思っております。公募にするか、それとも直接お願いするかについては今のところまだちょっと決まっておりません。今後検討してまいります。

それで、ヤギの頭数については、あくまでも現状の予算ということで4頭分は取っておりますが、ですので、4頭飼っていただくのか、2頭ずつなのかということも今後の検討でございます。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） なかなかヤギというのも、昔はたしか飼っていました。ヤギを飼って、そのヤギの乳を搾って飲んでいと。牛乳飲まれない人は、そのヤギの乳を飲んでいと、私も小さい頃、記憶があります。

ただ、ヤギでも、草が生えているから、ワイヤーメッシュを周りにまいて、ヤギを放したら、ヤギ草全部食うかということ、ヤギも草選ぶ権利があって、全部は食わないと思うんですよ。そうすると、ある程度、これから夏の頃かと思うんですが、ある程度草食べれば、また移動するというので、結構大変な手間かなと。あと冬の管理ですね。草ないとき、餌の

確保もしなければならないということで、どうなのかな、ヤギの場合は飼い餌で済むのかな。そういったこともちょっと調べないとあれだし、どこか実証実験したところ、課長、分かればその実証実験ちょっとお聞かせください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私もこの事業の予算を計上するに当たり、実際やられているヤギ牧場の方にお話を聞いてみました。やはりヤギは放しておく、やはり自分の好きな草しか食わないというようなことで、まずワイヤーメッシュについては、外敵であったり、ほかから身を守るためのワイヤーメッシュということで、ヤギについては、その中である程度の行動範囲を狭めるように、例えばくいを打って、ある程度のチェーンで、周りを食べていただくような形で、それを毎回いろいろなところで移動していくというような形にすれば、ある程度食べていただけるのかなと私も思っております。

それと、やはり冬期間ですか、これやはり時期的には、草が生える時期ということで5月から10月程度のものを見込んでおります。先ほど申しましたが、購入していただくと、やはり当然、一年中餌を食べさせなくちゃならないとは思いますが、その牧場さんに聞いたならば、リースもやっています、例えば夏期間までリースして、冬の期間は返すというような方法も取れるというようなことも伺っておりますので、そこいらも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。ヤギにもリースというのがあるんですか。リースだったら冬の管理は心配ないと思いますが、動物なので、まず殺さないようにお願いします。終わります。

○議長（服部 晃君） 質疑の途中でございますが、3時40分まで休議いたします。

（午後 3時26分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時40分）

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 82ページ、衛生費の上水道費、地下水連絡協議会地下水サミット開催市町村負担金ということなんですけれども、このサミットについての内容を詳しくお願いし

ます。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

地下水連絡協議会サミットの負担金でございますが、地下水連絡協議会は、安全・安心でおいしい豊富な天然の地下水を守るため、国などの関係機関と連携しまして、地下水保全に取り組む目的で、年1回、11月10日、これが「いい井戸の日」ということで、11月10日に加盟市町村の輪番制で行っているものでございます。

加盟市町村につきましては、現在9町村でございます。北海道、千葉県、富山県からそれぞれ1町で計3町、残りは福島県内でございます、当村のほか5つの町村でございます。

地下水サミットの内容でございますが、連絡協議会総会並びに地下水サミットとしまして、現在、会場はまだ未定でございますけれども、観光の面からも考えて、羽鳥湖高原交流促進センターのほうがよろしいのかなんては思っておりますが、地下水資源に関する基調講演とか、講師を招いて行い、あとサミットとしまして、加盟町村による現状や課題、情報共有など、講師の方からもアドバイスをいただくなど、その後、意見交換会なども考えております。

なお、経費のほうなんです、講師謝礼とか、開催に要する準備に係る消耗品、あとパンフレットとか、当日用と、あと記録用、そちらのほうとか、会場設営代、当日の司会者の代金とか、あと記念品のほうも作成するような形になります。それからコロナの状況にもよりますけれども、村民や中学生にも多く参加いただくことも考えておりますので、移動の際には密にならないようにバス輸送を多く見ておりまして、これまでもこの金額くらいの負担金を開催地としてはお支払いというか負担している状況でもありますので、今回、その状況を見て計上したところでございます。

なお、前回開催地から引継ぎがまだなので、詳細につきましては引継ぎを受けた中で決めていきたいと思っております。

なお、今年度、富山県の朝日町が開催地でありましたけれども、コロナの関係でオンラインの開催となりました。その内容につきましては、広報てんえい1月号のほうにも載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

続きまして、100ページ、12委託料の着地型誘客促進事業業務委託料、これについてもう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

着地型の観光の促進事業、こちらのほうなんですけど、こちらにつきましては、令和3年、令和4年、令和5年ということで、県のほうのサポート事業をいただきながら、これからコロナが落ち着いていって、ウィズコロナ、アフターコロナというような時代になるかと思いますが、そのときに、コロナがはやってなかなか来られないということであれば、アフターコロナを目指してのオンラインツアーを開催、また、コロナが収まっていけば、モニターツアーというような形で、天栄村を、いろんな農業体験であったり自然体験であったり、いろんなアクティビティを体験していただくモニターツアー、そういったものを実施、そしてコロナ禍が落ち着いた後、もしくは来年以降に、村のほうに観光の誘客を進めるというようなことを目的に行っております。

なお、こちらの事業につきましては、ふるさと夢学校のほうに委託している事業でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この委託料というのは、ふるさと夢学校に委託ということなんですか。そうですか。

それで、何か新しい言葉が、オンラインツアーとかモニターツアーとかというちょっと聞き慣れない言葉とかあったんですけども、これはオンラインを利用したツアーをということなんですか。ちょっと待ってください。じゃ、その言葉から。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

オンラインツアーにつきましては、まずなかなかこのコロナ禍の中で現地に来られないという方でも、天栄村に興味があるというような方については、事前に参加者向けの村の特産品などを送りまして、一緒に食べていただいたりしながら、いわゆるパソコンとかスマホのオンライン上の中で天栄村を疑似体験していただくというようなことで、来年については2回を予定しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そうしますと、これは要するにアフターコロナを見越して、今のうちに村をPRしようというふうな事業なんですか。これでお客さんに来てもらって、観光業者とか旅館とか、そういうところに来てもらうというのではないんですね。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 今ほどはオンラインツアーの話を申しましたが、モニターツアーについても来年度は2回予定しております。こちらにつきましても、天栄村に関心がある方、特に、いわゆる旅行事業者さんであったり、学校の先生であったりというようなことで、将来的に大きな旅行につながるような方を対象に体験ツアーをしていただくというようなことで、どちらかという、今目先のことよりも、将来的に天栄村に来ていただきたいというようなことで準備をするというような形をつくっていくものでございます。

〔「泊まってもらうのとは違うんですか」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） もちろんそのモニターツアーに関しては、当然、来ていただいて、泊まって施設を利用していただくというようなことになります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今の説明なんですけれども、もうちょっと分かりやすく説明してもらえますか、何かよく分からないんですけれども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

オンラインツアーにしても、一度、天栄村に興味がある方に、興味を持っていただいて来てもらいたい、そしてモニターツアーについては、天栄村を知っていただいて、また、泊まっていただいて、さらにその先に結びつけるような事業にしていきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 内容は分かりました。

これ業務委託ということで夢学校にやるんですけれども、これはもう全部夢学校に丸投げでお願いするということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

内容的には夢学校に委託をしておりますので、基本的に夢学校にお願いするものでございますが、私どものほうに、ただいま地域おこし協力隊がいたり、観光担当のセクションがありますので、そういった人間が一緒にお手伝いをしながらということで実際のツアー等は実施しているような状況でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

じゃ、これ、来年度、4年度実施するんですけれども、これぜひ4年度終わってから、成果の報告は、これ報告をするということで約束していただけますか、どんな状況であったか。よろしくどうぞ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

4年度の成果につきましては、また何かの機会を設けさせていただいて、どのような成果だったかお話しさせていただければと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。よろしく願いいたします。

それから、次の質問なんですけれども、さっきのヤギの話なんですけれども、申し訳ないんですけれども、200万予算を取ったということで、私は最初、ヤギを飼う補助金として、多分あれ1頭当たり10万ぐらいの、ヤギって1頭当たりそのぐらいだと、半分ぐらいか3分の1かぐらい補助して、あと結構多くのヤギを飼ってもらうのかなというふうに思ったんですけれども、話伺って、4頭で実証実験やるということなんですけれども、4頭で200万かけて、1頭50万かけて実証実験、どのぐらいの成果が見込めるか、成果が得られるかといったら、ヤギの食う草ってたかが知れているんですよ。実証実験とはいえ、こういうのに200万かけるというのは非常に私はもったいないと思います。

やっぱりこの辺は、話先ほど伺っていましたが、まだまだきちっと計画的にちゃんとしていない、きちっと計画立てていないというふうに思います。これもきちっと成果、終わってから、次年度の9月の決算じゃなくて、レンタルであればもう冬には分かるんで、そういうことできちっと成果報告、これもお願いしたいと思います。答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

緩衝帯管理実証事業につきましても、今年度、来年度ですか、初めての実証事業というように、我々もなかなか見えないところもあるんですが、ぜひ終了した折には、また何かの機会にご報告させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,277万1,000円、診療
施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,221万6,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、事業勘定をお願いいたします。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本

年度予算額 1 億3,672万4,000円、比較215万3,000円の減。こちらにつきましては、まず 1 節から 3 節までの現年課税分につきましては、前年度と比較しまして増額となっているものがございます。また、4 節から 6 節までの滞納繰越分につきましても、前年度と比較して17万8,000円の減の予定でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額6,000円、比較ゼロ。1 節から 6 節まで存目計上でございます。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、本年度予算額 5 万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも存目計上でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、本年度予算額 4 億8,101万2,000円、比較681万3,000円の減。減額の要因は、主に保険給付の見込額の減に伴う普通交付金の減額によるものがございます。

2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度予算額120万6,000円、比較 9 万5,000円の増。こちらは療養給付費国庫負担金の子ども医療費助成成分の減額調整に対する福島県の補助金となります。

次に、2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 1 万円、比較 8,000円の増。こちらは国保基金の利息分でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額4,164万8,000円、比較76万7,000円の減。1 節一般会計繰入金の子ども医療費分に関しまして、国保被保険者の対象者数の減少により子ども医療費が減少しているため減額としているところが主な要因でございます。

次に、2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、本年度予算額2,200万円、比較210万円の増。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。

2 目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目一般被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目退職被保険者等加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

いずれも存目計上でございます。

次に、2項村預金利子、1目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

6目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

8款につきましては、いずれも存目計上でございます。

次に、9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも存目計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額392万1,000円、比較3万2,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

2目連合会負担金、本年度予算額80万円、比較6万2,000円の減。県国保連合会への負担金の減によるものでございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額282万円、比較2万円の増。前年度とほぼ同様の計上でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額16万5,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度予算額9万7,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額3億9,797万6,000円、比較325万2,000円の減。減額の要因につきましては、給付費見込額の減によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額10万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額276万4,000円、比較53万8,000円の増。増額の要因につきましては、療養費の見込額の増によるものでございます。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額3万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

5目審査支払手数料、本年度予算額162万円、比較ゼロ。こちらも前年度と同様の計上でございます。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額5,086万円、比較268万3,000円の減。減額の要因につきましては、こちらも療養費の見込額の減によるものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額30万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。こちらも前年度と同様の計上でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。こちらも昨年度と同様の計上でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。こちらも昨年度と同様の計上でございます。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。こちらも前年度と同様の計上でございます。

次に、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額210万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2目支払手数料、本年度予算額2,000円、比較ゼロ。同様の計上でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額75万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額1億2,577万2,000円、比較23万4,000円の減。

次に、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額4,061万3,000円、比較239万9,000円の増。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度予算額1,151万6,000円、比較368万6,000円の減。

1項から3項までは、いずれも県からの納付予定額を計上したものでございます。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

次に、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,302万8,000円、比較30万3,000円の増。増額につきましては、12節委託料におきまして、特定健康診査未受診者対策事業委託料を340万円から16万2,000円ほど増額しております。こちらはデータ解析費用の増に伴う事業費の増加が要因でございます。そのほかにつきましてはほぼ前年度と同様の計上でございます。

次に、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額86万6,000円、比較8万円の

増。増額の要因につきましては、保健自動車の車検に要する経費のための増額でございます。

2目疾病予防費、本年度予算額552万4,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度予算額1万1,000円、比較8,000円の増。

7款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款に関しましては、いずれも存目計上でございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額100万円、比較ゼロ。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

1目、2目とも税の還付が発生した場合に支出する項目ですが、いずれも前年度と同様の計上でございます。

3目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4目小切手支払未済償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3目、4目とも存目計上でございます。

5目一般被保険者還付加算金、本年度予算額3万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

6目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

6目、7目とも存目計上でございます。

次に、2項延滞金、1目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額16万9,000円、比較1万2,000円の減。こちらは特別調整交付金のうちの収納率向上対策分を一般会計に繰り出すものでございますが、前年度と同様の計上でございます。

2目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,260万円、比較5,000円の減。こちらもほぼ前年度と同様の計上でございます。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額708万8,000円、比較91万2,000円の減。

続きまして、診療施設勘定をご説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

こちらも歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額384万円、比較6万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、本年度予算額222万円、比較1万2,000円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額1,482万円、比較6万円の減。

4目一部負担金収入、本年度予算額324万円、比較2万4,000円の減。

1目から4目までは診療所における診療報酬収入でございますが、いずれも受診者の減少により若干の収入減となることが予想されるため減額としたものでございます。

5目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度予算額56万6,000円、比較4万3,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度予算額15万2,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,094万5,000円、比較87万2,000円の減。減額の要因につきましては、各予防接種の減によるものでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額1,260万円、比較5,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額5万1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額300万円、比較240万円の増。こちらは前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額78万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,953万3,000円、比較413万7,000円の増。増額の要因につきましては、34ページをお願いいたします。

34ページ、12節委託料におきまして、医療システム機器更新業務委託料214万5,000円、オンライン資格確認対応作業委託料105万6,000円を新規で計上したため増額となったものでございます。こちらのほうでございますが、医療システム機器更新業務委託料につきましては、

診療所で使用している診療報酬請求書を請求するための機器を更新するための必要が生じたため実施するものです。また、オンライン資格確認対応作業委託料につきましては、保険証がマイナンバーカードで対応可能となったことから、マイナンバーカードを保険証として利用される患者さんに対応するために、マイナンバーカードを読み込めるよう機器との接続や関連するシステムを改修するものでございます。そのほかに関しましては前年度とほぼ同様の計上でございます。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度予算額27万7,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度予算額60万5,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、2目医療用消耗器材費、本年度予算額30万1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3目医薬品衛生材料費、本年度予算額1,080万円、比較24万円の減でございます。

続きまして、4目委託料、本年度予算額30万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額40万円、比較257万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万7,000円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

1款県支出金、2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。

存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度38万2,000円、比較20万4,000円の減でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度24万9,000円、比較24万8,000円の増でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較228万円の減でございます。こちらにつきましては、昨年、東京電力から5年に1回の土地借地料の支払いがあったため、今年度はその土地借地料の計上がなかったものによります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度23万2,000円、比較220万6,000円の減。24節の積立金で基金積立金216万7,000円の減によるものでございます。そのほかは例年同様でございます。

2目財産管理費、本年度30万5,000円、比較3万円の減。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第27号 令和4年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第27号 令和4年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロでございます。

2 目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度 8 万2,000円、比較 3 万9,000円。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度18万4,000円、比較 9 万円の減でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度21万2,000円、比較 5 万1,000円の減でございます。おおむね昨年同様の計上でございます。

2 目財産管理費 4 万8,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 1 万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第 5、議案第 28 号 令和 4 年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 63ページをご覧ください。

議案第28号 令和4年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43万8,000円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。こちらは土地の貸付収入でございます。東北電力からの電力柱の貸付けによるものであります。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。基金利子になっております。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、こちらは存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度予算額1,000円、こちらも存目計上でございます。

続きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度33万5,000円、比較26万5,000円の減。一般会計への繰入金です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額9万5,000円、比較25万9,000円の減となっております。

次のページをご覧ください。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。こちらは昨年度と同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度予算額4万円。こちらと同額計上でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、本年度予算額18万8,000円。比較44万3,000円の減となっております。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1万円、比較8万1,000円の減とな

っております。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明日は午前10時から開催いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 4時29分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和4年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第29号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 2 議案第30号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
日程第 3 議案第31号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 4 議案第32号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第 5 議案第33号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
日程第 6 議案第34号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
日程第 7 議案第35号 令和4年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第 8 議案第36号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 9 議案第37号 令和4年度天栄村水道事業会計予算について
日程第10 陳情審査報告
日程第11 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第12 発議案第1号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第13 議案第38号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14 議案第39号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について
日程第15 常任委員の選任について
日程第16 議会運営委員の選任について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 大須賀 溪 仁 君 10番 服 部 晃 君
欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田 典 子 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山 富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井 幸 治 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	北 畠 さ つ き	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 歩		

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。
教育長、久保直紀君より天栄中学校卒業式出席のため欠席の届出がありました。
- （午前10時00分）
-

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
-

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第29号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

- 産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

73ページをお開きください。

議案第29号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,551万7,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円。

2 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入、本年度1,000円。

いずれも存目計上でございます。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度3,051万3,000円、比較113万9,000円の増。土地の貸付収入でございます。新たに1 社分貸付けが増えたことによることの増加でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

次のページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度3,301万7,000円、比較108万2,000円の増。増加の理由は、新たに新規立地企業と契約したことにより地質調査を行うことによるものでございます。

12 節の委託料、工業団地の環境整備に209万円、地質調査委託料として600万円をそれぞれ計上しております。

27 節繰出金、こちらは一般会計の繰出金2,405万8,000円を計上しております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度250万円、比較5万7,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第30号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 81ページをお願いいたします。

議案第30号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,277万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

86ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度996万円、比較11万1,000円の減。使用料見込みによる減でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度7,000円、比較ゼロ。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度280万円、比較ゼロ。前年度繰越金の見込みによるものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,227万円、比較11万1,000円の減。ほぼ前年度並みの予算計上でございますが、減額の主な要因といたしましては、11節役務費のし尿・汚泥汲取り料が精査により13万円ほど減額になっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） お聞きしますけれども、大山地区の排水処理施設、できてからもう35年以上たっていると思うんですけれども、前にも聞いたことあるんですけれども、耐用年数はどのぐらいで、そして今現在、修繕費等、それで、ここ10年とか20年ぐらい大丈夫ですとその当時には答弁したんですけれども、今現在はどのようになっているのか、その耐用年数。そして、修繕と、あとまたあのときには、あと10年20年は大丈夫ですと答えがあったんですけれども、現在はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前10時08分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時12分)

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

お答えいたします。

耐用年数のほうなんです、今、詳しくはちょっと調べてみないと分からないんですが、大体50年くらいだと認識はしております。

あと、機器類の修繕につきましては、毎年、不具合が生じたところはその都度直してございまして、機能的には現在は大丈夫なような形になっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） もう10年ぐらい前に一度聞いたんですけれども、そしてそのときに、大山団地の方が自分たちで管理しようと言ったので聞いたんですよ。そうすると、基金もそのとき7,000万ぐらいあると、でももし、そのとき、あとどのぐらいもつかと云うならば、修繕して、耐用年数というのはその当時もたしか50年ぐらいあるけれども、もし修繕費がかかった場合は今の牧本とか広戸の前とか大里、地べたじゃなくて屋根つきになると2億、3億の金がかかるから、それは全部村のほうでやるんですかと言ったら、それは村のほうでやりますということで了解したんですけれども、私の聞きたいのは、結局は今でもそういう方針なのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

方針は変わらず、基金を活用しながらそれは対応するのは当然のことですので、
そういう認識でいます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。この積立金を分けようなんていうとんでもない発案し
た、総会で言った人もいたので、そのときに一応聞いたんです。でも、それを説明しました
から、一応。現在もその当時の答弁と同じなので安心しました。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第31号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計
予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 91ページをお願いいたします。

議案第31号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げま

す。

令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,134万5,000円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

94ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額1,230万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年1.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

97ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,239万8,000円、比較54万4,000円の減。使用料の見込みによる減でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億2,058万5,000円、比較590万2,000円の減。起債の元利償還金の減によるものでございます。また、板屋々敷地区排

水路改修工事に伴い下水道管路移設工事が発生することから、請負相当分77万円もこの中に含まれております。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度155万7,000円、比較1万4,000円の減。排水施設事務に係る人件費等の按分による繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,450万円、比較50万円の増。前年度繰越金の見込みによる増でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,230万円、比較930万円の増。公営企業会計適用債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度8,906万7,000円、比較339万4,000円の減。減額の主な要因といたしましては、10節需用費の修繕費が施設修繕箇所
の減により308万2,000円の減、22節償還金利子及び割引料の利子償還金が251万4,000円の減となっております。

12節委託料の電算委託料におきましては、令和5年10月から国の施策で買手が売手に対して適用税率や消費税額等を正確に明示することとなるため、システム改修委託料として121万円を含めて計上しております。

また、14節工事請負費におきましては、板屋々敷地区排水路改修工事に伴い下水道管路移設工事が発生することから、維持工事請負費の中に77万円を含めて計上しております。

そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度1億2,177万8,000円、比較673万4,000円の増。増額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、地方公営企業法の適用範囲を拡大する目的により、集落排水事業におきまして令和5年度までに公営企業会計へ移行しなければならず、本年度は固定資産を洗い出し整備等を予定していることから、公営企業会計法適用化業務委託料として1,029万6,000円の増額となっております。

22節償還金利子及び割引料におきましては、元金償還金が356万2,000円の減となっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第32号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 109ページをお願いいたします。

議案第32号 令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226万3,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度66万1,000円、比較5万1,000円の増。使用料の見込みによる増でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度70万円、比較33万9,000円の減。一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度90万円、比較31万4,000円の増。前年度繰越金の見込みによる増でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度216万3,000円、比較7,000円の増。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較1万9,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第33号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 119ページをお願いいたします。

議案第33号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,198万1,000円と定める。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

122ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額670万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年1.0%以内。（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

125ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度576万円、比較1万円の増。使用料の見込みによる増でございます。

2 項手数料、1 目施設手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。設計審査手数料として前年度と同額の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目保健衛生費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度1,373万8,000円、比較871万7,000円の減。県発注の国道118号道路橋梁整備工事に伴う水道管移設工事の減によるものでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度400万円、比較10万円の減。前年度繰越金の見込みによる減でございます。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度2,178万円、比較3,524万5,000円の減。こちらも県発注の国道118号道路橋梁工事に伴う水道管移設工事の物件等移転補償費の減によるものでございます。

7 款村債、1 項村債、1 目事業債、本年度670万円、比較470万円の増。公営企業会計適用債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度1,003万2,000円、比較17万3,000円の減。おおむね前年度並みの予算計上となっておりますが、14節工事請負費のメーター交換工事で28万8,000円の増、排水管漏水修理工事で100万円の減、配水池施設整備工事については大平配水池清掃費として20万円を計上しております。

また、17節備品購入費において、水道メーター購入費が25万円の増となっております。

130ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、本年度4,184万9,000円、比較3,926万1,000円の減。主な減額の理由におきましては、県発注の国道118号道路橋梁整備工事に伴う水道管移設工事関連事業費の減によるもので、12節委託料、測量設計委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費で4,612万9,000円の減となっております。

また、12節委託料では、公営企業法の適用範囲を拡大する目的により簡易水道事業について令和5年度までに公営企業会計へ移行しなければならず、今年度は固定資産を洗い出し整備等を予定していることから、公営企業会計法適用化業務委託料で526万9,000円の増となっております。

22節償還金利子及び割引料では、政府資金元金償還金として160万円を計上しております。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円、比較8万2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第34号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計
予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 133ページをお願いいたします。

議案第34号 令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168万7,000円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

138ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万3,000円、比較
ゼロ。使用料の見込みによる計上でございます。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度90万円、比較10万円の増。前年度繰越金の見込みによる増でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度17万3,000円、比較12万4,000円の減。一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度163万7,000円、比較2万4,000円の減。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度5万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第35号 令和4年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 141ページをお願いいたします。

議案第35号 令和4年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,840万5,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

148ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億4,401万5,000円、比較101万8,000円の増。こちらは65歳以上の被保険者から徴収する保険料でございますが、被保険者の増加に伴い特別徴収も普通徴収も増となる見込みでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目督促手数料、本年度予算額1万8,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額1億876万3,000円、比較158万9,000円の増。増額の要因につきましては、各給付の増額に伴う負担金見込額の増によるものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額3,479万2,000円、比較39万2,000円の増。こちらにつきましても、各給付の増額に伴う交付金見込額の増によるものでございます。

2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、本年度予算額661万2,000円、比較15万3,000円の減。こちらは対象事業費の減に伴う補助金の減によるものでございます。

3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業)、本年度予算額319万4,000円、比較2万7,000円の増。ほぼ前年度と同額の計上でございます。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額97万4,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

5目保険者努力支援交付金、本年度予算額105万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度予算額1億

7,030万6,000円、比較196万5,000円の増。こちらも各給付費の増額に伴う交付金見込額の増によるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金、本年度予算額892万6,000円、比較20万7,000円の減。こちらは対象事業費の減に伴う交付金の減によるものでございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額9,623万5,000円、比較77万7,000円の増。こちらにつきましても、各給付費の増額に伴う県負担金見込額の増によるものでございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額413万2,000円、比較9万6,000円の減。こちらは対象事業費の減に伴う補助金の減によるものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度予算額159万6,000円、比較1万3,000円の増。ほぼ同様の計上でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目物品売却収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも存目計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度予算額7,884万6,000円、比較91万円の増。こちらは各給付費の増に伴う繰入金の増額によるものでございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額413万3,000円、比較9万6,000円の減。こちらは対象事業費の減に伴う繰入金の減でございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度予算額159万6,000円、比較1万2,000円の増。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次に、4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額726万2,000円、比較52万2,000円の増。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額549万2,000円、比較21万円の増。こちらは介護保険事務を行うために要する一般事務費を一般会計から繰り入れるもので、今回、歳出で介護事業所台帳管理システムの使用料が増となったため、繰入金も増としたものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額30万円、比較20万円の減。

次に、9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目第1号被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3目返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

9款の1項から3項まではいずれも存目計上でございます。

次に、4目雑入、本年度予算額15万円、比較ゼロ。こちらは一般介護予防において実施予定の水中ウォーキング事業の参加料として15万円ほど計上しているところでございます。

続きまして、歳出お願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額55万円、比較33万円の増。令和4年度より介護事業所の登録事務や変更事務等、市町村で行うようになり、その台帳管理システムの使用料が必要となったため、13節の使用料及び賃借料が増となったものでございます。そのほかに関しましては前年度と同様の計上でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額17万6,000円、比較1,000円の増。前年度と同様の計上でございます。

次に、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度予算額240万9,000円、比較9万5,000円の減。減額の要因につきましては、岩瀬地方介護認定審査会負担金の減により9万5,000円ほど減額となったためでございます。そのほかに関しましては前年度と同様の計上でございます。

2目認定調査等費、本年度予算額229万5,000円、比較2万6,000円の減。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次に、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度予算額6万2,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額1億7,460万円、比較660万円の増。増額の要因につきましては、通所介護や通所リハビリ、福祉用具貸与等の増加が見込まれるため増額としたものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額5,400万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5目施設介護サービス給付費、本年度予算額3億1,000万円、比較200万円の減。減額の主な要因につきましては、令和3年度の給付費の推計より減額としたものでございます。

次に、6目特例施設介護サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額45万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

8目居宅介護住宅改修費、本年度予算額144万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額2,820万円、比較60万円の増。増額の要因といたしましては、対象者数の増加が見込まれるため増額としたものでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、本年度予算額444万円、比較224万4,000円の増。増額の主な要因につきましては、介護予防短期入所生活介護及び介護予防福祉用具貸与等の増加が見込まれるため増額としたものでございます。

2目特例介護予防サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次に、3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額27万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

6目介護予防住宅改修費、本年度予算額54万円、比較ゼロ。こちらも前年度と同様の計上でございます。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額114万円、比較45万円の増。増額の要因につきましては、対象者の増が見込まれるため増額としたものでございます。

8目特例介護予防サービス計画給付費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次に、3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額44万4,000円、比較4万4,000円の増。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、本年度予算額1,560万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2 目高額介護予防サービス費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額184万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次に、6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度予算額43万2,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度予算額3,780万円、比較66万円の減。減額の主な要因につきましては、令和3年度の給付費からの推計により減額としたものでございます。

2 目特例特定入所者介護サービス費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3 目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額3万6,000円、比較3万5,000円の増。昨年度からのサービスを利用される方が増えたため増額としたものでございます。

4 目特例特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次に、3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度予算額1,800万円、比較120万円の減。減額の要因につきましては、訪問型及び通所型サービスともに令和3年度給付費の推計からの減額とするものでございます。

次に、2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度予算額264万1,000円、比較36万円の減。減額の要因につきましては、令和3年度の給付費からの推計により減額としたものでございます。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、本年度予算額1,230万6,000円、比較64万3,000円の増。増額の要因につきましては、12節委託料におきまして、高齢者いきがい活動支援事業における諸経費が増えるため増額としたものでございます。

次に、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、本年度予算額558万5,000

円、比較ゼロ。前年度と同様の予算計上でございます。

2目権利擁護事業費、本年度予算額50万円、比較5万円の減。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度予算額72万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4目任意事業費、本年度予算額18万4,000円、比較18万1,000円の増。増額の要因につきましては、12節委託料及び19節扶助費におきまして、認知症サポーター養成事業委託と成年後見制度の利用支援のための費用を計上したため増額としたものでございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額46万7,000円、比較2万4,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

6目生活支援体制整備事業費、本年度予算額50万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、7目認知症総合支援事業費、本年度予算額34万5,000円、比較3万3,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額8万4,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度予算額3万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。こちらも存目計上でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額30万3,000円、比較3,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時10分まで。

(午前10時56分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第36号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 167ページをお願いいたします。

議案第36号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,475万6,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

172ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額3,060万円、比較42万5,000円の減。減額の要因につきましては、特別徴収の被保険者数の減によるものでございます。

2目普通徴収保険料、本年度予算額543万円、比較7万5,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目督促手数料、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額48万3,000円、比較4,000円の増。前年度とほぼ同様の計上でございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,566万5,000円、比較58万8,000円の増。こちらは広域連合の試算により増となっておりますのでございます。

次に、3目広域連合分賦金、本年度予算額34万円、比較1,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

4目保健事業費繰入金、本年度予算額98万3,000円、比較19万5,000円の増。こちらは人間ドック受診予定者の増加による増でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。こちらは前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。2目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。いずれも存目計上でございます。

次に、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度予算額108万7,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額14万円、比較4万円の増。ほぼ前年度と同様の計上でございます。

2目還付加算金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次に、5項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較4万4,000円の減。こちらは保健事業の中の人間ドック事業におきまして、広域連合分の負担分がなくなったことによる減でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度予算額19万円、比較4,000円の増。前年度とほぼ同様の計上でございます。

2目徴収費、本年度予算額29万3,000円、比較ゼロ。こちらにつきましても前年度と同様の計上でございます。

次に、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額5,169万5,000円、比較8万7,000円の増。こちらは広域連合の

試算により計上したもので、前年度と比較し増額となるものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度予算額236万9,000円、比較14万9,000円の増。増額の主な要因につきましては、12節委託料におきまして人間ドックの対象予定者の増加に伴う委託料の増でございます。そのほかにつきましては前年度とほぼ同様の計上でございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額14万円、比較4万円の増。こちらは保険料の過年度還付金でございます。

2目還付加算金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。前年度と同様でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費5万6,000円、比較2,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第37号 令和4年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 別冊の天栄村水道事業会計予算書、1ページをお願いいたします。

議案第37号 令和4年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和4年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数1,509戸。

年間総配水量51万6,900立方メートル。

一日平均配水量1,416立方メートル。

主要な建設改良工事、石綿管更新事業5,029万2,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益1億348万5,000円。

第2項営業外収益3,682万7,000円。

次のページをお願いいたします。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用1億2,849万1,000円。

第2項営業外費用1,081万9,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,545万3,000円は、過年度損益勘定留保資金7,953万6,000円、消費税資本的収支調整額591万7,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入、第1項企業債4,500万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費1,423万円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費7,046万3,000円。

第2項企業債償還金7,422万3,000円。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。

限度額4,500万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年1.0%以内。（ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については償還期間30年間以内のうち据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,586万7,000円。

次のページをお願いいたします。

（他会計からの補助金）

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,771万円である。

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142万円とする。

令和4年3月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

令和4年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度1億100万円、比較287万9,000円の増。水道使用料の見込みによる増でございます。

2目受託工事収益、本年度240万2,000円、比較ゼロ。消火栓交換修繕等受託工事に伴う収入でございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。給水工事設計審査等手数料に伴う収入でございます。

4目負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度1万円、比較ゼロ。預金利子収入でございます。

2目他会計補助金、本年度1,771万円、比較311万5,000円の減。一般会計からの補助金で

ございます。

次のページをお願いいたします。

3目雑収益、本年度5万円、比較ゼロ。指定給水装置工事事業者指定手数料でございます。

4目消費税還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度1,905万6,000円、比較37万円の減。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度891万3,000円、比較40万円の減。増額の主な理由といたしましては、5節修繕費におきまして水源等施設の維持補修費の増によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2目配水及び給水費、本年度1,291万3,000円、比較40万3,000円の減。減額の主な理由としましては、6節修繕費におきましてメーター交換が前年度より少なくなったため減額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3目受託工事費、本年度240万4,000円、比較ゼロ。

次のページになりますが、4節修繕費におきまして、消火栓交換修繕等工事を3か所予定しております。

4目総係費、本年度2,195万1,000円、比較325万円の増。増額の主な理由といたしましては、1節、2節、4節の人件費に係る部分におきまして168万8,000円の増。11節委託料、料金システムインボイス制度対応におきましては、令和5年10月から国の施策で売手が買手に対して適用税率や消費税額等を正確に明示することとなるため、システムの改修委託料として121万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

5目減価償却費、本年度8,185万1,000円、比較76万4,000円の減。有形固定資産の減価償却費の減少により減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度24万9,000円、比較ゼロ。配水管布設替工事に伴う除却費でございます。

7目その他営業費用、本年度21万円、比較ゼロ。口座振替及びコンビニ収納の手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度1,021万8,000円、比較198万9,000円の減。企業債償還金の利息の減によるものでございます。

2目雑支出、本年度10万1,000円、比較ゼロ。過年度水道料金の還付金でございます。

3目消費税、本年度50万円、比較110万円の減。消費税納付予定額の見込みによる減でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目過年度損益修正損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4項予備費、1目予備費、本年度100万円、比較ゼロ。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度4,500万円、比較ゼロ。石綿セメント管更新事業における起債でございます。

2項負担金、1目負担金、本年度1,000円、比較1,011万9,000円の減。前年度におきましては天栄中学校消火栓移設工事に伴う負担金がありましたが、本年度はありませんので存目計上としております。

3項補償費、1目補償費、本年度1,423万円、比較1,422万9,000円の増。板屋々敷地区排水路改修工事に伴う配水管移設工事における補償費でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5項出資金、1目出資金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度7,037万円、比較181万2,000円の増。増額の主な理由といたしましては、1節工事請負費におきまして、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う配水管水管渠移設工事を予定していることから増額となっております。また、石綿管更新事業といたしましては、原町地区と畑中地区の排水管布設替工事並びに高戸屋地区の管路舗装復旧工事を予定しております。

次のページをお願いいたします。

2目固定資産購入費、本年度9万3,000円、比較ゼロ。給水メーター購入費でございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度7,422万3,000円、比較1,009万6,000円の減。企業債元金償還金の減によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時29分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第10、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会に付託となっていました事件1件について、委員長からの審査の結果を求めます。

産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

[産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和4年3月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号1。

付託月日、令和4年3月8日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、不採択。

委員会の意見、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化により、国内経済が疲弊し、倒産を余儀なくされている企業が増加しており、先行きが見通せない状況が続いている。そのため本陳情の趣旨は理解するものの、現時点においては、まず企業を存続させ、雇用を維持することが優先であり、賃金の引き上げを行う時期ではないと判断したためであります。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと

早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第11、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和4年3月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和4年3月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和4年3月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和4年3月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 1時40分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時41分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、発議案第1号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 発議案第1号 天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により天栄村議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月11日提出。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

天栄村議会議長、服部晃殿。

理由。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に

求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

令和4年天栄村議会規則第 号。

天栄村議会会議規則の一部を改正する規則。

天栄村議会会議規則（平成4年天栄村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて、」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第38号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北嶋さつき君登壇〕

- 議会事務局長（北嶋さつき君） 議案第38号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月11日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字要谷20番地。

氏名 猪越喜久雄。

生年月日 昭和29年4月16日生。

- 議長（服部 晃君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の監査委員のうち常松秀夫さんの任期が本年4月10日をもって満了となりますので、新たな監査委員として猪越喜久雄さんを選任することについて、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。

猪越喜久雄さんは昭和48年に天栄村役場に奉職し、平成26年に退職するまでの間、税務課、総務課、産業課、議会事務局などに勤務され、財務、行政全般に優れた見識を有しておられます。また、保護司や土地改良区役員も務められ、地域の事情にも精通しておられることから、監査委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は4月11日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第39号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第39号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,750万円とする。

令和4年3月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

180ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額450万円の増。がんばれ天栄応援寄附金の見込み増によるものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額300万円。財政調整基金からの繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額115万2,000円の増。こちらは、がんばれ天栄応援寄附金のうち子ども未来基金への積立金でございます。

10目ふるさと納税費、補正額559万8,000円の増。7節から12節につきましてはふるさと納税に伴う返礼品や諸経費などの経費を計上しております。24節につきましては、寄附金のうちがんばれ天栄応援基金への積立てでございます。額が334万8,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額26万4,000円の増。土地改良施

設維持管理適正化事業補助金26万4,000円でございますが、適正化事業におきまして施工中の小川地区水道橋が予想以上に腐食していたことが判明し、鋼材の溶接加工などの追加費用が発生したことから補助金を増額計上するものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額48万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

次に、常任委員の選任と議会運営委員の選任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 1時54分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 1時54分)

◎常任委員の選任について

○議長（服部 晃君） 日程第15、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

議員の皆さんは、議員控室に集まってください。

(午後 1時55分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時00分)

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

したがって、これより指名いたします。

常任委員の選任については、事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北島さつき君登壇〕

○議会事務局長（北島さつき君） 常任委員の選任について。

天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、常任委員を次のとおり選任するものとする。

令和4年3月11日提出、天栄村議会議長、服部晃。

記。

1、総務常任委員（5名）

円谷要、小山克彦、揚妻一男、熊田喜八、服部晃

2、産業建設常任委員（5名）

北島正、大浦トキ子、廣瀬和吉、渡部勉、大須賀溪仁

3、議会広報常任委員（5名）

円谷要、小山克彦、揚妻一男、熊田喜八、大須賀溪仁

- 議長（服部 晃君） ただいま事務局が朗読しました常任委員にそれぞれ指名いたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

続いて、各常任委員会委員長と副委員長を選任したいと思います。

常任委員会の委員長、副委員長については、議長より報告を申し上げます。

総務常任委員長に小山克彦君、総務常任副委員長に円谷要君、産業建設常任委員長に渡部勉君、産業建設常任副委員長に廣瀬和吉君、議会広報常任委員長に揚妻一男君、議会広報常任副委員長に熊田喜八君を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日からとなりますのでご了承願います。

◎議会運営委員の選任について

- 議長（服部 晃君） 日程第16、議会運営委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会によって選任したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

議員の皆さんは、議員控室に集まってください。

（午後 2時03分）

-
- 議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時09分）

-
- 議長（服部 晃君） これより議会運営委員会の委員を指名いたします。

議会運営委員の選任については、事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北畠さつき君登壇〕

○議会事務局長（北畠さつき君） 議会運営委員の選任について。

天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議会運営委員を次のとおり選任するものとする。

令和4年3月11日提出、天栄村議会議長、服部晃。

記。

1、議会運営委員（5名）

円谷要、小山克彦、廣瀬和吉、渡部勉、大須賀溪仁

○議長（服部 晃君） ただいま事務局が朗読いたしました5名の諸君を議会運営委員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

続いて、議会運営委員会の委員長、副委員長を選任したいと思います。

委員長、副委員長の選任については、議長より報告を申し上げます。

委員長に円谷要君、副委員長に廣瀬和吉君を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日からとなりますのでご了承願います。

○議長（服部 晃君） 以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和4年3月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月8日から本日までの4日間にわたりまして、令和4年度各会計当初予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く

御礼申し上げます。

本定例会で成立いたしました各会計当初予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、4月からスタートする第5次天栄村総合計画後期基本計画の実現に向け、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

3月も半ばとなり、日増しに春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 5月24日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 円 谷 要

署 名 議 員 大 浦 トキ子

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
4号	天栄村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
5号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
6号	天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
7号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
8号	天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
9号	天栄村東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について	3月9日	原案可決
10号	天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	3月9日	原案可決
11号	財産の無償譲渡について	3月9日	原案可決
12号	村道の路線の廃止について	3月9日	原案可決
13号	村道の路線の認定について	3月9日	原案可決
14号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	3月9日	原案可決
15号	令和3年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
16号	令和3年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
17号	令和3年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
18号	令和3年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
19号	令和3年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
20号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
21号	令和3年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
22号	令和3年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
23号	令和3年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月9日	原案可決
24号	令和4年度天栄村一般会計予算について	3月10日	原案可決
25号	令和4年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月10日	原案可決
26号	令和4年度牧本財産区特別会計予算について	3月10日	原案可決
27号	令和4年度大里財産区特別会計予算について	3月10日	原案可決
28号	令和4年度湯本財産区特別会計予算について	3月10日	原案可決
29号	令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
30号	令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
31号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
32号	令和4年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月11日	原案可決
33号	令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月11日	原案可決
34号	令和4年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月11日	原案可決
35号	令和4年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月11日	原案可決
36号	令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月11日	原案可決
37号	令和4年度天栄村水道事業会計予算について	3月11日	原案可決
38号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3月11日	同 意
39号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	3月11日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議 1 号	天栄村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	3月11日	原案可決